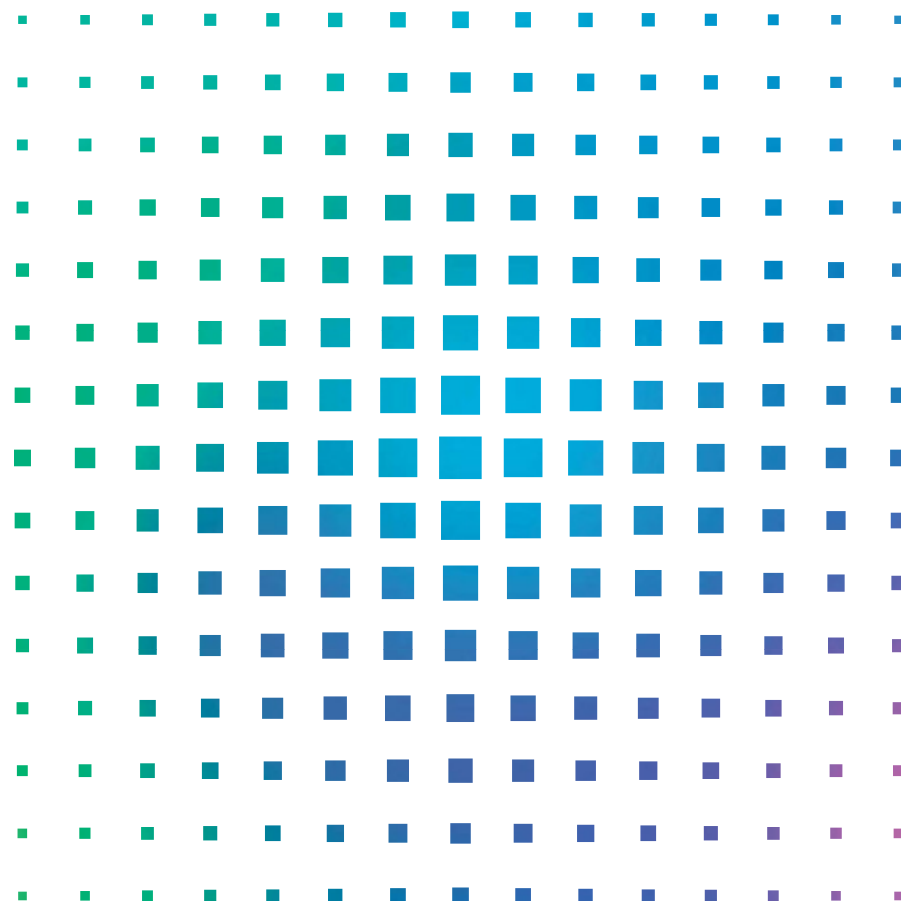
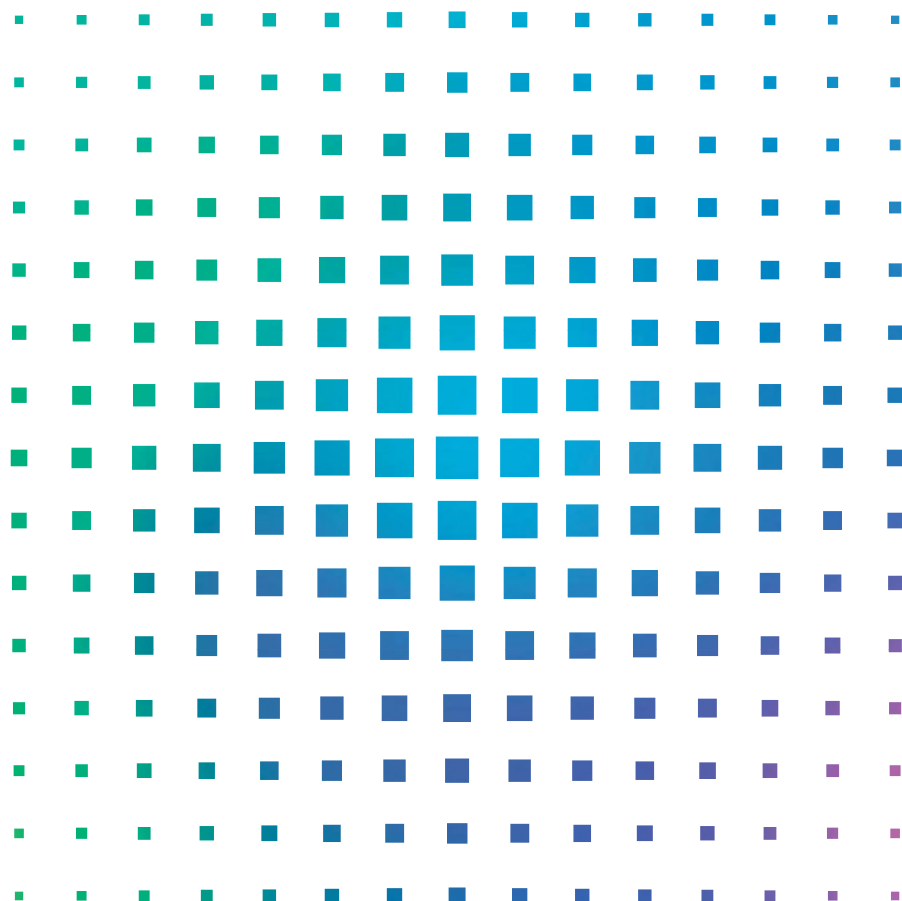


富山市総合計画
後期基本計画
2012 - 2016

富山市総合計画
後期基本計画
2012 - 2016



富 山 市 総 合 計 画
後 期 基 本 計 画

2012 - 2016

ごあいさつ



富山市は、北に広がる富山湾から南にそびえる北アルプス立山連峰まで、標高差4,000メートルの豊かな自然に恵まれ、県都として高度な都市機能を併せ持つ日本海側有数の中核都市です。

近年、人口減少と少子・超高齢社会が進行する中、富山市では北陸新幹線の平成26年度末までの開業を見据え、都市機能が充実し、誰もが暮らしやすく、魅力に溢れ、多くの方々から「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思われるような、誰からも選ばれる魅力ある都市を目指しております。そのためには、公共交通の活性化や効率的な都市機能の形成によるコンパクトなまちづくりを進めながら、福祉や環境など市民の暮らしに関わりの深い分野の施策についても一層充実していかなければならないと考えています。

こうした中、本市での「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」をはじめとした戦略的な提案が評価され、平成23年12月には、国の新成長戦略に位置づけられた「環境未来都市」構想の対象都市として富山市が選定されました。また、平成19年に国の第1号認定を受けた中心市街地活性化基本計画での取り組みを基に、更なる中心市街地の活性化を目指すため第2期計画を策定し、この3月に国から認定を受けたところです。

厳しい財政状況の中で富山市が継続的に発展していくためには、これらの事業に着実に取り組み、環境にも高齢者にも優しい都市を目指すとともに、中心市街地に高次都市機能を一層集積させ、経済政策により産業の育成と雇用の安定を図るなど、様々な施策をバランス良く推進しながら、都市の総合力を高めていくことが重要であります。

このたびの総合計画後期基本計画は、基本構想に基づき、前期基本計画の成果と課題を検証し、富山市の目指す都市像『人・まち・自然が調和する 活力都市とやま』の実現に向けて、目標年度である平成28年度までの施策の方向性を明らかにしたものです。この計画では、施策の実施によって得られる成果ができるだけわかりやすくなるよう「目標とする指標」を示すとともに、まちづくりへの参画を身近に感じていただけるように「市民に期待する役割」を記載しておりますので、市民の皆様、企業や関係団体の方々の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、市民説明会やパブリックコメントなどを通して参画をいただいた多くの市民の皆様、熱心なご審議を賜りました富山市総合計画審議会委員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成24年3月
富山市長 森 雅志

後期基本計画（総論）

- 第1章 後期基本計画の趣旨／8
- 第2章 後期基本計画の位置づけ／8
- 第3章 総合計画の構成及び基本計画の期間／9
- 第4章 時代の潮流／9
- 第5章 まちづくりの主要課題／11
- 第6章 基本指標／12
 - 第1節 人口の見通し／12
 - 第2節 市民意識調査／16
 - 第3節 財政の状況／18
- 第7章 5つのまちづくりの目標／21
- 第8章 施策の体系／25
- 第9章 重点プロジェクト／28
- 第10章 土地利用の方針／31
 - 第1節 土地利用の基本方針／31
 - 第2節 都市構造形成の基本方針／32
 - 第3節 交通体系の整備方針／35
 - 第4節 水と緑の整備方針／36
- 第11章 市民の視点に立った計画の推進／37
 - 第1節 協働によるまちづくり／37
 - 第2節 成果重視のまちづくり／37
- 第12章 財政の見通し／38

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

- 政 策 1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり
 - 施策(1) 子育て環境の充実／40
 - 施策(2) 学校教育の充実／45
 - 施策(3) 高等教育の推進／49
 - 施策(4) 市民の自主的な学習環境の充実／50
- 政 策 2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり
 - 施策(1) 個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出／53
 - 施策(2) 勤労者福祉の向上／55
- 政 策 3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり
 - 施策(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実／57
 - 施策(2) 健康づくり活動の充実／60
 - 施策(3) 介護予防活動の充実／63
- 政 策 4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
 - 施策(1) 高齢者・障害者への支援／65
 - 施策(2) 社会参加と生きがいづくり活動への支援／68
- 政 策 5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり
 - 施策(1) 保健・医療・福祉の連携、充実／70
 - 施策(2) コミュニティの再生／72
 - 施策(3) 家庭・地域における教育力の向上／74

II すべてのにやさしい安全なまち

- 政 策 1 安全に暮らせる社会の実現
 - 施策(1) 災害に強いまちづくり／76
 - 施策(2) 雪に強いまちづくり／80
 - 施策(3) 消防・救急体制の整備／82
 - 施策(4) 交通安全対策の充実／85
 - 施策(5) 防犯・防災体制の充実／88
- 政 策 2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり
 - 施策(1) 安全で快適なまちづくり／90
 - 施策(2) 安全・安心な消費生活の推進／92
 - 施策(3) 快適な生活環境づくり／94
- 政 策 3 地球にやさしい環境づくり
 - 施策(1) 循環型まちづくりの基盤整備／97
 - 施策(2) エネルギーの有効活用／100
 - 施策(3) 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み／103
- 政 策 4 暮らしの安全を守る森づくり
 - 施策(1) 森林機能の再生・強化／105
 - 施策(2) 生態系の保護・回復／107

Ⅲ 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

- 政 策 1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり**
施策(1) 賑わいと交流の都市空間の整備・充実／108
施策(2) 地域の個性と特性を生かしたまちづくり／112
施策(3) ふるさと景観の保全・形成／114
施策(4) ゆとりが感じられる都市生活基盤の整備／116
- 政 策 2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと安らぎのまちづくり**
施策(1) 水辺環境の保全・育成／118
施策(2) 公園・緑地の整備／119
施策(3) 中山間地域の振興／121
- 政 策 3 コンパクトなまちづくり**
施策(1) 歩いて暮らせるまちづくりの推進／123
施策(2) まちなか居住の推進／125
施策(3) 地域の生活拠点地区の整備／127
- 政 策 4 生活拠点をつなぐ交通体系の充実**
施策(1) 公共交通の利用促進／129
施策(2) 拠点を結ぶ交通体系の再構築／131
施策(3) 地域を結び生活を支える道路網の整備／134

Ⅳ 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

- 政 策 1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり**
施策(1) 広域・滞在型観光の推進／136
施策(2) 観光資源のネットワーク化の推進／138
施策(3) 富山ブランドの発掘・発信／141
施策(4) コンベンションの振興／143
施策(5) おもてなしの心の醸成／145
- 政 策 2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり**
施策(1) 伝統的文化・文化遺産の保全、活用／146
施策(2) 新たな芸術文化の発信／148
施策(3) 市民の芸術文化活動への支援／150
- 政 策 3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進**
施策(1) 広域交流の推進・充実／152
施策(2) 発展と交流を支える広域交通ネットワークの整備・充実／153
施策(3) 世界とふれあう多様な交流の促進／155
- 政 策 4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興**
施策(1) とやまの活力を生み出す人づくり／157
施策(2) とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり／160
施策(3) とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造／165

Ⅴ 新しい富山を創る協働のまち

- 政 策 1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現**
施策(1) 一人ひとりが尊重される平和な社会づくり／168
施策(2) 市民主体のまちづくり／169
施策(3) 男女共同参画の推進／171
- 政 策 2 新しい「行財政システム」の確立**
施策(1) 職員の意識改革と組織の活性化／173
施策(2) 計画的で効率的な行財政運営の推進／174
施策(3) 開かれた行政の確立／176
施策(4) 情報化の推進／178
施策(5) 地方分権・広域行政への対応／180

総合計画事業

総合計画事業概要一覧／182

目標とする指標一覧／185

市民に期待する役割一覧／188

主な協働事業一覧／190

基本構想

1 総合計画策定の趣旨／192

2 富山市の特性等／192

3 人口の見通し／193

第1章 まちづくりの基本理念／194

第2章 期 間／194

第3章 都市像／194

第4章 まちづくりの目標／194

第5章 土地利用の方向性／195

第6章 まちづくりの目標達成のための施策／195

資料編

1 総合計画後期基本計画策定の経過／204

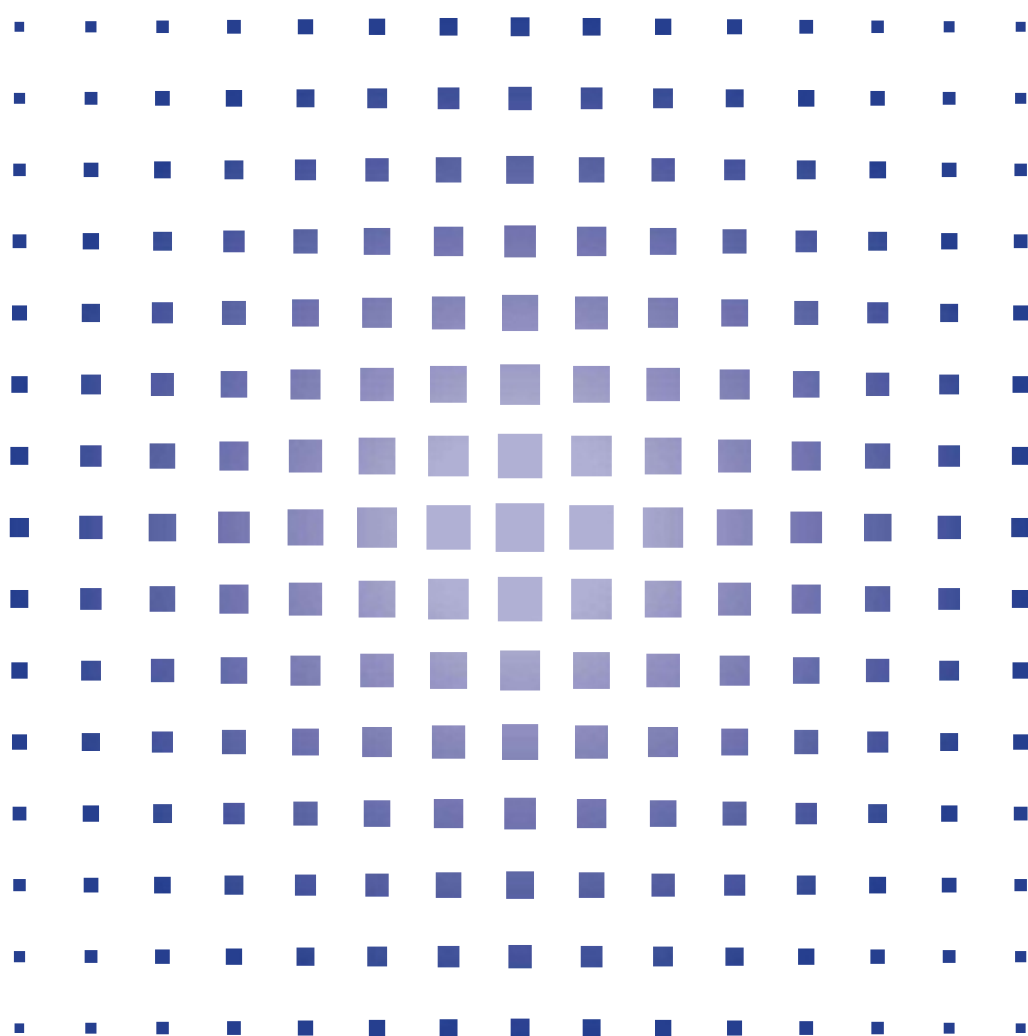
2 富山市総合計画審議会／205

(1) 総合計画審議会への諮問、市長への答申／205

(2) 富山市総合計画審議会委員名簿／210

3 用語説明／211

後期基本計画(総論)



第1章

後期基本計画の趣旨

本市を取り巻く時代の潮流は、人口の減少、急速な少子・超高齢社会の進展、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これに伴い市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化しています。

自治体の行財政運営では、厳しい財政状況下での地方分権の進展により、「自己決定」と「自己責任」のもと、評価や成果を重視した施策の展開が求められています。

本市では、平成17年の市町村合併以降、新市の一体感の醸成と均衡ある発展を最優先課題として取り上げ、総合計画前期基本計画に盛り込んだ施策を着実に推進してきたところでありますが、一方、その間には、世界的な金融・経済危機の発生、新興国の急速な経済発展、国の政策の大きな変化や地方分権の一定の進展など本市を取り巻く社会経済情勢は大きくかつ急速に変化してきております。

また、平成26年度末までの北陸新幹線開業を控え、交流・定住人口の拡大や魅力あるまちづくりなど、開業後を見据えた取り組みを具体的に推進していくことが求められています。

それに加えて、未曾有の大被害をもたらした東日本大震災を教訓とした地域防災計画の見直しなど、今後の富山市の発展に影響を及ぼすと思われる多くの課題に直面しています。

このため、時代の大きな変化に対応しながら、それぞれの地域における多彩な魅力を最大限に発揮できるまちづくりを進める必要があり、都市と自然が共生する活力ある富山市の創造を目指し、市民との協働を基本とした後期基本計画を策定するものです。



第2章

後期基本計画の位置づけ



総合計画基本構想は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、今後の目標を定め、これを実現していくための指針として位置づけしています。

後期基本計画については、基本構想に基づき、前期基本計画の成果と課題を検証し、本市の目指す都市像の実現に向けて、目標年度である平成28年度までの施策の方向性を明らかにするものです。

第3章

総合計画の構成及び基本計画の期間

1 総合計画の構成

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な展望のもと、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向を定めるものです。

(2) 基本計画

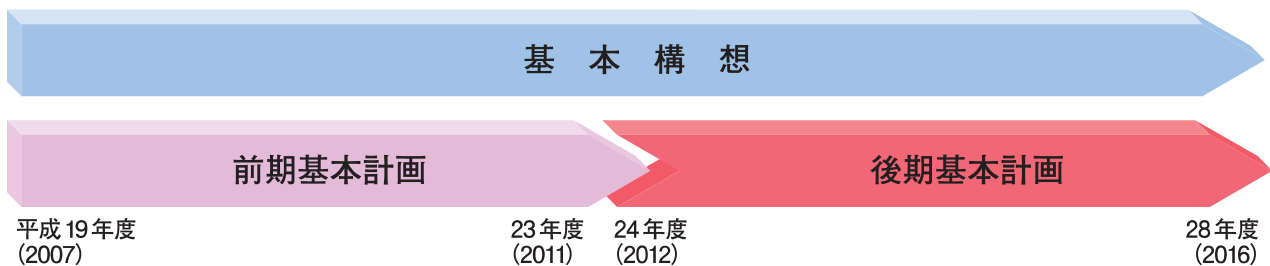
基本計画は、基本構想を具体化するための基本的な施策を体系的に明らかにするものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策を計画的に実施するため必要な事業を明らかにするものであり、社会・経済情勢などの変化に応じながら、施策の実効性の確保を図るため、毎年度策定するものです。

2 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、初年度を平成24年度、目標年度を平成28年度とします。



第4章

時代の潮流

本市が、合併によって引き継いださまざまな貴重な資源を大切にしながら、持続的に発展するためには、時代の潮流をとらえ、的確に対応していく必要があります。

このため、今日の時代潮流を特に次のようなものとしてとらえ、まちづくりを進めていきます。

1 人口減少と少子・超高齢社会の進行

出生率の低下などに伴い、人口が減少に転じるとともに、少子・超高齢社会の進行が、今後さらに加速していくものと予想されます。

人口が減少していく中で、高齢者や女性を含む多様な人材の能力が十分に発揮されないままでは、経済活動を維持していくための労働力の低下をもたらす、消費需要の減少などにより経済活力の減退が懸念されるほか、社

会保障給付の増加や制度を支える若い世代の負担増が顕在化してきており、税制や社会保障制度の抜本的見直しが喫緊の課題となっています。

また、団塊の世代の定年退職により、この世代が築き上げてきた熟練技術の継承が困難になるということが懸念されます。

このため、それぞれの人がもつさまざまな技術や能力が発揮できる社会、健康で生きがいをもてる社会、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指す必要があります。

2 日常生活における危機感の高まり

国内外において、台風や集中豪雨などの自然災害が多発し、また、人命に関わるさまざまな事件、事故が頻発

しています。

特に、東日本大震災を教訓として、地震・津波対策や原子力対策、自然エネルギー対策などについて、基本的な見直し・充実が求められています。

さらに、犯罪形態も凶悪化、複雑化しており、これらが住民の不安の増大につながっているものと思われます。

このような状況の中で、市民の安全と安心を確保することは、行政の基本的な責務であるとともに、経済・社会の持続的発展のための重要な基盤となります。

また、安全の確保のためには、市民一人ひとりが危機管理意識をもつとともに、市民、地域、企業、行政などが連携し、安全な社会の実現に向けたさまざまな活動を推進する必要があります。

3 グローバル化の進展と環境問題に対する地球規模での取り組み

近年、社会経済活動のグローバル化・ボーダレス化が急速に進展し、人・もの・資本・情報などの移動が多様かつ活発になり、世界単一市場化の流れが加速しつつあります。

さらに、世界的な企業間競争や国際競争の激化、国際分業の深化などが進む中で、アジアをはじめとした、安価な労働力と旺盛な購買力を持つ市場が急速に拡大しています。

このような中で、新産業の創出や付加価値の高い製品の開発、新分野への転換など、技術力の向上により国際競争力を高めることが求められています。

また、経済発展などに伴い、地球温暖化への対応や、エネルギーの安定的確保、食料の安定供給が世界的規模での重要な課題となっており、その解決のために、国際的枠組みづくりが急務となっています。

環境保全と経済活動の両立を図りつつ、脱温暖化社会を実現するためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や森林の整備・保全などの取り組みを確実に実施するとともに、技術開発や市民レベルでの運動を展開するなど、環境・エネルギー問題に総合的に対処していく必要があります。

4 情報化の進展と知的・文化的価値観を尊重する社会の到来

情報化の進展により、時間的・地理的距離を超えて価値を共有する枠組み・連携が活発になっており、これに伴い、働き方、住み方、人のつながりなどの生活スタイルも大きく変化してきています。

また、知的価値の生産やその活用がより重視され、文化的な価値がより尊重される時代を迎えつつあります。

これまでの工業社会で必要とされていた、大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し、総合的な発想力をもつ多様な個人が知的価値・文化的価値を生み出していくことになります。

このため、広い視野と豊かな創造性を持ち、時代の要請に的確かつ機動的に応えることができる人材の育成や、独創的・先端的な学術研究、芸術文化活動の推進を図る必要があります。

5 地方分権・構造改革・規制緩和の進展

地方分権改革については、いわゆる「地域主権改革関連3法」が平成23年4月に成立し、義務付け・枠付けが見直されたことに加えて、「国と地方の協議の場」が法制化されたところであり、今後、東日本大震災からの復旧・復興に向けた、国と地域が一丸となった取り組みや、今後の地方自治に関する諸課題を協議していく上で、極めて重要なものになると思われます。

しかしながら、国と地方の役割分担や地方税財源の充実など、まだまだ多くの課題が残されています。

このような状況の中で、基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に自立性を高め、分権型社会の新しい行政システムを構築していくことが求められています。

今後、権限移譲などによる地域の知恵と工夫の発揮、成果を重視した政策への転換、さらには、自由な経済活動を活性化するための規制の見直し、行政の簡素化や透明性の確保に努めるなど、地域の自主的・自立的な取り組みのための環境整備などを進め、活力ある持続可能な地域づくりを推進することが必要です。

今後のまちづくりを進めるにあたり、その主要課題として、次に掲げる12項目を設定し、その対応に取り組んでいきます。

1 人口減少と少子化への対応

本市の人口は、減少傾向に転じ、年少人口も減少し続けていくと予測しています。少子化が進展し、人口が減少し続けると、地域の活力の低下を招くばかりではなく、現行の各種制度の維持が困難になります。

今後は、あらゆる分野において子どもを生み育てやすい環境の整備を図り、子どもたちの個性を尊重し、生きる力を育む教育の充実に努めるとともに、若者等の市外流出に歯止めをかけ、働き盛りの年代も含めた市内の定住、IJUターンの促進、大都市圏等と本市の二地域居住による交流・定住人口の拡大など、人口が減少する時代の中にあっても一定程度の人口維持力を保持できるような総合力の高い施策を推進する必要があります。

2 超高齢社会への対応

本市の人口構成は、平成30年代には概ね総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者になり、核家族化の進展により一人暮らしの高齢者も増加すると予測しています。

今後は、高齢者一人ひとりの生活が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりを進める必要があります。

3 危機管理・防災対策

本市は、急峻な山々や大小の河川、活断層を有するとともに、市の一部が特別豪雪地帯に指定されており、浸水や地すべり、地震、津波などによる災害の発生が危惧されています。

今後は、東日本大震災を教訓として、これらの自然災害への防災・減災対策に加え、感染症の発生、危険物の流出、さらにはテロなどへの対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

4 環境政策

本市の豊かな自然環境などを将来に継承し、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に積極的に取り組む必要があります。

今後は、市民・事業者・行政が一体となって「もったいない」の心がけによりエネルギー資源の無駄をなくするため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リ

サイクル（再生利用）を実践するとともに、新エネルギーの積極的な活用を図るなど、地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。



5 森林政策

本市の面積の約7割は森林が占めていますが、林業の衰退により森林荒廃が進み、土砂崩壊防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収など森林の果たす多面的な機能の低下が懸念されています。

今後は、森林の公益的機能の重要性について意識啓発を図り、森林を市民共通の財産として守り育てていく必要があります。

6 個性ある地域の発展と一体性の確保

本市には、海岸部から山岳地帯までの広大な市域に、それぞれの地域が受け継いできた豊かな自然、歴史・伝統文化があります。

今後は、これらの地域における多彩な魅力を発揮しながら、それぞれの地域が交流・連携し、それぞれの持つ特性を全市民共通の財産としていくことにより一体性を確保し、一層の発展につなげていく必要があります。

7 広域的な拠点性の向上

本市は、鉄道、道路、空港、港湾などの基盤整備が進んでおり、交通の要衝地となっています。

また、平成26年度末までに開業の北陸新幹線や富山高山連絡道路の整備、富山空港の機能充実により国内外との物流や交流人口の増加が見込まれる一方、いわゆるストローク現象の発生が懸念されています。

さらに、東日本大震災により、日本全体としてのリスク分散が指摘されている中で、今後は、「街の顔」となる富山駅周辺を整備するとともに、中心市街地では高次都市機能を一層集積させ、本市が太平洋側や首都圏地域の

代替機能を有することができるように、中核都市としての拠点性を高める必要があります。

一方、環日本海地域などとの交流を促進し、広域観光を推進するなど、産業や観光などの面で具体的かつ戦略的な取り組みを進めていく必要があります。

8 コンパクトなまちづくり

本市は、中心市街地の人口減少や、市街地の外延化などにより薄く広がった市街地を形成しており、このような人口が拡散した都市はさまざまな機能が非効率であるといえます。

今後は、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心部やそれぞれの地域の生活拠点地区への人口集積を図り、生活に必要な都市の諸機能を集積させ、鉄軌道や幹線バスなどの公共交通の活性化を軸とした、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

特に、歩行によるまちなかへの外出誘導は、中心市街地の活性化はもとより、健康の保持増進や医療費の削減効果が期待できることから、非常に重要であると考えています。

9 地域力の強化

本市には、住民組織、ボランティア団体、教育・文化団体など、地域で活発に活動している組織・団体が数多くあります。

今後は、東日本大震災を教訓として、これらの組織・団体をはじめとして、市民との協働により福祉や健康づくり、環境、防犯・防災などのさまざまな分野を担う人づくりや、家庭、学校、地域の連携をより深め、子ども

たちを健やかに育てるなど、地域全体で支えあう仕組みづくりを進め、地域の力を高める必要があります。

10 地域産業の活性化

本市では、「くすりの富山」として有名な医薬品製造・販売などの商工業や、稲作を中心とする農業、富山湾での水産業など、市民の暮らしを支えるさまざまな産業が発展してきました。

今後は、これらの基盤産業の発展を図るとともに、多様な担い手の確保、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

11 富山の魅力の発信

本市には、海・川・森・山などの豊かな自然環境があり、これらに育まれた魚介類や農産物をはじめとする特産品や食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源があります。

今後は、市民一人ひとりがこれらの資源に誇りを持ち、守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

12 効率的な行財政運営

本市の財政状況は、市税収入をはじめとした歳入の伸びが期待できない一方、扶助費や公債費などの義務的経費が増加するため、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

今後は、行政改革や事務事業の見直しを徹底して行うなど、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

第6章

基本指標

第1節 人口の見通し

1 総人口・年齢別人口

（1）総人口

本市の総人口は、国勢調査の結果では、平成17年の421,239人から平成22年の421,953人（平成22年国勢調査人口確定値（平成23年10月））と微かながら増加しました。

今後は減少に転じ、基本計画の目標年次に最も近い平成27年には、平成22年と比較して約9,000人減少し、約413,000人になると見込まれます。

（2）年齢3区分別人口

（年少人口）

年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は、平成17年では13.7%でしたが、長期的な出生数の減少傾向から、平成27年には約12%になることが予想されます。

（生産年齢人口）

生産年齢人口（15～64歳）についても、少子化の影響により、平成27年には約244,000人になるものと見込まれます。

生産年齢人口の総人口に占める割合は、平成27年には約59%になることが予想されます。

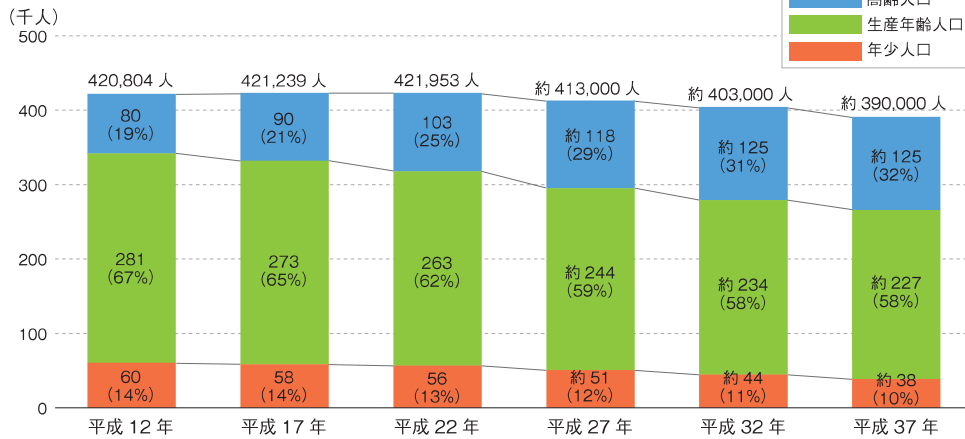
（高齢人口）

高齢人口（65歳以上）は、平均寿命の伸びなどにより、

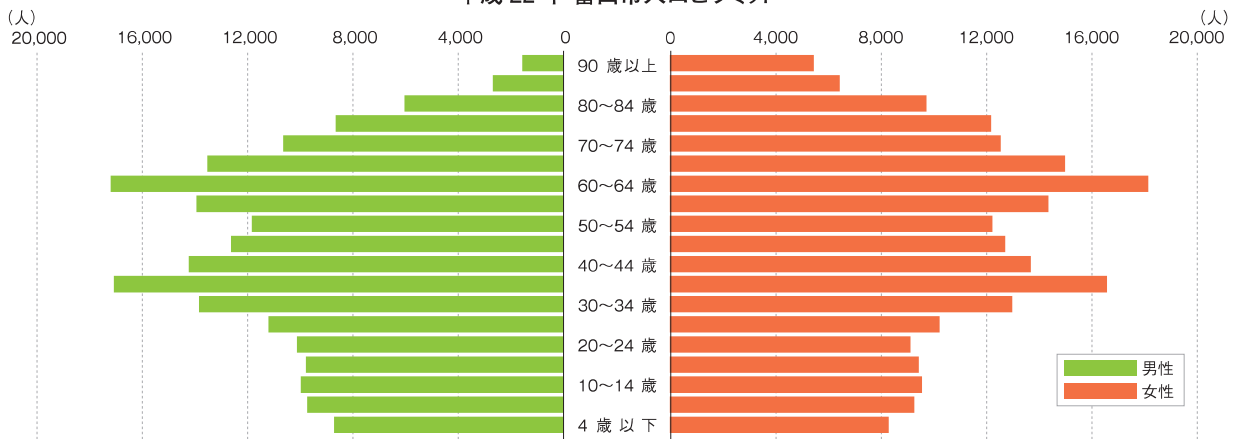
平成27年には約118,000人になるものと見込まれます。

高齢人口の総人口に占める割合は、平成17年では21.5%でしたが、平成27年には約29%となり、高齢化が一段と進むものと予想されます。

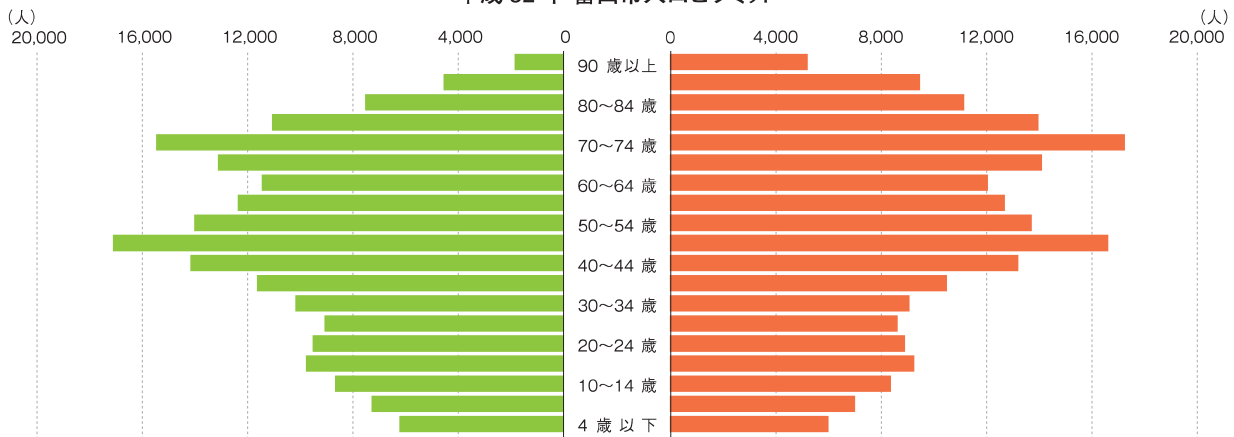
人口の推移と見通し



平成 22 年 富山市人口ピラミッド



平成 32 年 富山市人口ピラミッド



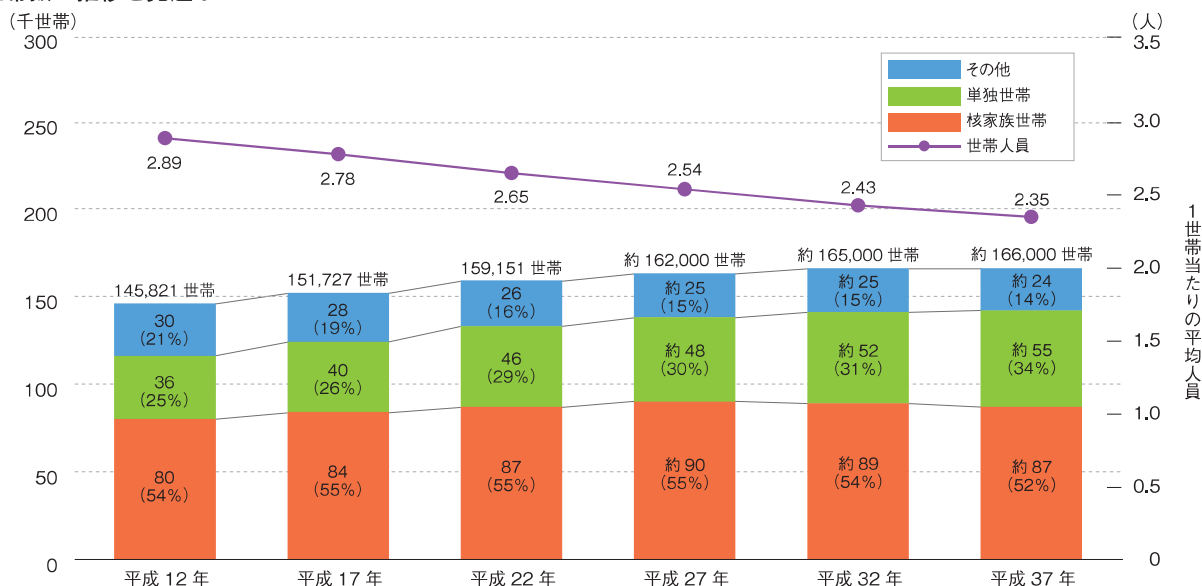
2 世帯数

世帯数は、平成22年には159,151世帯（平成22年国勢調査人口確定値（平成23年10月））で、一世帯当たりの平均人員2.65人でした。今後も、核家族化の進展や単独世帯の増加により、世帯数が増えていくものと予想され、平成27年には約162,000世帯になるものと推定されます。

その中でも特に高齢者の単独世帯が増加するものと予想されます。

また、一世帯当たりの平均人員は、平成27年には2.54人に減少するものと推定されます。

世帯数の推移と見通し



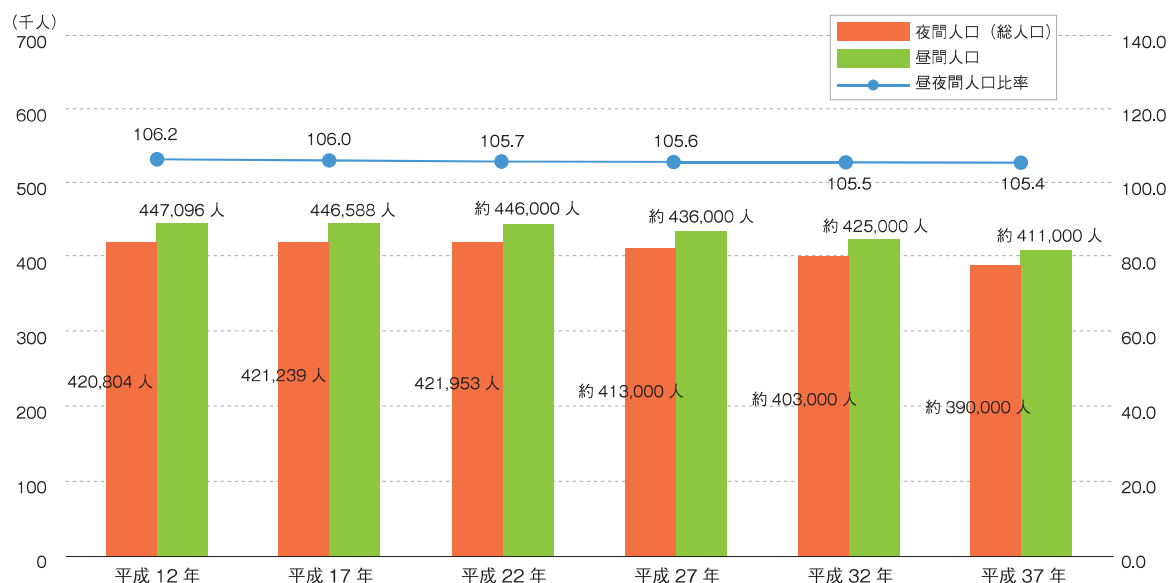
3 昼間人口

昼間人口は、平成12年をピークに減少に転じ、平成27年には約436,000人になると見込まれます。

一方、昼夜間人口比率（夜間人口（総人口）に対する

昼間人口の比率）については、今後も、現在と同程度の比率で推移するものと見込まれます。

昼間人口の推移と見通し

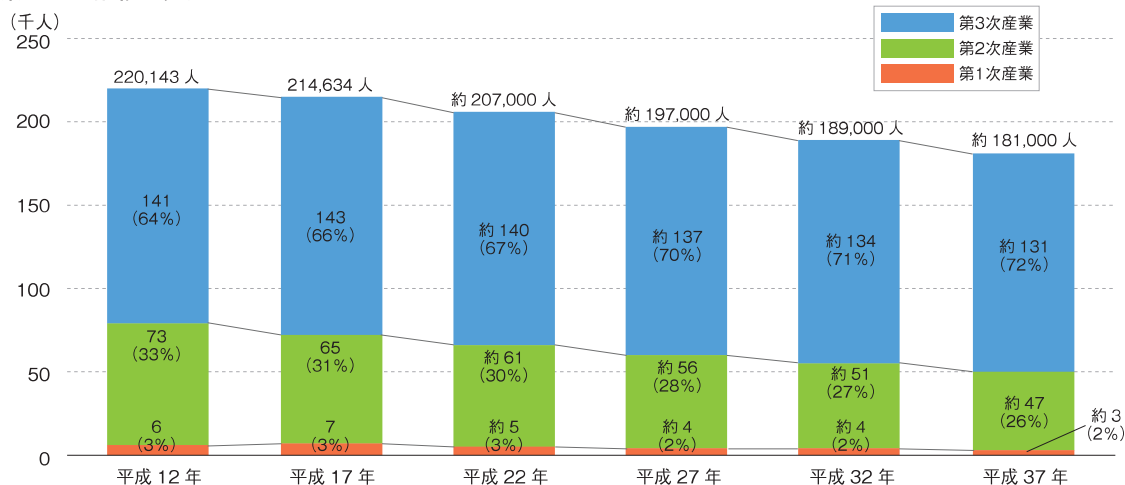


4 産業分類別人口

就業人口は、平成17年では214,634人でしたが、平成27年には約197,000人になり、すべての産業で減少が見込まれます。特に第1次産業では、平成17年の6,561人

から平成27年には約4,300人と約35%減少し、担い手や後継者不足などの問題がより一層深刻化するものと予想されます。

就業人口の推移と見通し



5 人口動態

本市の総人口は、国勢調査の結果では、平成17年の421,239人から平成22年の421,953人と微増しました。

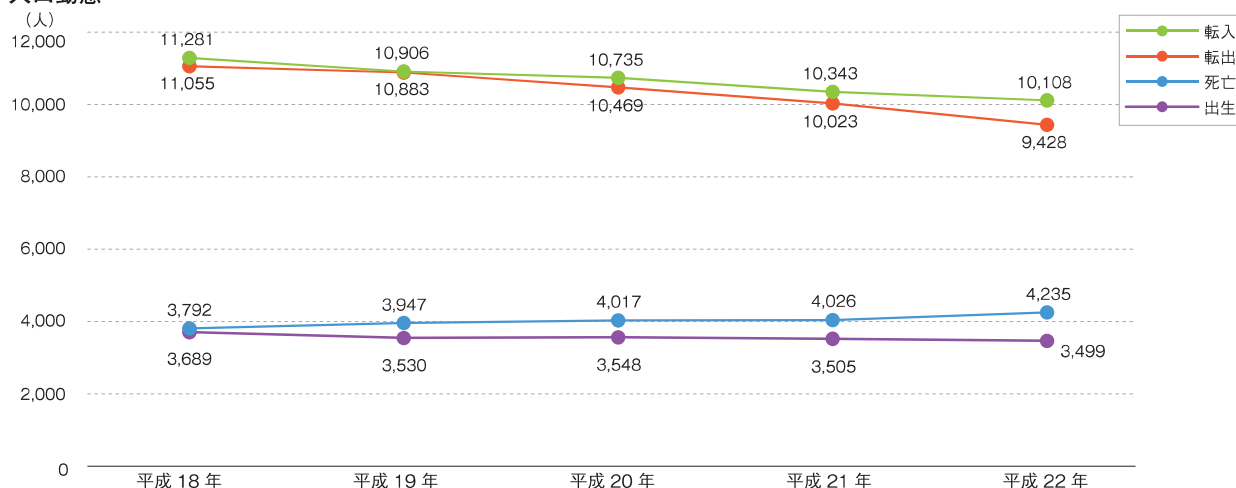
これは、次のとおり、富山市将来人口推計や国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回っています。

- ・富山市将来人口推計（平成17年10月推計）
419,090人（▲2,863人）

・国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成20年12月推計）416,735人（▲5,218人）

人口推計を上回った理由のひとつとして、次のとおり、平成20年以降、転入が転出を上回る「社会増」となっており、その差は拡大傾向にあるといえます。

人口動態



これらの人口の見通しについては、過去のトレンドに基づくものであり、富山市の政策目標や今後の施策の効果を見込んだものではありません。

後期基本計画では、時代の変化や要請に的確に対応し

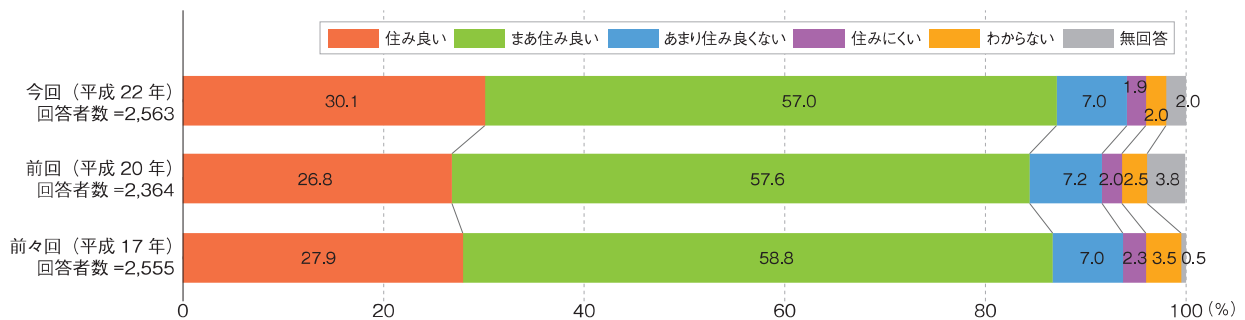
ながら、それぞれの地域における多彩な魅力を最大限に発揮し、人口が減少する時代の中にあっても一定程度の人口維持力を保持できるような総合力の高いまちづくりを進めていく必要があります。

第2節 市民意識調査

1 富山市の住みよさ

前回（平成20年）調査では、前々回（平成17年）調査に比べて、「住み良い」「まあ住み良い」と回答した人を合わせた割合と、「あまり住み良くない」「住みにくい」と回答した人を合わせた割合が、それぞれわずかに低くなっ

ていましたが、今回（平成22年）調査では、前回（平成20年）調査及び前々回（平成17年）調査と比較しても、「住み良い」と回答した人の割合が若干高くなり、「住みにくい」と回答した人の割合がわずかに低くなっています。



2 施策の満足度

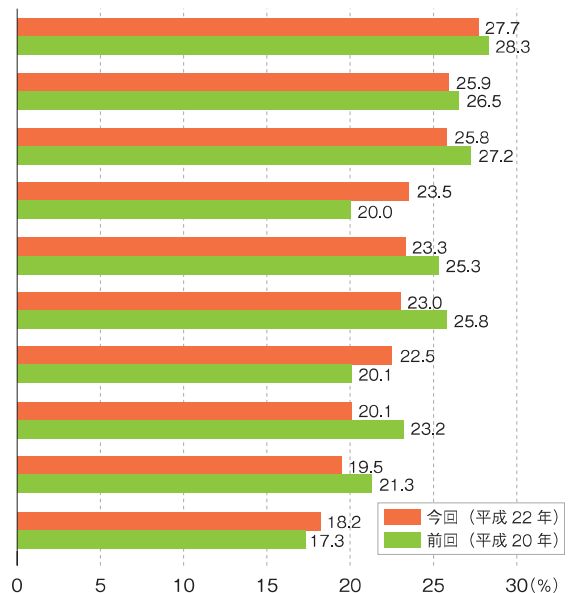
総合計画の62の施策について、市民の満足度を調査したところ、今回（平成22年）調査と前回（平成20年）調査を比較すると、「満足」の割合の高い施策の上位3位までに大きな変動はありませんが、前回（平成20年）調査では12位であった「安全で快適なまちづくり」が、今回（平

成22年）調査では4位に順位を上げています。

逆に「地域を結び生活を支える道路網の整備」（前回8位、今回14位）、「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回6位、今回15位）は順位を下げています。

『満足』（満足＋ほぼ満足）1位から10位

1位	快適な生活環境づくり （上下水道、動物愛護、地域の環境美化、墓地・斎場整備など）
2位	消防・救急体制の整備
3位	雪に強いまちづくり（除排雪体制強化など）
4位	安全で快適なまちづくり （食品衛生、大気・水質等の環境保全対策など）
5位	健康づくり活動の充実 （健康情報の提供、健康相談・健康診査の充実など）
6位	公園・緑地の整備
7位	安全・安心な消費生活の推進 （食育や地産地消、食の安定供給など）
8位	スポーツ・レクリエーション活動の充実 （スポーツ教室・イベントの開催、体育施設の整備など）
9位	市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み （資源回収支援、ふるさと富山美化大作戦の実施など）
10位	学校教育の充実 （自主性や創造性を育てる教育、教育環境の整備、安心・安全な学校づくりなど）

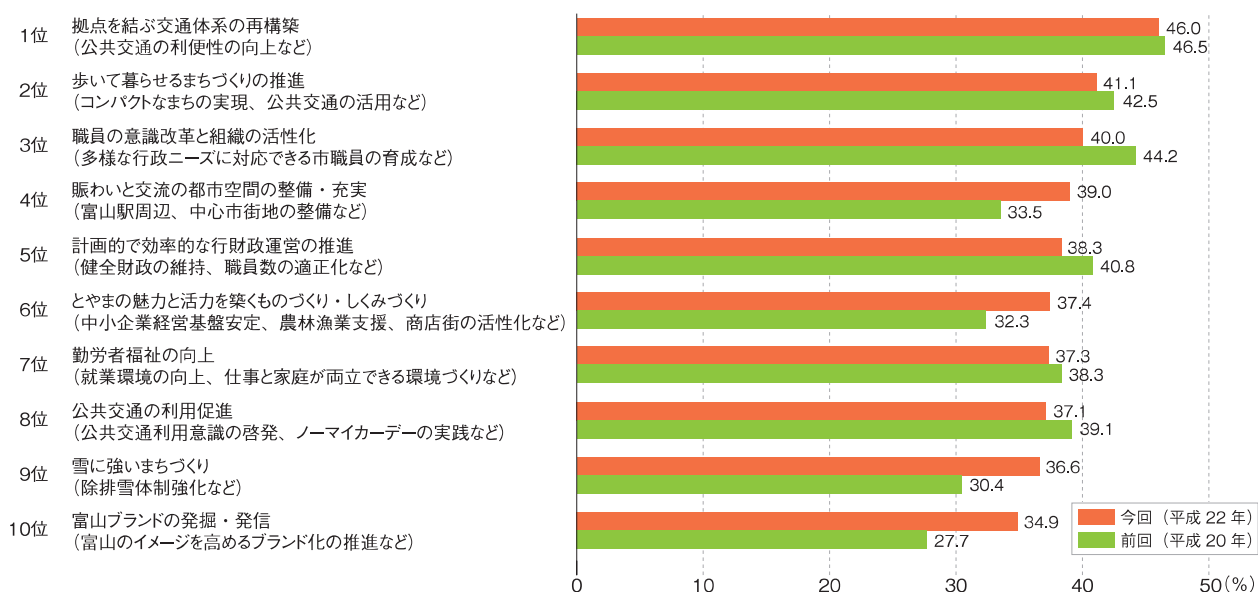


特に「不満」の順位が下がったものでは、「エネルギーの有効活用」（前回8位、今回21位）、「災害に強いまちづくり」（前回26位、今回49位）などがあります。

逆に「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回10

位、今回4位）、「とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり」（前回12位、今回6位）などは順位を上げています。

『不満』（不満＋やや不満） 1 位から 10 位



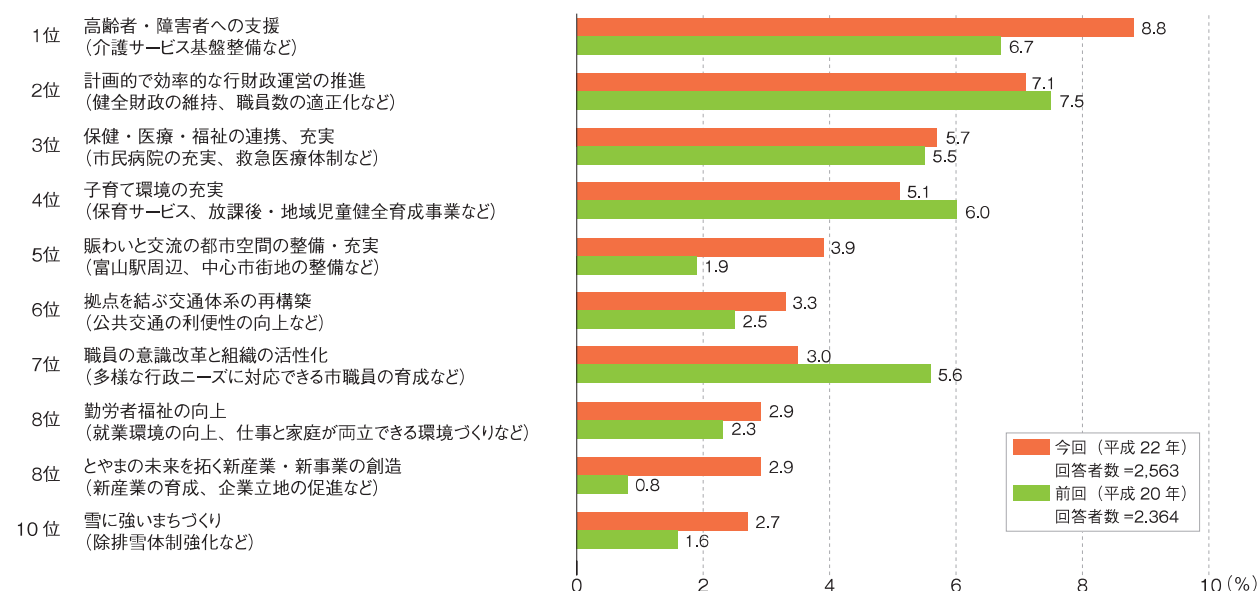
3 今後のまちづくりの重点

総合計画の62の施策のうち最も重点的に取り組むべき施策を調査したところ、「高齢者・障害者への支援」（前回2位、今回1位）、「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回15位、今回5位）、「とやまの未来を築く新産業・新事業の創造」（前回29位、今回8位）、「雪に強いまちづ

くり」（前回18位、今回10位）などは順位を上げています。

逆に、「職員の意識改革と組織の活性化」（前回4位、今回7位）、「一人ひとりが尊重される平和な社会づくり」（前回6位、今回15位）、「エネルギーの有効活用」（前回10位、今回28位）などは順位を下げています。

最も重点的に取り組むべき施策（1 位から 10 位）



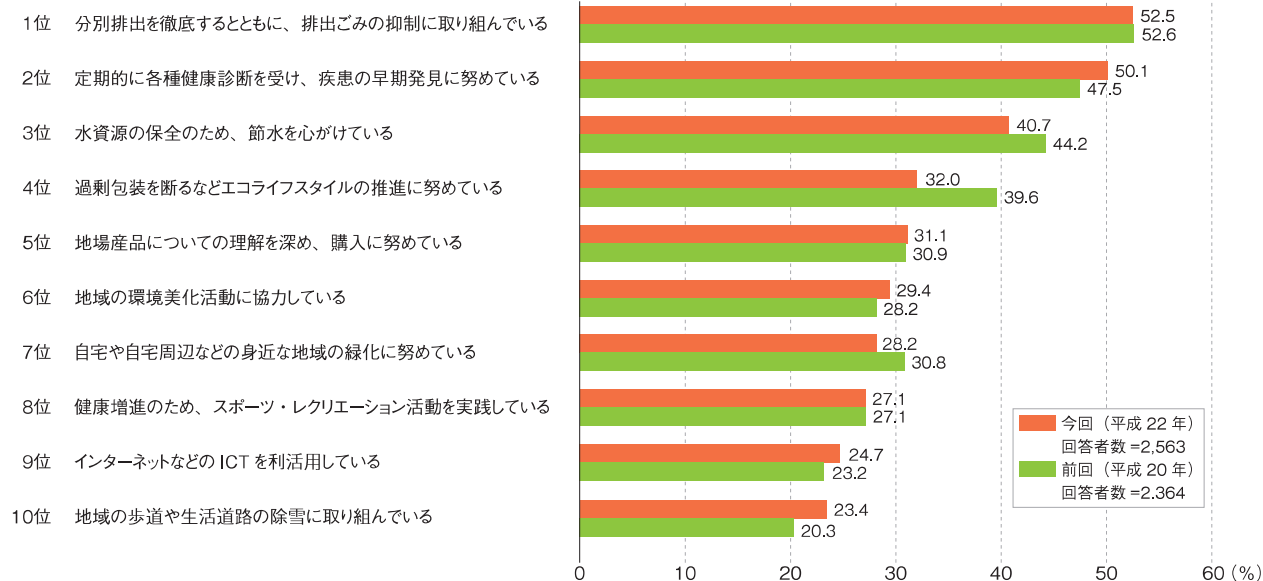
4 市民の普段の取り組み

市民が普段から行っている取り組みについて26項目の中から調査したところ、「ごみの分別排出と排出の抑制」「水資源の保全のための節水」「エコライフスタイルの推進」「地域の環境美化活動」「身近な地域の緑化」などが上位に挙げられ、環境に関して身近にできる取り組みが

多く行われています。

また、自らの健康維持に関する取り組みである「定期的な健康診断の受診」「健康増進のためのスポーツ・レクリエーション活動」も多く取り組まれています。

普段から行っている取り組み（1位から10位）

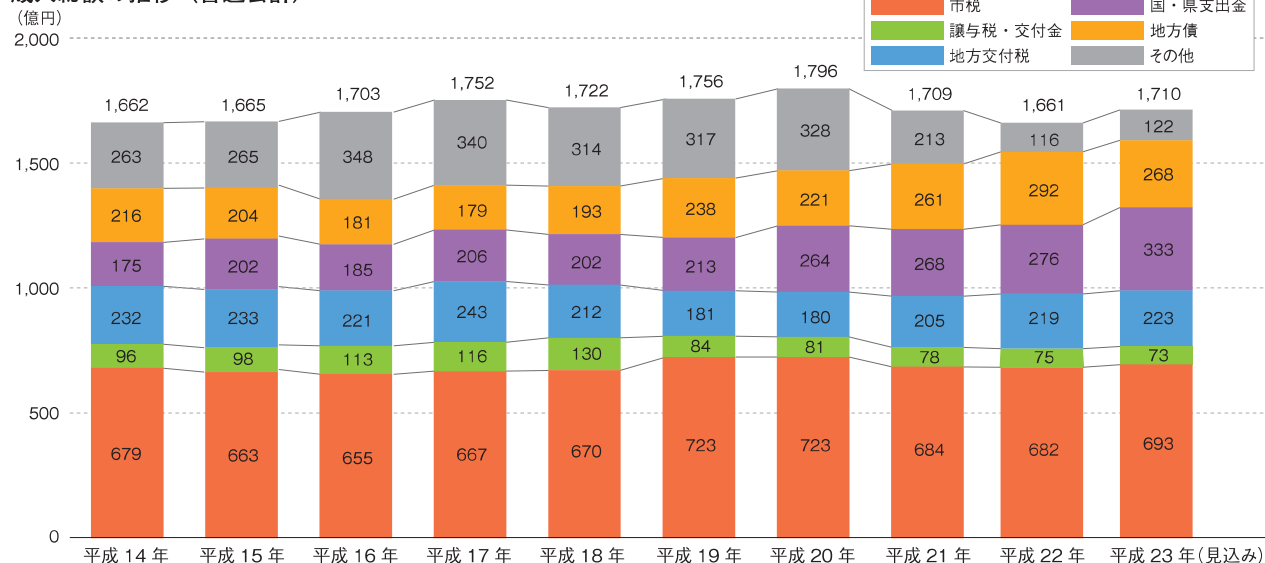


第3節 財政の状況

1 歳入総額の推移（普通会計）

市税及び地方交付税の大きな伸びは期待できません。また、市債が増加傾向にあります。

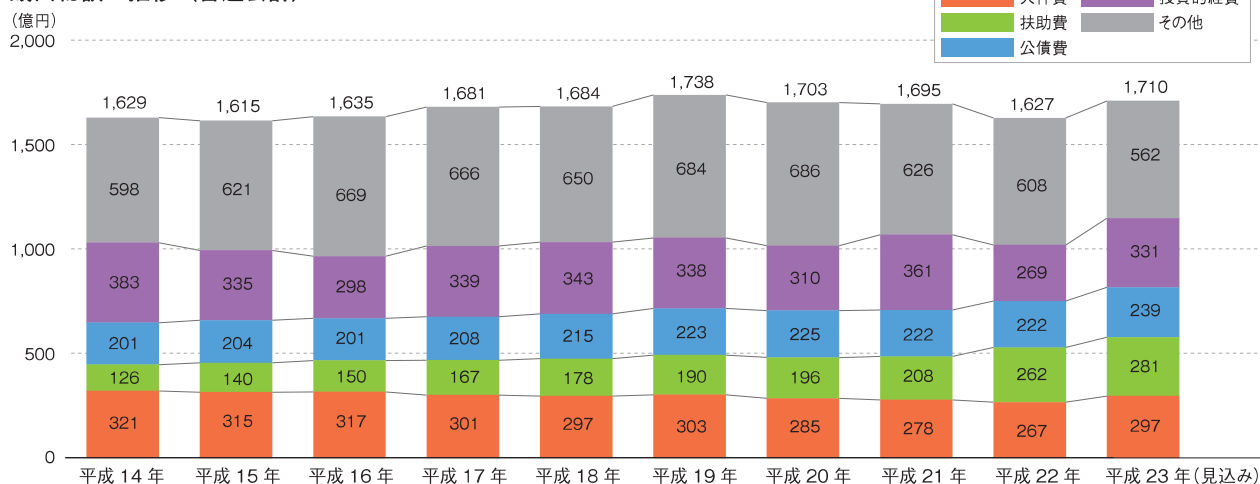
歳入総額の推移（普通会計）



2 歳出総額の推移（普通会計）

人件費は減少傾向にありますが、扶助費、公債費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

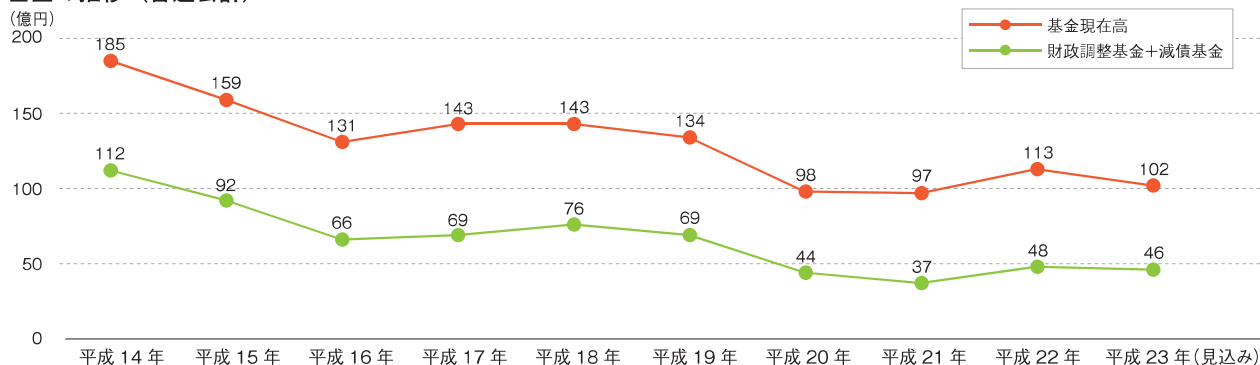
歳出総額の推移（普通会計）



3 基金の推移（普通会計）

基金は減少傾向にありましたが、近年は維持増加に努めています。

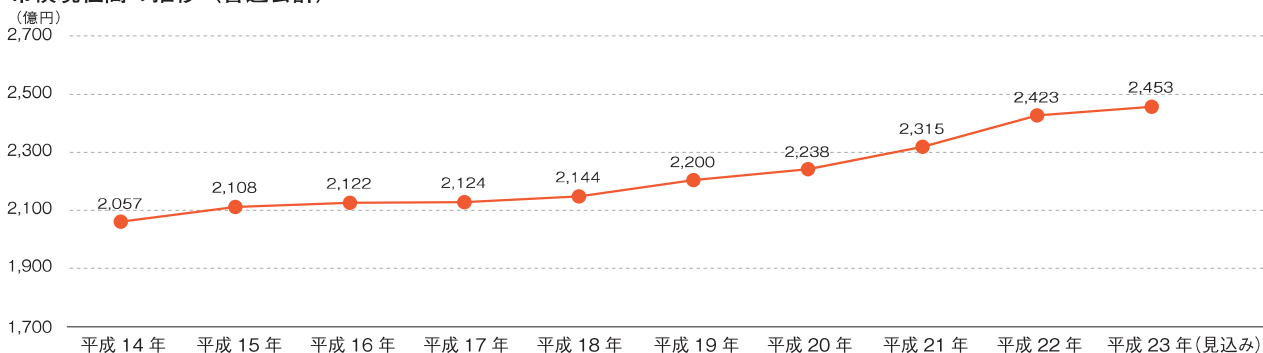
基金の推移（普通会計）



4 市債現在高の推移（普通会計）

市債現在高が増加傾向にあり、公債費の増加につながっています。

市債現在高の推移（普通会計）

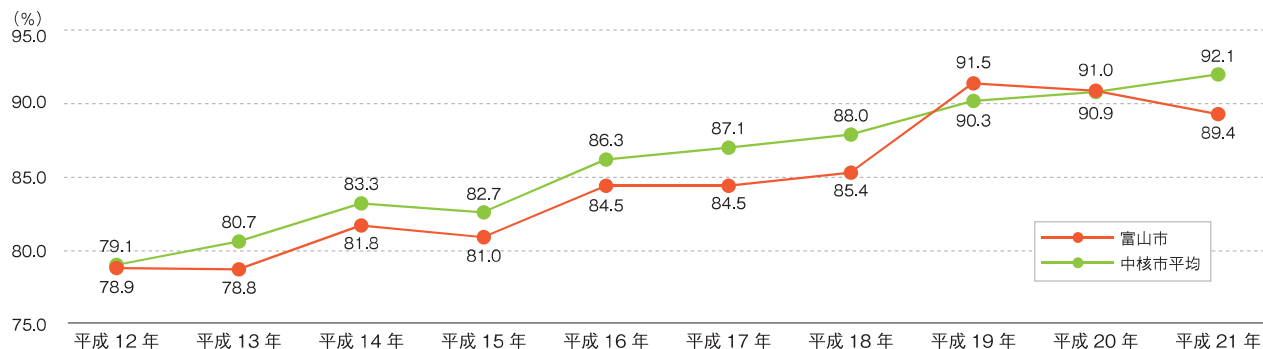


5 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）をはじめとする経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入が、どの程度充当されて

いるかをみるものです。経常収支比率が年々上昇し財政の硬直化が進んでいますが、中核市平均も上昇しており、全国的な傾向といえます。

経常収支比率の推移

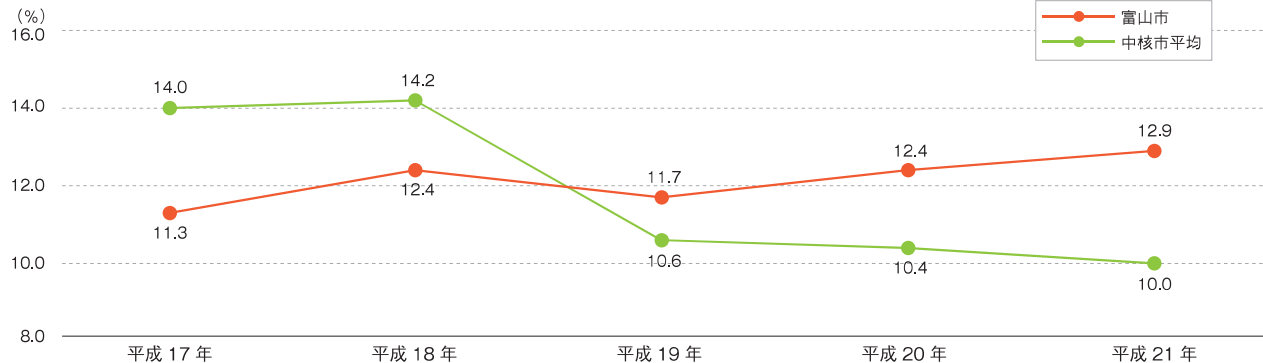


6 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3ヵ年の平均値で、公債費に

係る財政負担の程度を表す指標です。公債費の増加によって、実質公債費比率は、上昇傾向にあります。

実質公債費比率の推移



基本構想で示したまちづくりの主要課題に対応し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現に向け、目標とする5つのまちづくりを推進します。

基本理念 「共生・交流・創造」

まちづくりの主要課題

- 1 人口減少と少子化への対応
- 2 超高齢社会への対応
- 3 危機管理・防災対策
- 4 環境政策
- 5 森林政策
- 6 個性ある地域の発展と一体性の確保
- 7 広域的な拠点性の向上
- 8 コンパクトなまちづくり
- 9 地域力の強化
- 10 地域産業の活性化
- 11 富山の魅力の発信
- 12 効率的な行財政運営

都市像 人・まち・自然が調和する 活力都市とやま

まちづくりの目標

I 安心

人が輝き安心して暮らせるまち

II 安全

すべてにやさしい安全なまち

V 協働

新しい富山を創る協働のまち

III 潤い

都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

IV 活力

個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

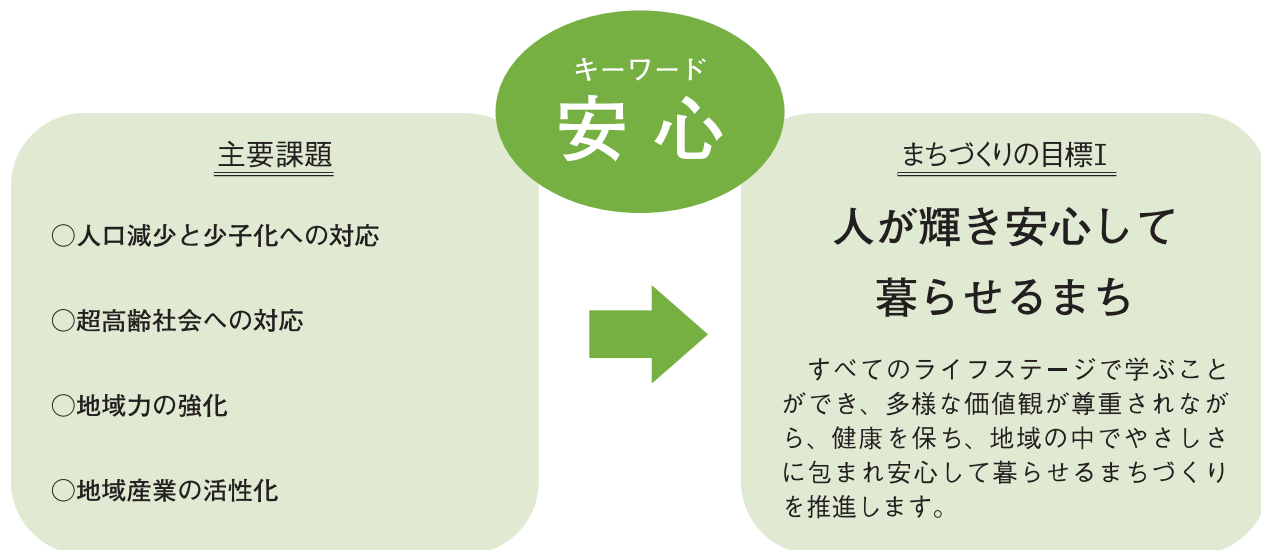
1 キーワード 安心

人口が減少傾向に転じ、年少人口も減少し続ける一方、高齢人口が増加し続け、平成32年には総人口の30%に達し、特にひとり暮らしの高齢者世帯が増加するものと見込まれます。

このことは、労働力人口の減少や地域におけるさまざ

まな活動の担い手不足につながる事が予想されます。

これらのことから、子育て環境の充実や学校教育・福祉の充実、働きやすい環境づくり、さらにはコミュニティの再生などにより、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



2 キーワード 安全

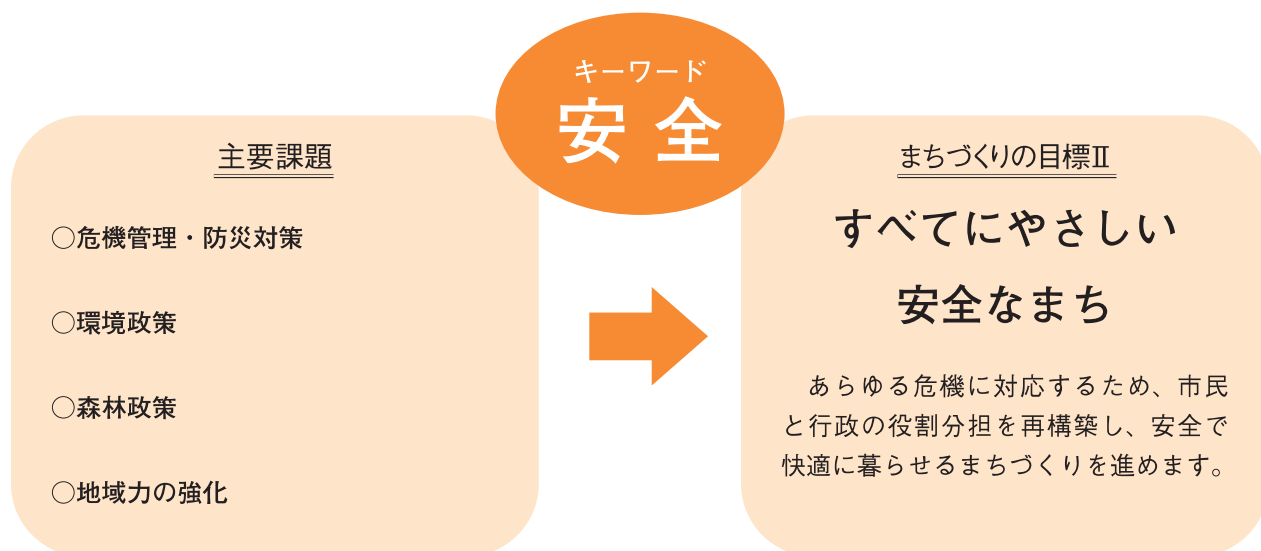
東日本大震災を教訓とした地震・津波対策や浸水対策など自然災害への備えに加え、感染症の発生、危険物の流出など危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

また、市民・企業・行政が一体となって地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。

さらに、森林荒廃が進み、土砂崩壊防止などの森林の

多面的機能の低下が懸念されているため、市民共通の認識のもと多様な森林政策を推進していく必要があります。

これらのことから、災害や犯罪のない明るい社会を目指して、災害時等に対する体制整備やエネルギー対策、豊かな森づくりなどを推進し、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。



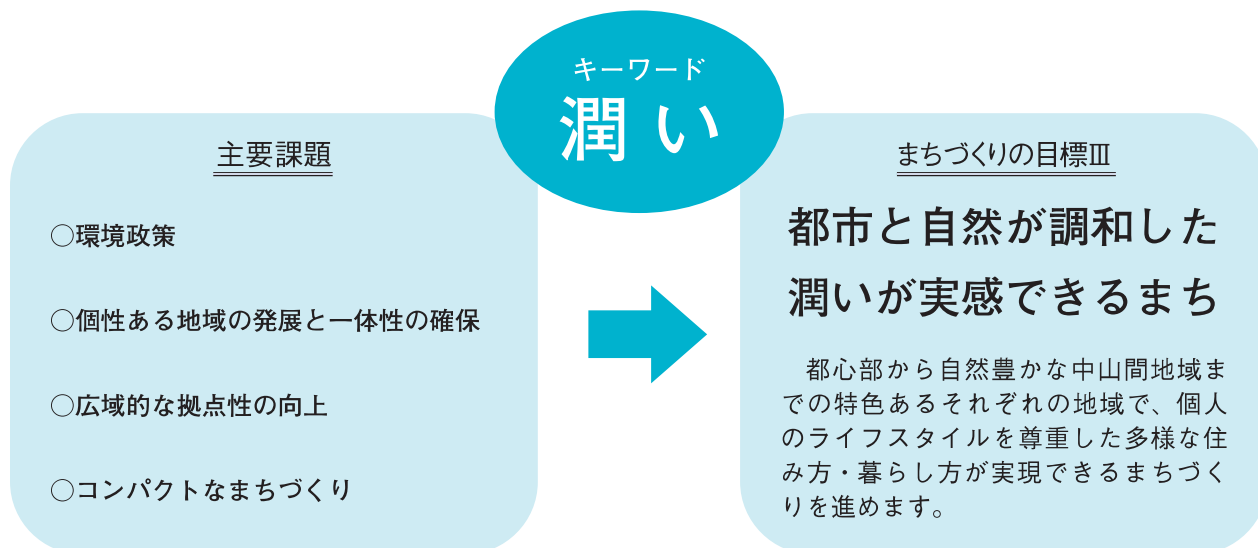
3 キーワード 潤い

海岸部から山岳地帯までの広大な市域のそれぞれの地域で受け継いできた歴史・伝統文化などを大切にしながら一体性を確保するとともに、国内外との交流人口の増加を図るため、街の顔となる富山駅周辺や中心市街地の拠点性を高める必要があります。

また、農山漁村環境と森林を保全しながら、市街地の

拡散に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

これらのことから、豊かな自然や地域の個性・特性を生かすとともに、都心部や地域の生活拠点地区での都市機能の整備と公共交通の充実を図るなど、都市と自然の調和による潤いが実感できるまちづくりを進めます。

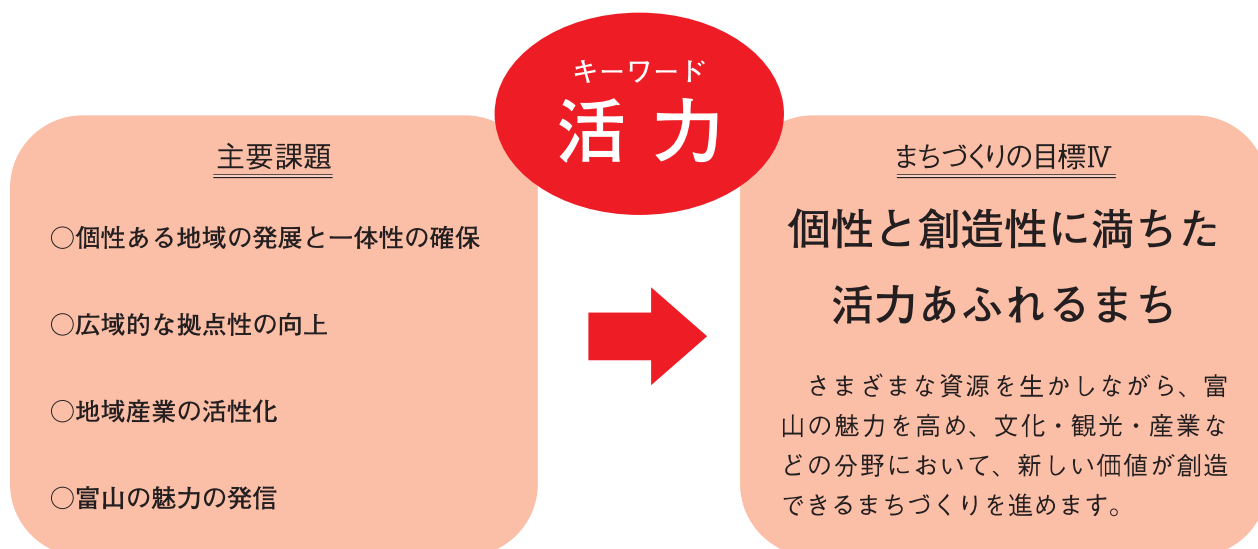


4 キーワード 活力

広域的な拠点性を高め、交流人口の増加による賑わいを創出しながら、商工業や農業、水産業などの基盤産業の発展を図り、さらに、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

また、豊かな自然環境や特産品、食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源を守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

これらのことから、北陸新幹線の開業を見据えて、多彩な資源を生かした観光の振興や基盤産業の担い手の確保、農林漁業・商工業・流通サービス業など産業間の連携や複合化の促進、新産業の育成などにより、本市が太平洋側や首都圏地域の代替機能を有することができるように、都市の活力を高めるまちづくりを進めます。



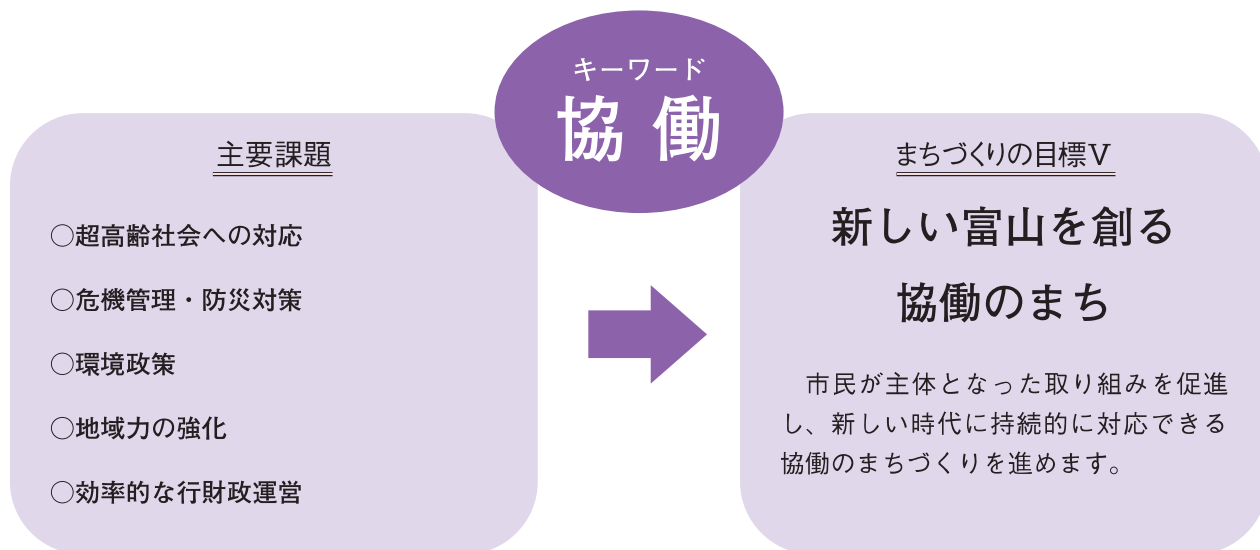
5 キーワード 協働

今後も、少子・超高齢社会が進行することが見込まれることや、東日本大震災の教訓を踏まえ、福祉・健康づくり・環境・防犯などさまざまな分野で市民と一体となった取り組みの推進が課題となっています。

一方では、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視し

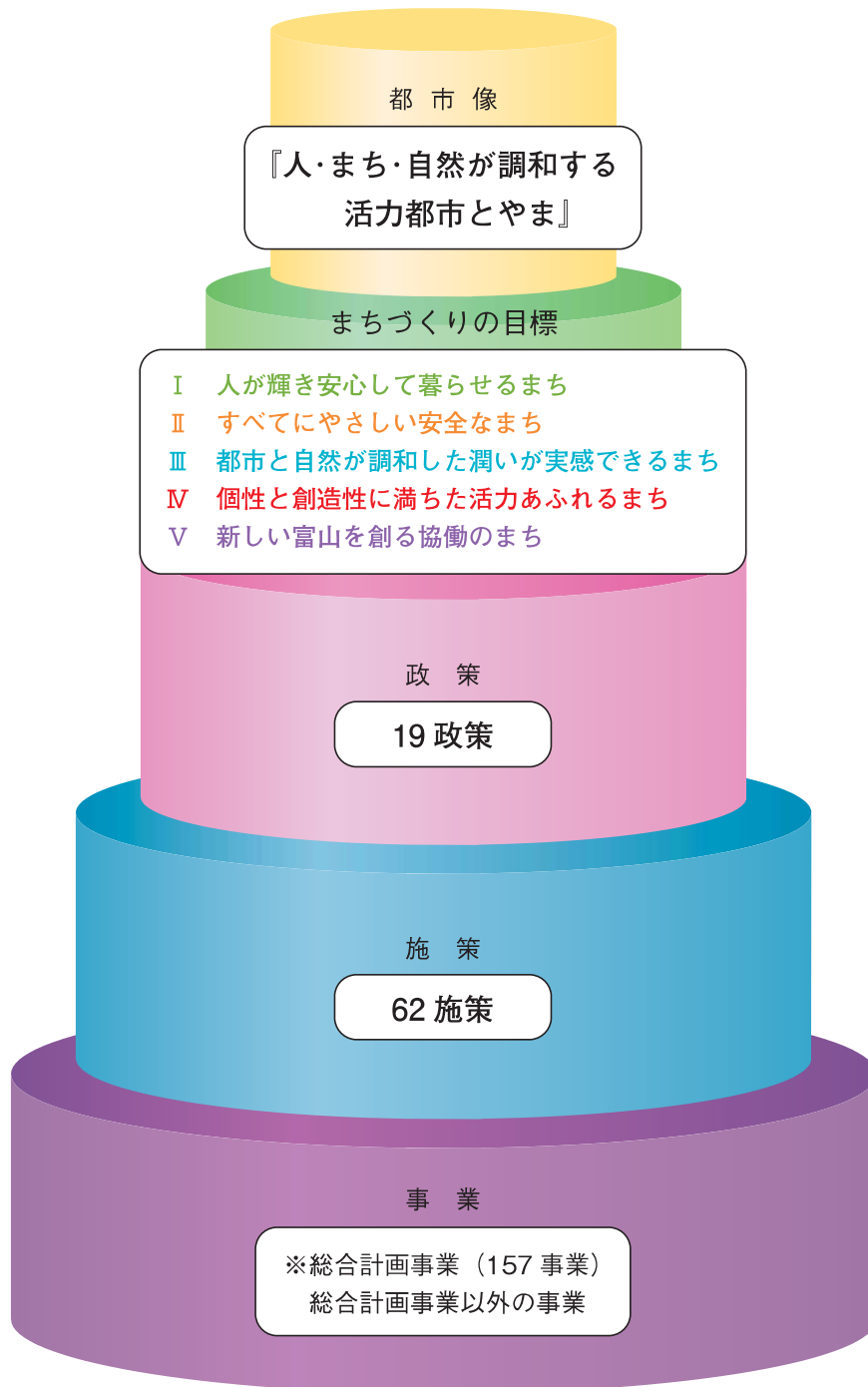
た効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

このことから、積極的に市政情報を公開し、情報の共有化を図り、市民が主体的に市政や各種活動に参画できる協働のまちづくりを進めます。



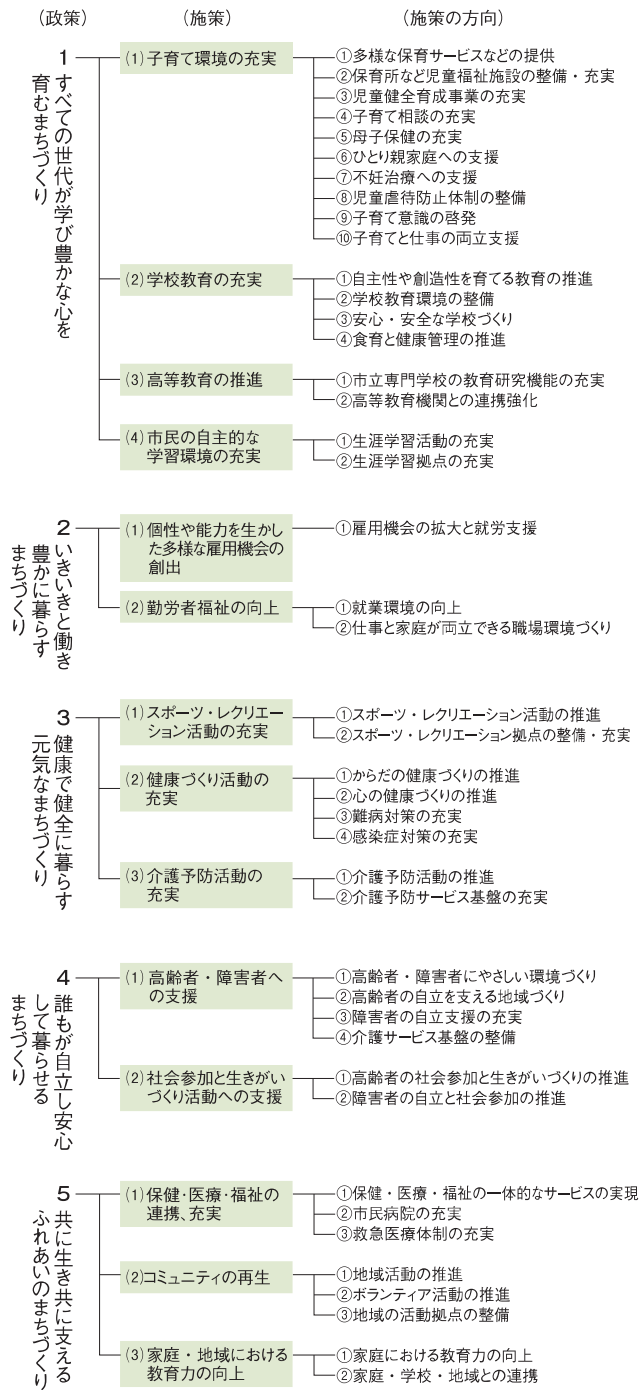
本市の目指す都市像『人・まち・自然が調和する 活力都市とやま』を実現するために、5つのまちづくりの目標を設定し、その下に体系的に施策及び総合計画事業を位置づけて目標を明確にした行政を進めます。

施策体系の階層構造

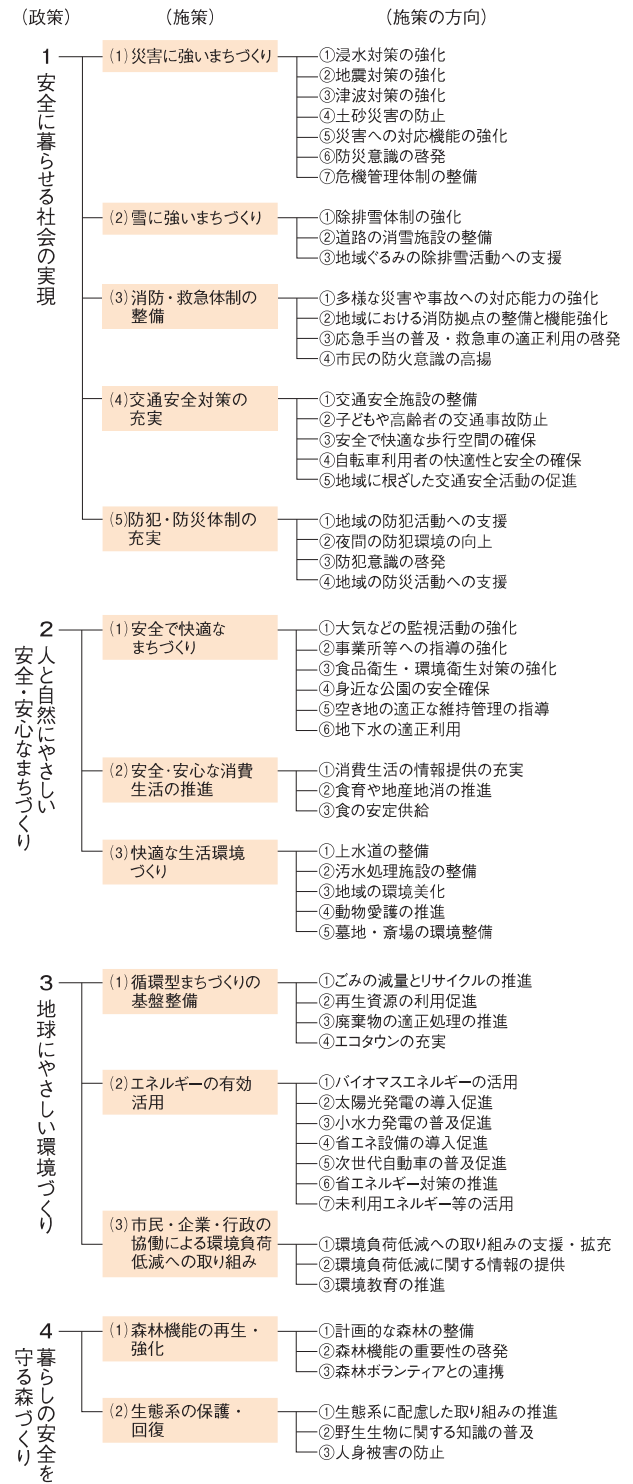


※総合計画事業 施策を実現するための事業のうち、特に計画的・積極的に推進する事業を総合計画事業と位置づけます。

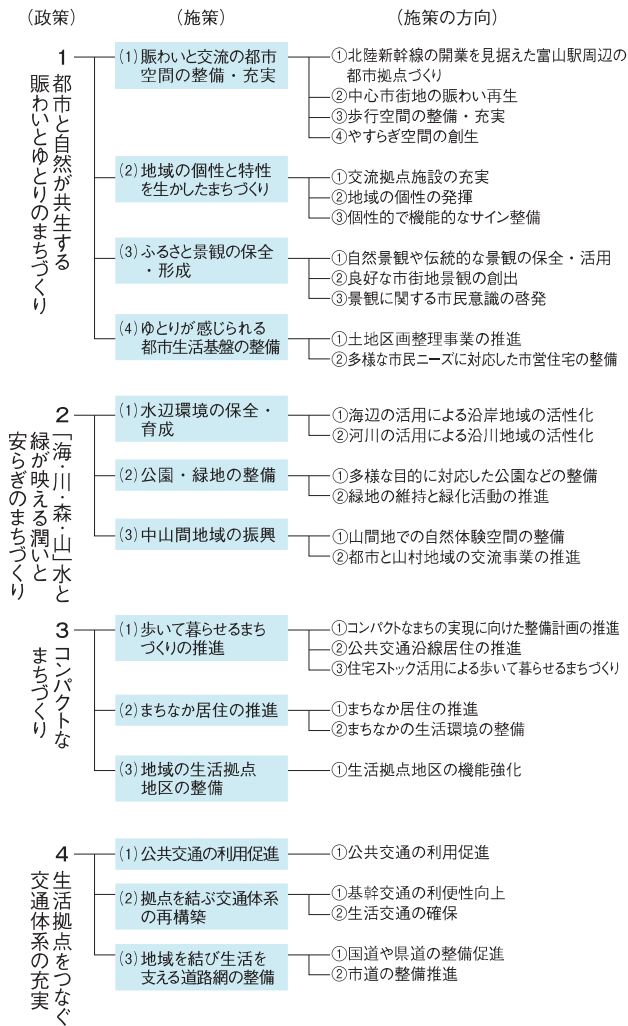
Ⅰ 人が輝き安心して暮らせるまち



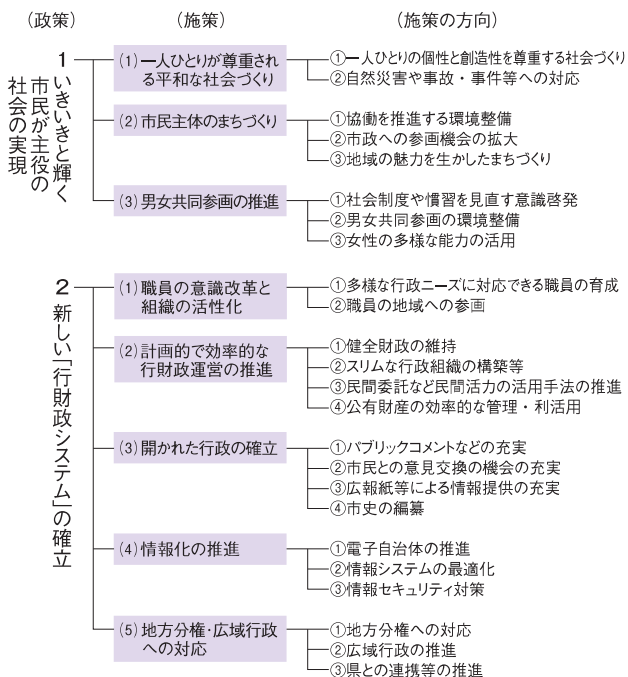
Ⅱ すべてにやさしい安全なまち



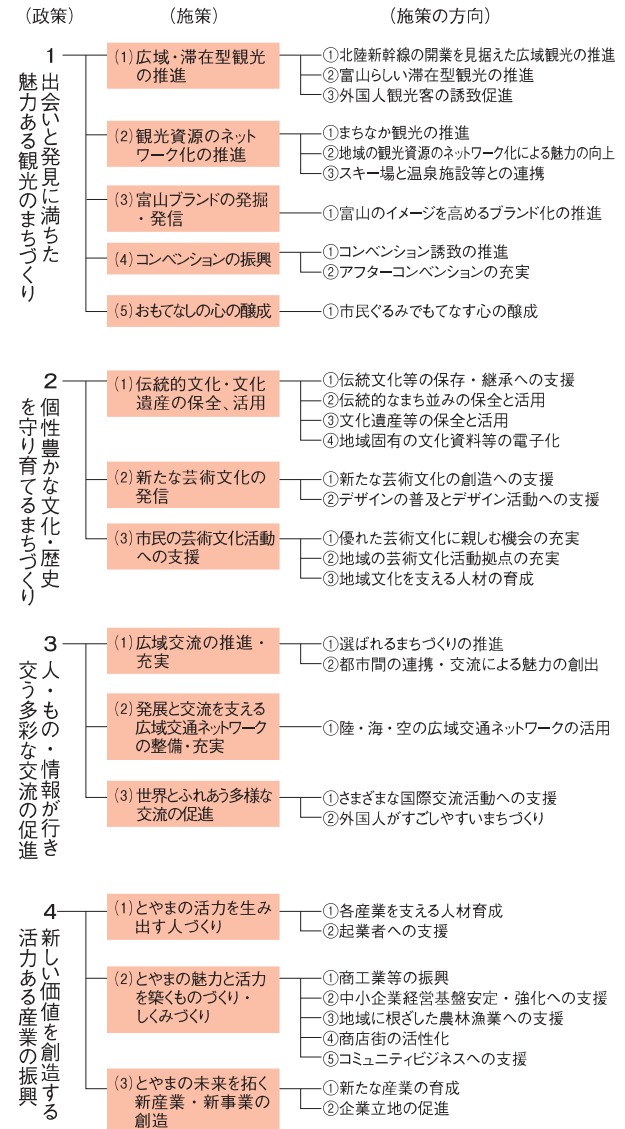
Ⅲ 都市と自然が調和した潤いを実感できるまち



Ⅴ 新しい富山を創る協働のまち



Ⅳ 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち



第9章

重点プロジェクト

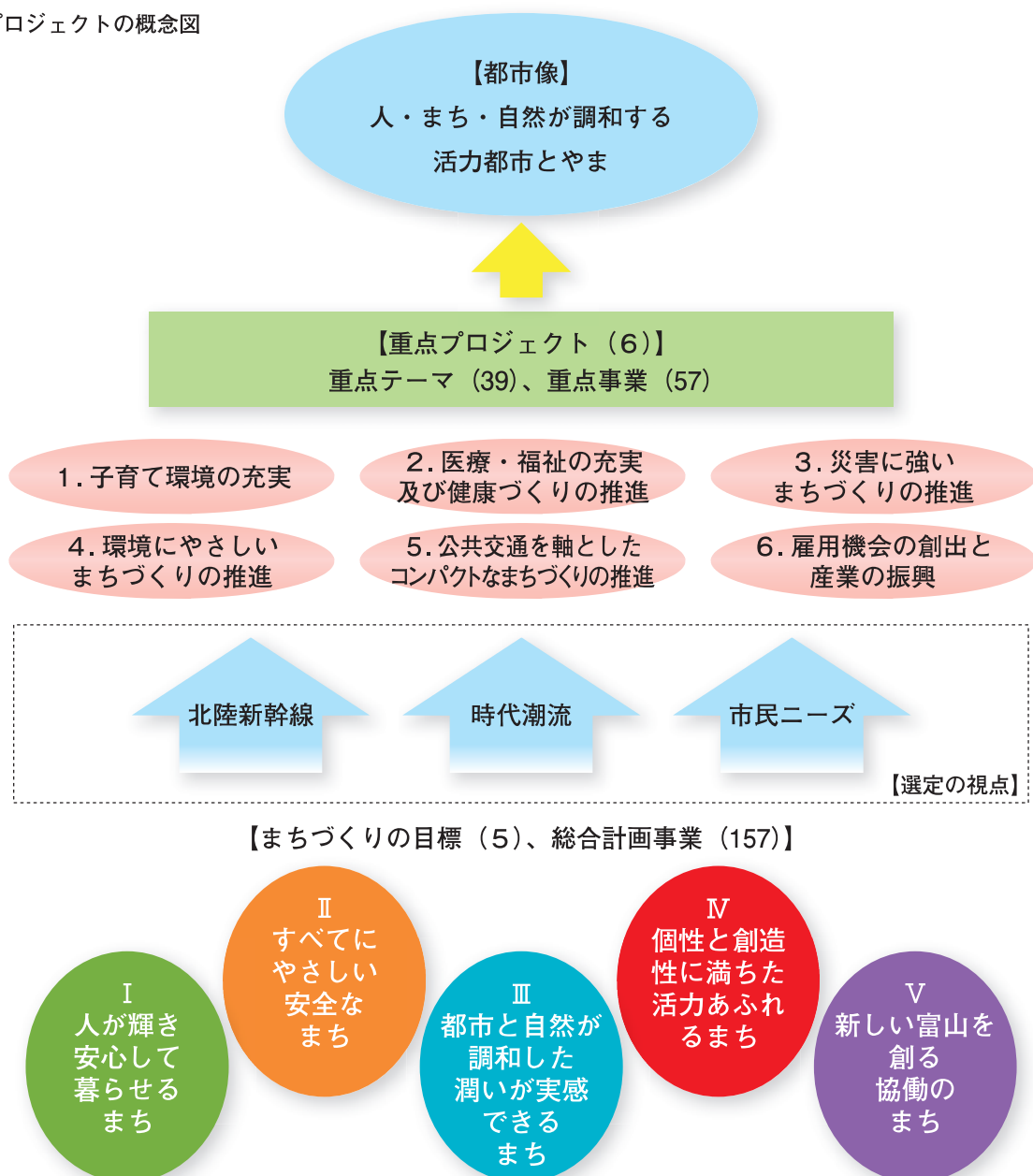
重点プロジェクトについて

【選定の視点】

本市の都市像である「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現に向け、後期基本計画期間内に推進する取り組みのうち、次の視点により、特に優先的・重点的な取り組みを厳選し、新たに重点プロジェクトとして位置づける。

- ①北陸新幹線の開業を踏まえ、広域交流拠点都市の形成に寄与する事業
- ②時代潮流を踏まえ、緊急的かつ優先的な取り組みが必要である事業
- ③市民の関心が高く、強く求められている事業

重点プロジェクトの概念図



重点プロジェクト一覧

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業	成果指標
1 子育て環境の充実 (8事業)	保育所など児童福祉施設の整備・充実	多機能保育所の整備	○延長保育の実施率 ○病児・病後児保育（体調不良児対応型）の実施率 ○放課後児童健全育成事業の年間利用人数 ○地域児童健全育成事業の年間利用人数 ○ファミリー・サポート・センター会員の活動回数
		児童館の整備	
	児童健全育成事業の充実	放課後児童健全育成事業	
		地域児童健全育成事業	
	子育てと仕事の両立支援	ファミリー・サポート・センター事業	
		校舎改築事業	
		大規模改造事業	
2 医療・福祉の充実 及び 健康づくりの推進 (8事業)	スポーツ・レクリエーション拠点の整備・充実	体育施設整備事業	○成人のスポーツ実施率 ○意識的にからだを動かす市民の割合 ○壮年期者（40～64歳）の悪性新生物による死亡数 ○介護予防事業の改善効果のあった人数 ○障害者グループホーム・ケアホームの定員数
		健康づくり推進事業	
	からだの健康づくりの推進	がん検診事業	
		地域優良賃貸住宅の整備	
	高齢者・障害者にやさしい環境づくり	障害者グループホーム・ケアホームの整備	
		特別養護老人ホーム建設助成事業	
	介護サービス基盤の整備	地域密着型サービス等拠点整備事業	
3 災害に強い まちづくりの推進 (16事業 (うち再掲3事業))	学校教育環境の整備 (再掲)	校舎改築事業（再掲）	○大雨に対して安全である地区の面積の割合 ○住宅の耐震化率 ○重要な橋梁の耐震化率 ○防災行政無線の整備率 ○水道管路の耐震化率 ○救急隊の現場到着時間 ○年間出火率 ○青果部・水産物部取扱金額
		大規模改造事業（再掲）	
		屋内運動場建設事業（再掲）	
	浸水対策の強化	公共下水道（雨水）整備による浸水対策	
		浸水対策事業（雨水流出抑制）	
		火防水路改良事業	
	地震対策の強化	木造住宅耐震改修支援事業	
		富山市地域防災計画の見直し	
	津波対策の強化	漁港海岸保全施設整備事業	
		津波浸水予測図の作成	
	災害への対応機能の強化	信頼性の高い上水道導送配水システムの構築	
		橋梁保全事業	
		防災行政無線の整備	
4 環境にやさしい まちづくりの推進 (7事業)	防災意識の啓発	自主防災組織育成事業	
	多様な災害や事故への対応能力の強化	消防救急無線デジタル化事業	
	地域における消防拠点の整備と機能強化	消防署等常備消防拠点整備事業	
	自転車利用者の快適性と安全の確保	自転車利用環境整備事業	○ふるさと富山美化大作戦参加者数 ○市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ○一般廃棄物のリサイクル率 ○産業廃棄物減量化・循環利用率 ○温室効果ガス排出量の削減割合 ○住宅用太陽光発電システム設置補助件数 ○省エネ設備設置補助件数
	ごみの減量とリサイクルの推進	ごみ減量化・資源化推進事業	
	バイオマスエネルギーの活用	森林バイオマス活用事業	
	太陽光発電の導入促進	太陽光発電システム導入補助事業	
	小水力発電の普及促進	小水力発電普及促進事業	
	省エネ設備の導入促進	省エネ設備等導入補助事業	
	未利用エネルギー等の活用	未利用エネルギー等導入検討事業	

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業	成果指標
5 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの推進（15事業）	北陸新幹線の開業を見据えた富山駅周辺の都市拠点づくり	富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業	○富山駅周辺地区の歩行者数 ○中心商業地区の歩行者数 ○公共交通利用者数 ○総人口に占める公共交通が便利 な地域に居住する人口の割合 ○中心市街地の居住人口の社会増加 ○地域の生活拠点地区の整備に対し満足・ほぼ満足と感じる市民の割合
		路面電車の南北接続事業	
		富山駅周辺地区土地区画整理事業	
	中心市街地の賑わい再生	新規出店サポート事業	
		おでかけ定期券事業	
		西町南地区複合施設整備事業	
	コンパクトなまちの実現に向けた整備計画の推進	コンパクトなまちづくり推進事業	
	公共交通沿線居住の推進	公共交通沿線居住推進事業	
	住宅ストック活用による歩いて暮らせるまちづくり	住宅ストック活用推進事業	
	まちなか居住の推進	まちなか居住推進事業	
	公共交通の利用促進	公共交通利用促進啓発事業	
	基幹交通の利便性向上	バス交通維持活性化支援事業	
		鉄軌道維持活性化事業	
6 雇用機会の創出と産業の振興（7事業（うち再掲1事業））	生活交通の確保	コミュニティバスの運行・地域自主運行バスへの支援	○県内高校出身の大学生のUターン就職率 ○観光庁観光客入込統計調査による宿泊者数 ○コンベンション開催数及び参加者数 ○製造品出荷額等 ○認定農業者等が占める経営面積比率 ○事業所の新規開業率 ○新規事業所開設による雇用者数 ○企業団地への入居率
	新たな芸術文化の創造への支援	ガラスの街づくり事業	
	子育てと仕事の両立支援（再掲）	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	
	スキー場と温泉施設等との連携	立山山麓活性化事業	
	富山のイメージを高めるブランド化の推進	くすり関連施設整備事業	
	各産業を支える人材育成	担い手総合支援事業	
	地域に根ざした農林漁業への支援	富山とれたてネットワーク事業	
総合計画事業に占める重点事業の割合	企業立地の促進	農商工連携推進事業	57（重点事業）／157（総合計画事業）＝36.3%
	企業団地の造成	企業団地造成事業	



富山駅南口の整備イメージ図



ガラス美術館や図書館本館が入居する再開発ビルの完成イメージ図

第1節 土地利用の基本方針

1 土地利用の考え方

本市の土地利用については、これまでの形態を尊重しつつ、都市的な土地利用と農業・自然的な土地利用の調和を基本として、市街地ゾーン、田園環境共生ゾーン、自然環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つの区分を定めます。また、市街地ゾーンについては、主要な用途である商業系、産業系、住宅系に区分して土地利用を進めます。

2 土地利用の将来像

(1) 市街地ゾーン

①商業系土地利用

本市の都心及び婦中地域の速星駅周辺では広域的な商業地が形成され、地域生活拠点を中心とした地域ではそれぞれに核となる商業地が形成されています。また、幹線道路などの沿道でも商業立地が進行しています。

商業系の土地利用は、広域的な商業機能の一層の充実を図るとともに、地域生活拠点のうち、地域の商業核となっている地区においては、生活に身近な商業機能の充実を図ります。また、沿道での商業立地は、広域的な商業機能及び地域的な商業機能の集積に影響を及ぼさない業種・業態を基本とします。

このため、商業系の土地利用は、広域的な商業地や地域的な商業地の配置を推進するとともに、沿道での商業立地の適正化を図ります。

②産業系土地利用

富山地域の臨海部及び神通川沿いなどのほか、速星駅周辺（婦中）、富山八尾中核工業団地、中大久保企業団地（大沢野）などに工業機能が集積しています。また、流通業務機能の拠点として、富山問屋センターや地方卸売市場等があります。

産業系の土地利用は、既存の工場や新たな工業用地については、周辺環境と調和のとれた生産環境の形成を図るとともに、交通アクセスや労働力の確保等に配慮した適切な配置誘導を推進します。また、富山問屋センター、並びに地方卸売市場及びその周辺等の流通業務地区については、流通業務に関連する事務所、店舗等の集積を図ります。

このため、産業系の土地利用は、産業・経済に寄与する工業地区及び、生産や消費を支える流通業務地区とし

て、生産性や利便性など地域の特性を生かした産業拠点を推進します。

③住宅系土地利用

都心地区周辺は、商業機能等と共存した利便性の高い住宅市街地が形成されています。また、富山地域の郊外部及び大沢野地域・大山地域・八尾地域・婦中地域では戸建住宅を主体とする住宅地が形成されています。交通便利性の高い沿道や工業集積地の周辺では、商業系や工業系の土地利用と住宅とが複合しています。

住宅系土地利用では、戸建住宅を中心とした低層住宅地や周辺と調和のとれた中高層住宅地において、良好な住環境の保全・創出を図ります。また、住宅を主体としつつ、身近な商業等の利便性を享受できる住環境の形成を図ります。さらに、商業機能や工業機能と複合している住宅地では、住宅と諸機能が調和した住環境の形成を図ります。

このため、住宅系の土地利用は、専ら住宅を主体とする住宅地や、商業等の生活利便施設を許容する住宅地、商業機能や産業機能を主体として住宅と複合する地区など、地域の特性を生かした配置を行うとともに、鉄軌道や運行頻度が高いバス路線の沿線に居住人口等の集積を図ります。

(2) 田園環境共生ゾーン

神通川、常願寺川中流域は、主として農用地としての利用がなされており、集落や住宅団地、工業団地が点在しています。

田園環境共生ゾーンでは、平坦部に広がる農用地について、水循環や景観などの公益的機能の維持・充実を図るとともに、集落では、良好な環境の形成を図ります。

このため、田園環境共生ゾーンでは、まとまりのある農用地の保全及び集落機能の維持を基本とし、住宅団地や工業団地は、地域の活性化の観点からその機能を確保し適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 自然環境共生ゾーン

丘陵性の地形の中山間地域は、川沿いや道路等の交通網沿いに農地・集落が点在しています。

自然環境共生ゾーンでは、農地・集落が空間的に一体となって、水循環や景観などの公益的機能を果たしてお

り、その機能の維持・充実を図ります。

このため、自然環境共生ゾーンは、中山間地域の農地を保全し、集落機能の維持を図ります。

（４） 自然環境保全ゾーン

山間部は、主として森林としての利用がなされ、中部山岳国立公園や有峰県立自然公園、白木水無県立自然公

園、神通峡県定公園に指定されており、優れた自然環境や景観を有しており、水源地帯としても重要です。

自然環境保全ゾーンでは、丘陵及び山間部の森林を維持しながら、水源の涵養機能や貴重な自然の保全を図ります。

このため、自然環境保全ゾーンは、自然度の高い山間部等も含めて、良好な自然環境・景観を保全します。

第2節 都市構造形成の基本方針

本市は、これまで、人口の増加とともに薄く広がった拡散型の市街地を形成してきました。

今後は、人口減少と少子・超高齢社会の本格的な到来を見据え、健康・医療・福祉との連携や、農山村部の集落機能の維持など地域特性にも配慮しながら、各地域のストックを生かした、拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指し、次のような方針で都市構造を形成していきます。

1 拠点の形成と都市構造の将来像

（１） 都心と地域生活拠点の形成

本市が、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、これまでのような市街地の拡大傾向を抑制するとともに、既成市街地への都市機能の集約を図ることが必要です。

また、都市機能の集約にあたっては、本市の顔となる

中心的な拠点を「都心」と位置付けるとともに、市域を複数の地域生活圏に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けます。

（２） 地域生活圏の区分

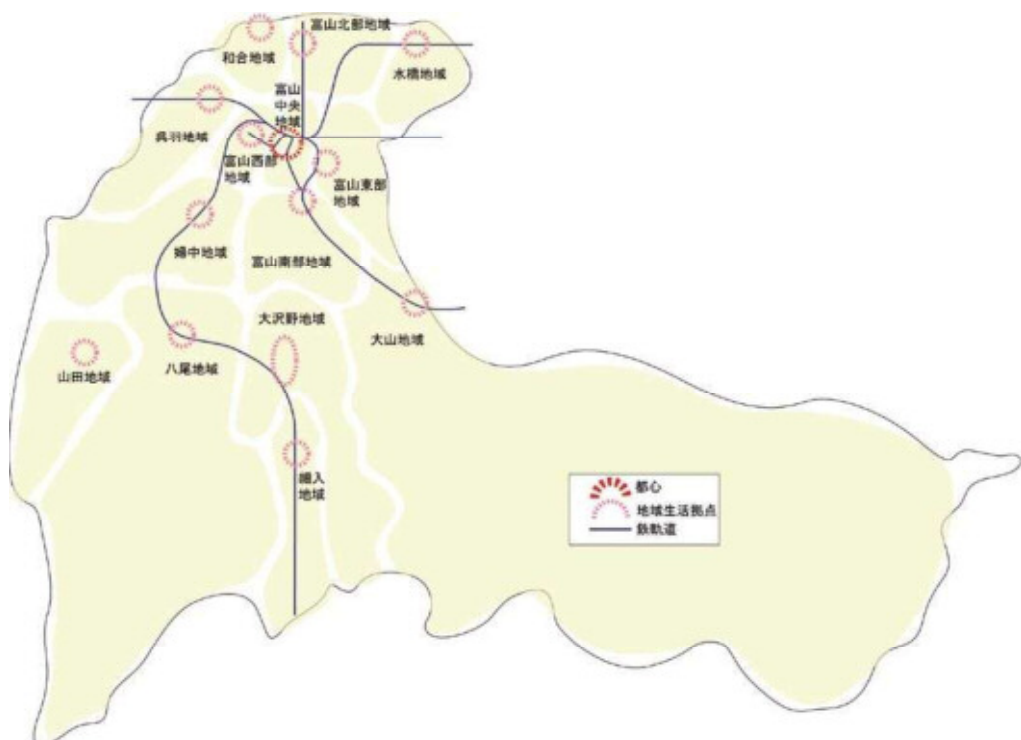
地域生活拠点を中心に、地理的・歴史的なつながりをもった、まとまりのある地域を、地域生活圏と位置付けます。

富山地域では、河川等の地形や小中学校区などを考慮し、8つの地域生活圏に区分するとともに、大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域、山田地域、細入地域は、それぞれ1つの地域生活圏として区分します。

（３） 都市構造の将来像

地域生活圏ごとに、それぞれの地域特性や地域資源を

都心及び地域生活拠点



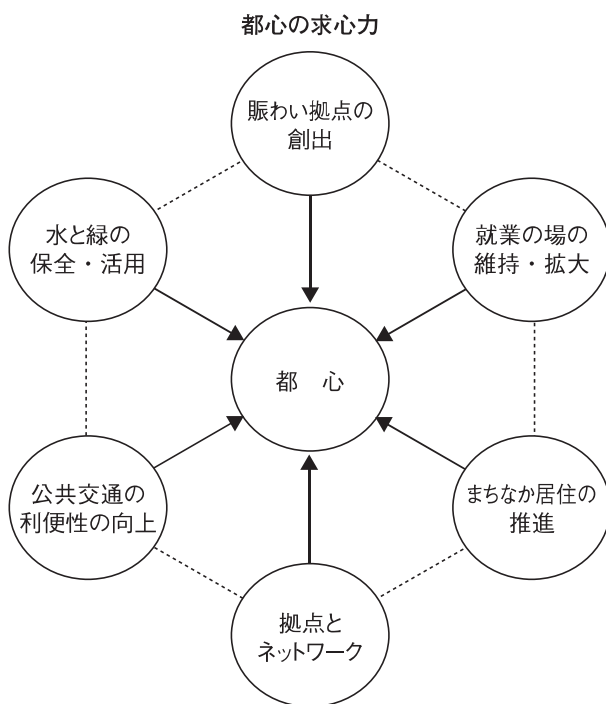
生かした魅力や質を高めるまちづくりを進めます。また、都心と地域生活拠点、地域生活拠点間を結ぶ公共交通の機能の維持・向上を軸とした、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。都心と各地域生活拠点が有機的に連携することにより、市域全体として均衡のとれた都市構造を目指します。

また、本市の川上から川下までのさまざまな地域の特性を踏まえ、山・川・海など自然環境との調和を図るとともに、自然とまちと人間が共生した自然を守り、育てるまちづくりを目指します。

2 都心整備の基本方針

本市の都心は、商業、業務などの都市活動の面で、県都としての役割や広域中枢の拠点としての役割を担っています。

このため、都心が本市の顔として、また、地域文化を醸成する場所として発展していくためには、多様な人びとで賑わう魅力あるまちづくりが必要です。



（１）賑わい拠点の創出

人が集い、社会的、文化的活動が活発に行われ、都市活動の中心となるとともに、市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する市の「顔」にふさわしい都心を形成する。

（２）就業の場の維持・拡大

都心は働く場所が集中していることによって、求心性を維持しています。このため、商業・業務機能の集積による就業の場の維持・拡大を図ります。

（３）まちなか居住の推進

都心の賑わいや活動の基となる定住人口を増加させるため、積極的にまちなか居住の推進を図ります。

また、市街地再開発事業などにより都心型住宅の整備を図るとともに、生活利便施設の併設など、都心居住者に対する生活サービスの充実を図ります。

（４）拠点とネットワーク

市街地再開発事業などの動きを支援し、整備を円滑に進めるために、個別の市街地再開発を「拠点」、それらを連絡する道路などを「ネットワーク」と捉えたまちづくりを進め、都心全体の機能・空間の質を高めていきます。

（５）公共交通の利便性の向上

都心の魅力である充実した交通基盤を生かした公共交通の活性化により、都心への来街者にとっての利便性の向上を図るとともに、居住者にとっても暮らしやすい都心を形成します。

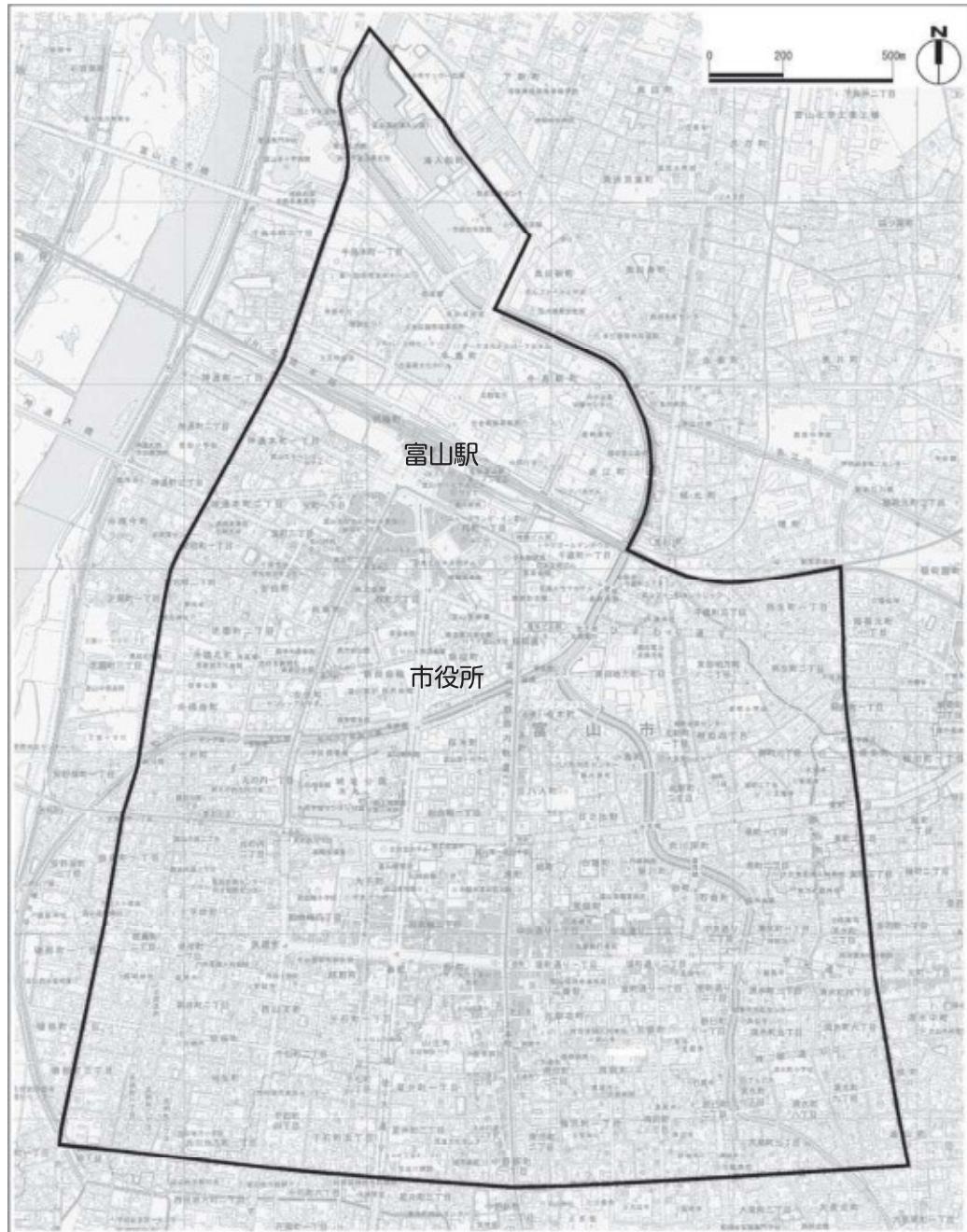
（６）水と緑の保全・活用

立山連峰、富山湾、神通川、呉羽丘陵など、どこからでも自然が感じられることが、本市の特質です。

都心においても、松川、いたち川、富岩運河環水公園などの水辺空間が整備されており、城址大通りには豊かな街路樹が育てられています。

このような自然環境を大切に保存していくとともに、より積極的に水と緑の環境を享受できるような場所を形成します。

都心地区の範囲



※都心地区は、東側をしのめ通り、西側をけやき通り、南側をあざみ通り、北側をいたち川・富岩運河舟溜りで囲まれる面積約436haの地区とします。

第3節 交通体系の整備方針

県都としての発展を見据え、道路・鉄道・空路等のさまざまな交通手段が選択できる総合的な交通体系の確保に努めます。

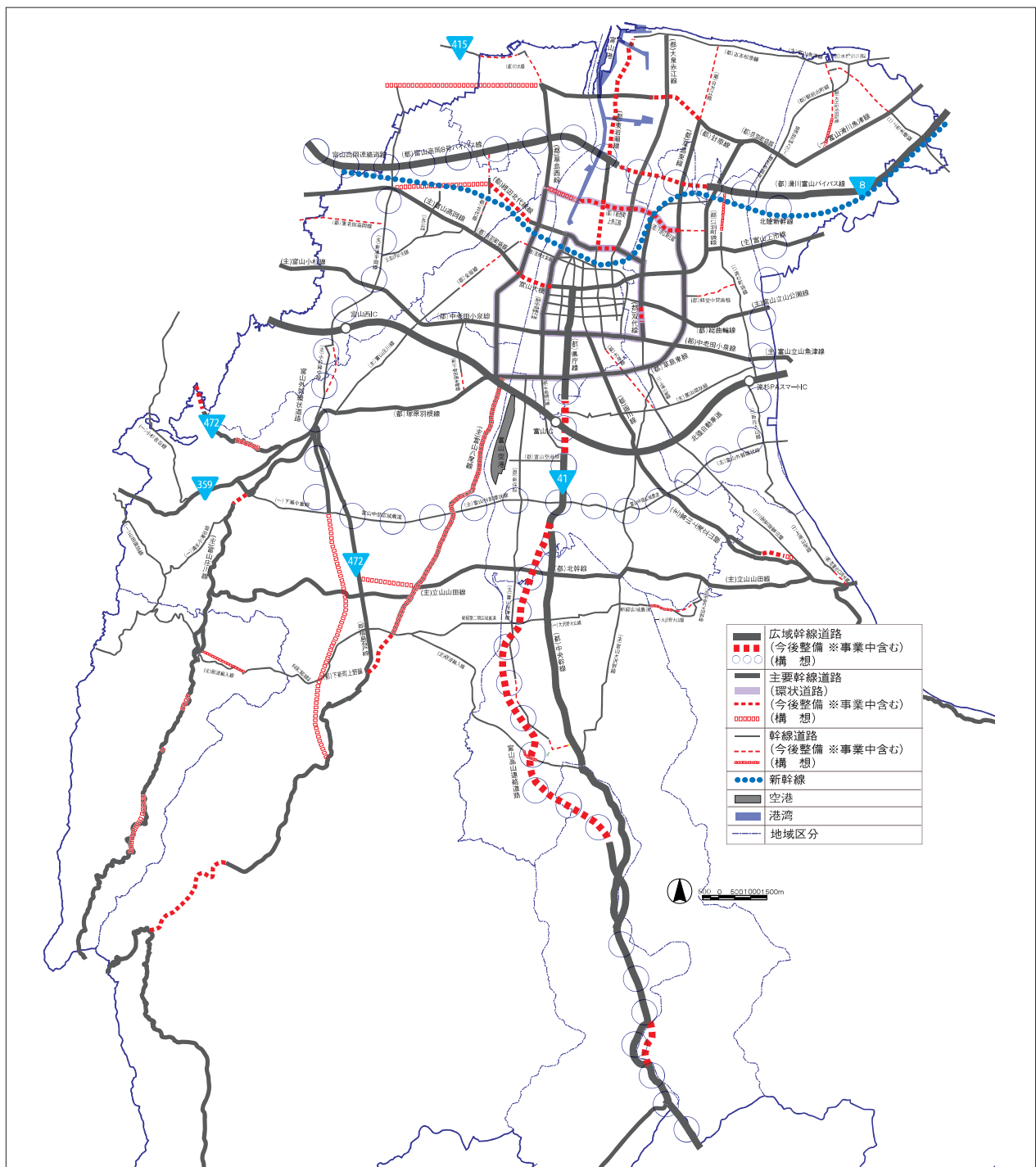
道路については、北陸自動車道及びその他の国道からなる広域幹線道路や、都心と地域生活圏を結ぶ放射状道路、都心への過度な自動車流入を抑制する環状道路、東西の地域間を連絡する道路などの主要幹線道路による都

市の骨格となる道路網の形成に努めます。

また、公共交通としては、鉄軌道や都心と地域生活拠点を結ぶバス路線などの確保に努めるとともに、利便性の維持・向上を図ります。

さらに、国内外との広範な交流を展開する上で重要な基盤である新幹線、空港、港湾といった広域交通施設の整備・充実を促進します。

富山市都市計画総括図



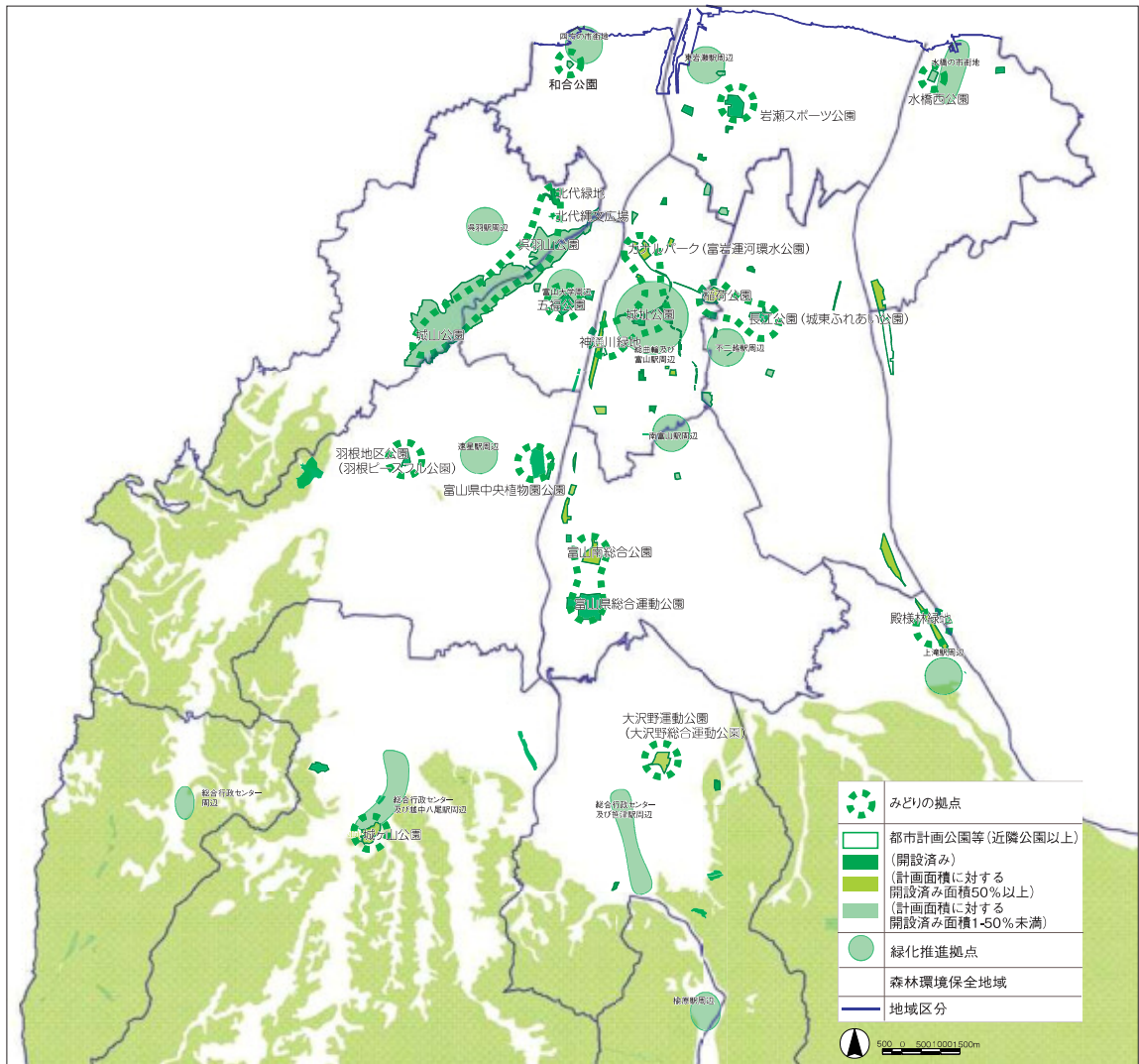
第4節 水と緑の整備方針

本市は、南部の山々を源とした神通川と常願寺川の二大河川を有しており、これらは中山間地域や田園地帯などを潤し、良好な水辺環境を形成しながら海へと注いでいます。この水辺環境を大切な自然資源として保全していくよう努めます。

また、地域住民のレクリエーションや災害時の避難場

所など多様な機能をもつ総合公園や運動公園などを、地域の特性を生かした緑の拠点として設定するとともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に憩い楽しむことができる身近な公園・緑地の配置に努めます。

さらに、街路樹の植栽や公共施設の緑化を進め、潤いのある都市環境の創出を図ります。



第1節 協働によるまちづくり

これまで地域社会を支えてきた地域への愛着心、仲間意識、相互扶助意識などの連帯意識が、価値観や生活様式の多様化に伴い希薄化しており、さらに今後進展する人口減少や高齢化により地域活動を担う人材の確保が困難となることが懸念されています。

東日本大震災では、安全、安心な暮らしの確保はもとより、地域での支え合いや絆などがいかに大切なものであるかについて、改めて考えさせられました。

このことから、地域活動を担う新しい仕組みづくりが重要となっており、市民と行政が適切に役割分担を行い、時代に対応した協働の仕組みを構築していく必要があります。

また、超高齢社会の福祉・医療のあり方を考えるうえで、

今後の取り組みの一つとして、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスによる公益性のある社会経済活動を支援し、コミュニティ活動を介した都市政策と地域福祉・地域医療との連携により、ユニバーサルデザインに配慮した都市を創出し、人々の交流促進によるコミュニティの形成や高齢者等の社会参画、さらには健康増進を図ることが可能になると考えています。

本計画では、施策ごとに行政が取り組む事項を「施策の方向」としてまとめるとともに、「市民に期待する役割」を示すことにより、市政への市民参画を促し、市民と行政による協働のまちづくりを目指すこととしています。

第2節 成果重視のまちづくり

地方自治体の財政状況が一層厳しくなる中で、人材・施設・財源などの資源をどのように活用して、いかに大きな効果をあげるかが課題となっています。

このため、地域の現状を的確に把握し、限られた資源をどのように活用し、配分するかという、選択と集中を徹底していかなければなりません。

このことから、今後の行政運営では、「どれだけの行政サービスを提供したか」ではなく、「行政サービスの提供により市民生活にどのような効果があったか」を重視す

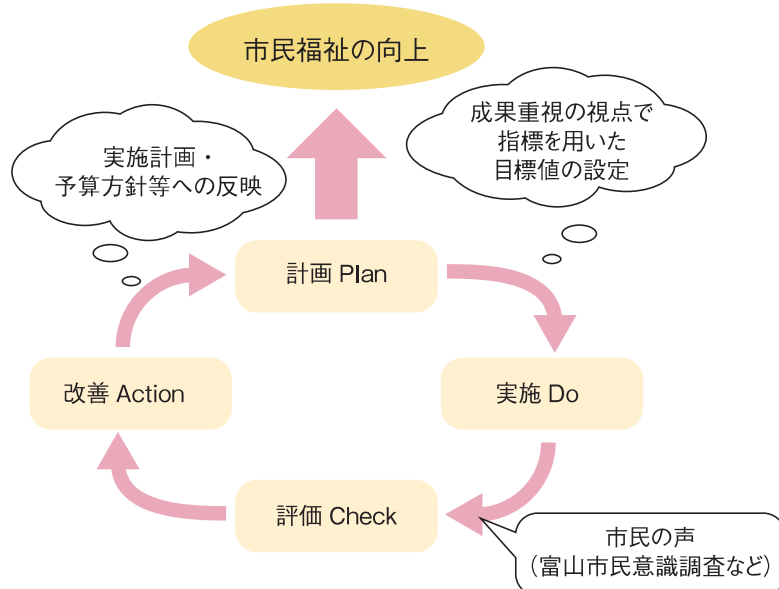
ることが求められています。

本計画では、各施策の具体的な取り組み方向と合わせて、施策を実施することによって得られる成果を表す指標（数値）を示すことにより、施策の目標を明確にすることとしています。

さらに、計画実施過程では、市民意識調査をはじめとした各種の調査などにより施策の効果の把握に努め、必要に応じて計画内容の見直しを図るなど、成果を重視したまちづくりを推進していくこととしています。

行政マネジメントサイクルのイメージ図

一つの施策の中で、Plan（計画）から始まり、Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）→Plan（計画）へと行政マネジメントサイクルを進めていきます。このPDCAサイクルを繰り返すことにより、より効果的で効率的な執行方法へと改善し、さらなる市民福祉の向上を図っていきます。



1 まちづくりの目標別の事業費

後期基本計画期間における事業費は、159,149百万円程度と見込んでいます。

2 事業費の性格

事業費の額は、後期基本計画期間において、市が支出する経費の概算を示すものです。また、この事業費は、行政需要の推移や国・県の施策の動向、市の財政事情などにより変動します。

このことから、事業費はそれぞれの計画項目に関する市の財政措置の一応の目安として算定したものです。

なお、事業費の額は、計画期間中の価格変動は見込まないものとしています。

後期基本計画における事業費

(百万円)

まちづくりの目標	平成24～28年度 事業費	事業費内訳	
		一般会計分	特別・企業会計分
I 人が輝き安心して暮らせるまち	40,813	40,479	334
II すべてにやさしい安全なまち	56,589	15,248	41,341
III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち	48,779	48,779	0
IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち	12,719	8,384	4,335
V 新しい富山を創る協働のまち	249	249	0
計	159,149	113,139	46,010

3 財政規模の試算

まちづくりの目標別事業費算出の前提となる後期基本計画期間の財政見通しは、次のとおりです。

なお、この財政見通しでは、税制や地方財政対策、社会保障制度など、今後の制度改革等が不明確なものは、現行制度が継続するものとして試算しています。

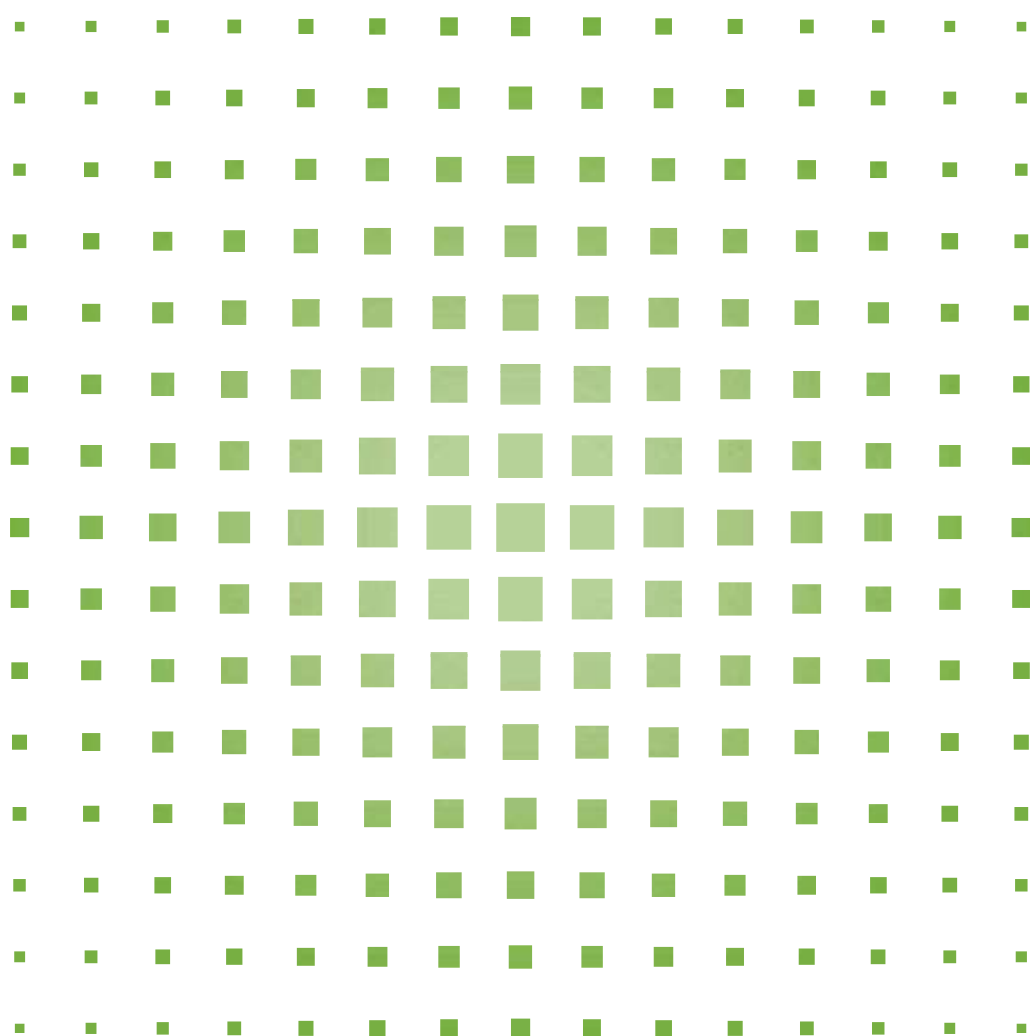
また、本市の収入の大宗を占める市税については、平成24年度見込額を基準として年平均0.5%程度の伸び率を想定しました。

財政見通し（一般会計）

(百万円、%)

		平成24～ 28年度 合計額	構成比
歳入	一 般 財 源	499,598	59.4
	う ち 市 税	354,315	42.1
	うち地方交付税	108,894	12.9
	国・県支出金	149,387	17.8
	市 債	119,965	14.2
	うち臨時財政対策債	38,190	4.5
	そ の 他 歳 入	72,164	8.6
	歳 入 合 計	841,114	100.0
歳出	義 務 的 経 費	387,405	46.1
	う ち 人 件 費	138,718	16.5
	う ち 扶 助 費	127,187	15.1
	う ち 公 債 費	121,500	14.5
	投 資 的 経 費	126,063	15.0
	そ の 他 経 費	327,646	38.9
	歳 出 合 計	841,114	100.0

後期基本計画(各論)



まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	1	すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり
施 策	(1)	子育て環境の充実

現状と課題

少子化、核家族化の進展、女性の就労等社会進出の拡大、さらには就労形態の多様化などにより、子育て環境は大きく変化してきており、これに伴って多様な保育サービスなどの充実や、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりが求められています。

また、近年、子どもが被害者となる事件・事故が増加しており、これらを防ぐためにも子どもが安全に過ごせる場所を確保することが課題となっています。

一方、保護者の育児に関するさまざまな不安を解消す



るために、福祉、教育等の専門分野の職員による相談体制を整えた総合的な子育て相談窓口の設置が必要となっています。

今後は、地域における子育て家庭を支援するため、保健所、保育所、幼稚園、子育て支援センター、教育センターや地域の関係団体、ボランティアとも連携を図り、子どもを地域全体で育てる意識を醸成する必要があります。



保育所数及び入所児童数

(人、箇所)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保育所数	87	87	86	85	85
児童定員数	9,950	9,870	10,035	10,220	10,285
入所児童数	総数	9,336	9,432	9,465	9,548
	3歳未満児	2,957	3,038	3,185	3,328
	3歳児	2,046	2,084	2,007	2,048
	4歳児	2,125	2,148	2,111	2,047
	5歳児	2,208	2,162	2,162	2,125

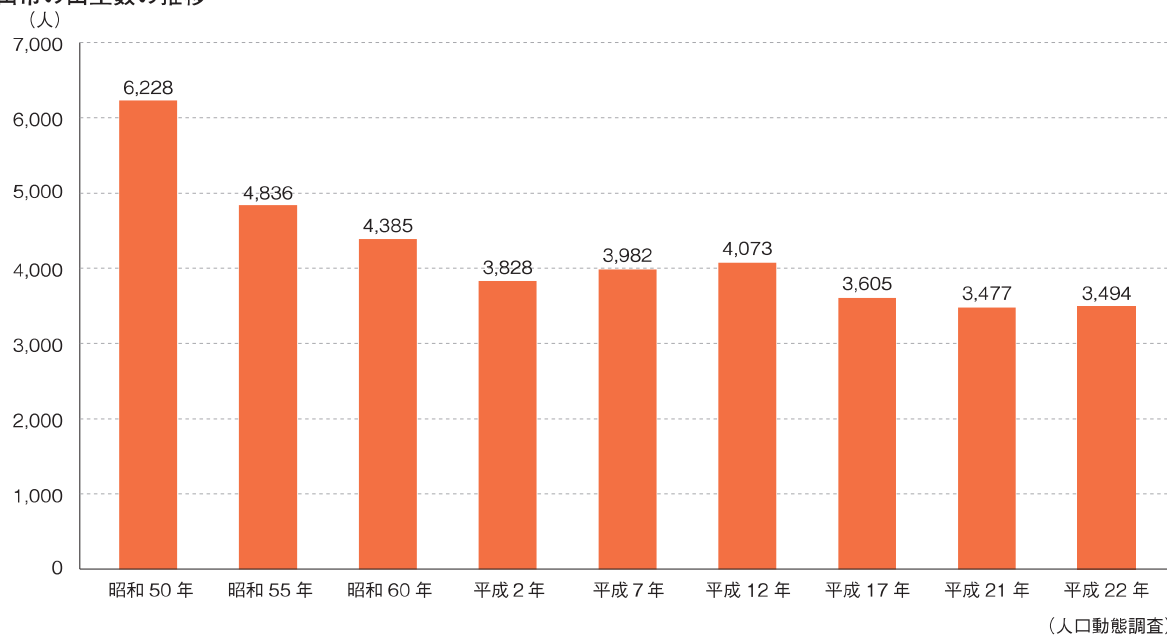
各年度4月1日現在（へき地保育所含む）

延長保育・一時保育等の実施保育所数

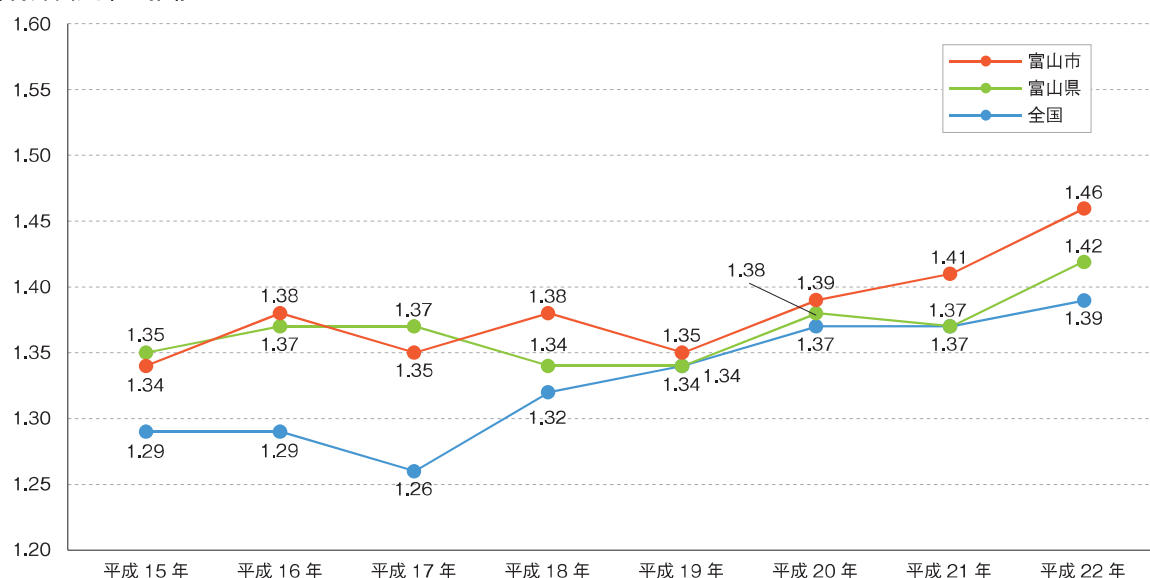
(箇所)

事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延長保育	62	64	65	65	65
一時保育	37	41	46	45	46
休日保育	16	21	24	26	27
地域活動事業	86	86	86	85	85
障害児保育	64	67	67	71	77
年末保育	27	32	35	38	40
休日一時保育	5	4	4	6	6

富山市の出生数の推移



合計特殊出生率の推移



資料：富山県、全国は厚生労働省「人口動態統計」、富山市は、富山県医務課から送付される人口動態統計の数値をもとに計算

(合計特殊出生率)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
延長保育の実施率	延長保育を実施する保育所の割合	富山市次世代育成支援行動計画後期計画（平成22～26年度）に基づき、多様化する保育ニーズに対応するため、増加を目指す。	76.5% 65箇所 (23年度)	78.8% 67箇所

後期基本計画(各論)

I 人が輝き安心して暮らせるまち

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
一時保育の実施率	市内全保育所及び保育所・幼稚園以外の子育て関連施設における一時保育の実施の割合	富山市次世代育成支援行動計画後期計画(平成22～26年度)に基づき、多様化する保育ニーズに対応するため、増加を目指す。	54.1% 46箇所 (23年度)	57.6% 49箇所
病児・病後児保育(体調不良児対応型)の実施率	病児・病後児保育を実施する保育所の割合	多様化する保育ニーズに対応するため、実施箇所の3箇所増加を目指す。	24.7% 21箇所 (23年度)	28.2% 24箇所
放課後児童健全育成事業の年間利用人数	富山市放課後児童健全育成事業費補助金利用施設を利用する年間延べ人数	子どもたちの健全育成を図るため、毎年1箇所5,000人程度の増加を目指す。	97,660人 (22年度)	125,000人
地域児童健全育成事業の年間利用人数	地域児童健全育成事業を利用する年間延べ人数	子どもたちの健全育成を図るため、2箇所12,000人程度(1箇所6,000人)の増加を目指す。	443,000人 (22年度)	455,000人
ファミリー・サポート・センター会員の活動回数	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の利用回数	子育てと仕事の両立を支援するため、会員数の増加を図りながら、各年300回程度の活動回数の増加を目指す。	6,230回 (22年度)	8,000回

施策の方向

①多様な保育サービスなどの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充を図り、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、幼稚園については、地域の状況を踏まえながら子育て支援事業の充実を図るとともに、認定こども園では、幼児教育と保育の一体的な提供に努めます。

②保育所など児童福祉施設の整備・充実

・保育所の整備

老朽化している保育所の改築を進めるとともに、低年齢児室の拡張や病児・病後児保育、さらには、多様化する保護者ニーズなどを踏まえ、入所児童数の増加にも対応できるよう施設整備に努めます。

また、給食の調理過程での安全性を高めるため、調理場のドライシステム化を推進します。

・児童館の整備

老朽化している児童館を改築し、児童の健全な遊び場を確保します。

また、小学校高学年から中学生までを対象とした活動場所として、地域コミュニティセンターなどの公共施設を活用したミニ児童館の整備を進めます。

なお、中央児童館については、現在、富山市立図書館内にあり、図書館移転に伴い、中心市街地の中で整

備することを検討します。

③児童健全育成事業の充実

放課後などに保護者が仕事などにより家庭にいない児童の保護・育成と、その保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

また、小学校の余裕教室などの活用や地域児童健全育成専用室の整備を行い、子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、児童の健全な育成に資するため、地域児童健全育成事業や子どもかがやき教室の充実に努めます。

さらに、地域の民生委員や保健推進員などとの連携を強化し、地域の子育てボランティアの養成を図ります。

④子育て相談の充実

地域における子育て家庭を支援するため、育児不安などの相談や地域の子育てサークルなどの育成等を行う子育て支援センターの整備を推進するとともに、地域の子育て支援の拠点として保育所における子育て相談体制の充実に努めます。

また、子育てボランティアの養成に努め、地域での子



育てを支援する意識の啓発に努めます。

⑤母子保健の充実

乳幼児健康診査や健康相談事業など母子保健サービスの充実に努め、安心して子どもを生み、健やかに育てられる環境づくりを推進します。

⑥ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、自立に必要な就業支援や経済的支援に努めます。

⑦不妊治療への支援

不妊治療に関する適切な情報提供を行うとともに、治療を受けている夫婦に対する不妊治療費の助成を行い、当該夫婦の精神的・経済的不安の軽減に努めます。

⑧児童虐待防止体制の整備

児童虐待に対する社会的関心が高まる中、市は防止に向けた啓発活動を展開するとともに、これまで以上に迅速かつ適切な対応が取れるよう、児童相談所など関係機関との連携強化や専門職員の養成に努めます。

⑨子育て意識の啓発

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児への参加を促進します。



また、中・高生などの若い世代から、結婚し、子どもを生み育てることの意義や喜び、家庭を持つことの大切さについての意識の啓発に努めます。

⑩子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた広報・啓発活動の推進に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業の充実や、事業所内保育施設の設置を促進するなど、子育てをする勤労者の支援に努めます。

後期基本計画（各論）

一人が輝き安心して暮らせるまち

■市民に期待する役割

- * 子どもを地域全体で育てる意識を持つ。
- * 保育所等を拠点とした親子サークルや、子育て家庭と地域住民との交流会等に参加する。
- * ファミリー・サポート・センターに依頼会員（子育てのお手伝いをして欲しい方）と協力会員（子育てのお

手伝いをしたい方）として会員登録し、地域で子育てする。

- * 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、関係機関に通告する。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
特別保育の充実	延長保育65箇所 一時保育46箇所 休日保育27箇所 病児・病後児保育4箇所 体調不良児対応型病児・病後児保育21箇所	延長保育2箇所（累計67箇所） 一時保育3箇所（累計49箇所） 休日保育（累計27箇所） 病児・病後児保育1箇所（累計5箇所） 体調不良児対応型病児・病後児保育3箇所（累計24箇所）
多機能保育所の整備		市立保育所2箇所の整備
児童館の整備		2箇所の整備
放課後児童健全育成事業	20箇所	5箇所（累計25箇所）
地域児童健全育成事業	58箇所	2箇所（累計60箇所）
子育て支援センターの設置	10箇所	2箇所（累計12箇所）

[I-1-(1)]

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
親子サークルの充実	親子サークル実施保育所51箇所 親子サークル実施子育て支援センター7箇所 親子サークル実施児童館11箇所 親子サークル実施児童文化センター2箇所	親子サークル実施保育所 5 箇所（累計56箇所） 親子サークル実施子育て支援センター 2 箇所（累計9箇所） 親子サークル実施児童館（累計13箇所）
すこやか子育て支援事業	パパママセミナー、母親教室 赤ちゃん教室、妊婦相談 こんにちは赤ちゃん事業 仲間づくりの赤ちゃん教室 乳幼児健康相談 思春期相談、乳幼児アトピー疾患相談	パパママセミナー 赤ちゃん教室、妊婦相談 こんにちは赤ちゃん事業 仲間づくりの赤ちゃん教室 乳幼児健康相談 思春期相談
不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精を受けている夫婦に対して、治療費を助成	事業の継続実施
児童虐待防止体制の整備	要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待防止対策強化のための人材養成 児童虐待防止体制強化のための環境改善
ファミリー・サポート・センター事業	会員数2,550人 活動回数6,500回（23年度予定）	会員数1,100人（累計3,650人） 活動回数1,500回（累計8,000回）

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政策	1	すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり
施策	(2)	学校教育の充実

現状と課題

少子・超高齢社会の進行、国際化や情報化の進展などの社会情勢の変化に的確に対応した学校教育が求められています。

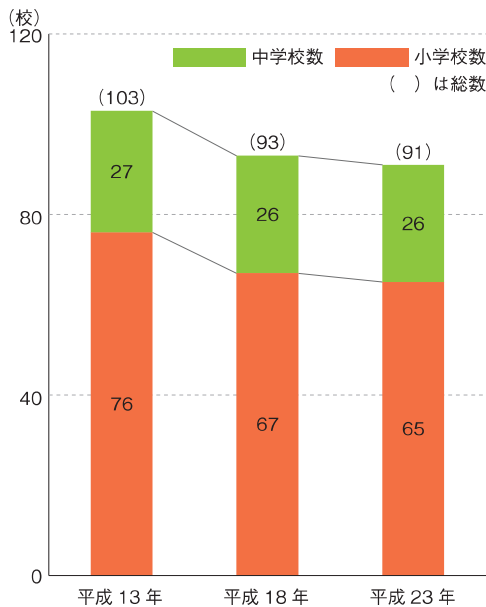
このような状況において、幼児・児童・生徒の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を目指し、「生きる力」を育むことが重要になっています。

とりわけ、学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、防災拠点として、災害時

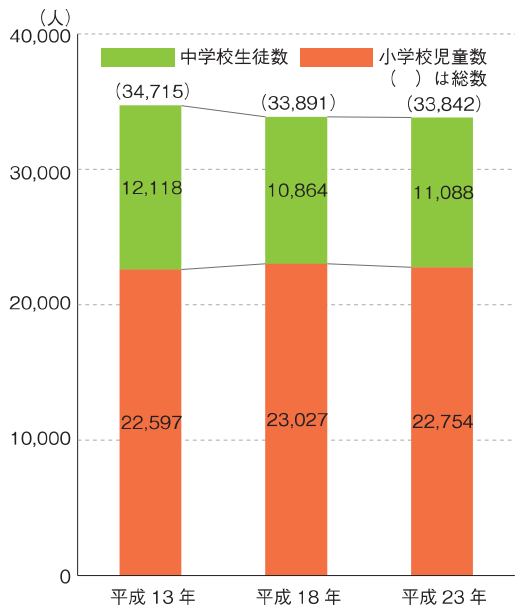
には地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすことから、耐震化の推進は最優先で取り組むべき課題の一つとなっています。

また、児童生徒が自然体験や社会体験を通して相手を思いやる心を醸成し、生命の尊さ・大切さを実感し、福祉や環境などの活動に生かせる教育環境づくりを進める必要があります。

市立小・中学校の数



市立小・中学校の児童生徒数



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
全国平均を上回る体力テストの項目割合	小学校5年生～中学校3年生を対象とした新体力テストで市内の児童生徒の平均値が全国平均値を上回る項目の割合	子どもの体力向上事業を全市域に拡大し、年2%程度の増加を目指す。	38.4% (22年度) 全国平均を上回っている項目数(33項目)／全項目数(86項目)	50%

後期基本計画(各論)

I 人が輝き安心して暮らせるまち

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
不登校児童・生徒の割合	児童生徒総数に占める不登校(30日以上欠席)児童生徒数の割合	子どもたちが登校しやすい環境づくりを進め、過去15年間の富山県全体の状況で最も低い数値を目標に、不登校児童生徒の減少を目指す。	小学生0.40% 中学生2.42% (22年度)	小学生0.25% 中学生2.10%
健康な児童・生徒の割合	すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合	子どもたちの健康管理を推進し、富山市健康プラン21(児童・生徒の肥満者7%以下)を参考に、3%の向上を目指す。	90% (22年度)	93%
学校給食における地場産野菜の品目数	学校給食における地場産野菜の使用品目数(44品目中)	食育推進の観点から、ある程度の量が確保できる地場産野菜の導入を目指す。	25品目 (22年度)	32品目

施策の方向

①自主性や創造性を育てる教育の推進

・確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図り、それらを確実に活用した思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

・豊かな心の育成

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育むために、道徳教育の充実を図ります。

・健やかな体の育成

子どもたちの心身のバランスのよい発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣が定着するように努めます。

・生きる力の育成

自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育むための教育活動を推進します。

・生命や人権を尊重する心の育成

学校・家庭・地域との連携を密にし、相互に協力し

合いながら、一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育成します。

・自然体験活動や社会体験活動の充実

子どもたちが、本市の有する多様な自然、伝統・文化、歴史などを学び、豊かな人間性と社会性を育む自然・社会体験活動を重点的に推進するとともに、地域の大人や、さまざまな年齢の子どもたちとの交流を深めていきます。

・学校図書館の充実

学校図書館司書の配置や学校図書の充実により、児童生徒が図書に親しむ機会の拡充を図り、豊かな心や想像力、確かな知識などを育てていきます。

・情報教育の推進

各教科等との関連を図り、情報や情報機器を主体的に選択・活用し、情報を発信するための基礎的な資質や能力を育てる教育の充実努めます。また、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。

・外国語教育の充実

外国語指導助手の活用などを通して、積極的に英語による実践的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

・教職員の研修の充実

教職員が社会の急速な変化や学校教育現場におけるさまざまな状況に対応できるよう研修体系を整備し、実践的な研修を実施します。また、教職員の指導力の向上を図るため、経験及び職に応じた研修と専門的な研修を系統的に行います。

・教育センターの整備

現在の教育センターは建物・設備の老朽化が著しい





ことや、今後教職員研修の充実に伴い、受講者の増加が見込まれること等から、教育センターの整備について検討します。

・幼児教育の充実

幼稚園と、家庭・地域・小学校・保育所との連携のもと、一人ひとりがいきいきと活動できる環境を創造し、健全な心身の発達を促すなど、幼児教育の充実に努めます。

また、認定こども園では、幼児教育と保育の一体的な提供に努めます。

さらに、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めます。

・私学の振興

少子化が進展する中、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立幼稚園や私立学校の運営等を支援します。

②学校教育環境の整備

学校施設の耐震化を推進するため、校舎の改築や大規模改造、屋内運動場の改築等を行い、また学校プール等の学校施設の整備充実を図るなど、安全で快適な教育環境の整備に努めます。

給食の調理過程での安全性を高めるため、調理場のドライシステム化を推進します。

③安心・安全な学校づくり

・開かれた学校づくり

開かれた学校づくりの一層の推進に向けて、学校が

保護者や地域の人々の協力と理解を得ながら、教育活動を展開します。

また、教育方針を示すとともに、当面の課題等を明確にしながら地域との連携・協力を図っていくことで、地域に開かれた安心・安全な学校づくりを推進します。

・指導・相談体制の充実

すべての児童生徒を対象としたきめ細かな指導・援助を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置拡充に努めます。また、個別の支援を必要とする児童生徒の増加に対応して、スクールサポーターなどによる細やかな支援体制の充実に努めます。

さらに、教育センターの相談事業の充実を図り、悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員に対し、早い段階からの確に対応できる教育相談・指導体制づくりに努めます。

④食育と健康管理の推進

給食を通じて食べることの喜びや大切さが学べるよう学校給食の充実を図るとともに、家庭・地域との連携のもと、食に関する指導を行うことで、食を通じた健康な心身をつくる能力を育てます。

また、生活習慣病の早期発見・指導に努めるとともに、心の健康問題や性に関する問題などについて専門医による助言や指導を行います。



■市民に期待する役割

* PTA活動に積極的に参画する。

* 地域と連携した教育活動に協力する。

* 生活習慣病の予防のため、食生活を含めた日頃の健全な生活習慣の確立について、家族ぐるみで取り組む。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
外国語指導助手配置事業	ALTの授業 中学校年間27回 小学校5・6年生に年間14回	ALT20人採用 ALTの授業 中学校年間29回 小学校5・6年生に年間17回
校舎改築事業		小学校8校、中学校2校
校舎増築事業		事業の継続実施
大規模改造事業		小学校8校、中学校4校
屋内運動場建設事業		小学校1校、中学校1校
学校プール建設事業		小学校5校
スクールサポーター配置事業	65名のスクールサポーターを75校に派遣（小学校57校、中学校18校）	事業の継続実施
スクールカウンセラー配置事業	6名のスクールカウンセラーを小学校8校に派遣	毎年派遣校を増やす（28年度までに15校）
スクールソーシャルワーカー配置事業	4名のスクールソーシャルワーカーを8校に派遣（小学校5校、中学校3校）	スクールソーシャルワーカーの増員
小児生活習慣病予防対策事業	すこやか検診の実施（小学校4年生、中学校1年生） すこやか教室の開催（小学校2回、中学校2回）	事業の継続実施

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち



まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政策	1	すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり
施策	(3)	高等教育の推進

現状と課題

大学などの高等教育機関は、教育、研究、文化の創造などにおいて大きな役割を果たしています。今後は、さらにその魅力を増すことが、若者の定着を促す面からも期待されています。

また、高等教育機関は、地域の文化、芸術、産業経済の発展に大きな役割を果たしていることから、今後とも、

より一層地域との連携を図ることが求められています。

一方、少子化の進展や大学進学志向の高まりなどを踏まえ、市が設置運営する高等教育機関の今後のあり方について、官民の役割分担の観点などから検討する必要があります。

市内の大学一覧

国立	富山大学
私立	富山国際大学
	富山短期大学
	桐朋学園大学院大学

施策の方向

①市立専門学校の教育研究機能の充実

外国語専門学校については、より高い就職率を確保するため、カリキュラムの改善に努める一方、今後のあり方について検討を進めます。

ガラス造形研究所については、有能な人材を育成・輩出するため、教育環境の整備に努めるとともに、国内外の優れた作家を招いたアーティスト・イン・レジデンス事業を実施するなど、教育研究機能の充実を図ります。

②高等教育機関との連携強化

桐朋オーケストラ・アカデミーや大学院大学との連携を促進し、本市の音楽文化の発展に努めます。

また、大学などが持つ研究・教育機能を地域の活性化につなげるため、産学連携による企業との共同研究をはじめ、本市と富山大学や富山国際大学等との連携協定等に基づき、生涯学習、福祉・保健など、さまざまな分野での連携協力の推進を図ります。

市民に期待する役割

* 公開講座を受講し、知識・技術を習得し、教養を深め感性を磨く。

* 大学等の演奏会を鑑賞し、芸術文化に親しむ。



まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	1	すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり
施 策	(4)	市民の自主的な学習環境の充実

現状と課題

本市では、多様化・専門化する市民の学習意欲に応えるため、関係機関、団体と連携・協力し生涯学習の推進及び情報の提供に努めています。

また、市民の自由な文化活動を支援するとともに、文化の創造・発信拠点となる施設の整備を行うなど、文化のまちづくりを進めています。

今後とも、市民の学習意欲に的確に対応した学習機会並びに情報の提供と生活圏域に配慮した生涯学習施設を配置し、市民に身近な学習環境を充実させる必要があります。



博物館・美術館等の一覧

名称	施設の内容
科学博物館	常設展示「とやま・時間のたび、とやま・空間のたび」、プラネタリウムなど
天文台	天体観測室、天文展示、野鳥観察コーナーなど
郷土博物館（富山城）	常設展示「富山城ものがたり」、企画展示など
佐藤記念美術館	東洋古美術を中心とした展示や茶室など
民俗民芸村	民芸館、民芸合掌館、陶芸館、民俗資料館、売薬資料館、考古資料館、篁牛人記念美術館、茶室円山庵、とやま土人形工房
トヤマガラスアートギャラリー	富山市の所蔵するガラス造形作品の展示
ファミリーパーク	郷土動物館、キリン舎や自然体験センター、芝生広場など
富山県立近代美術館	20世紀初頭から現代にいたる美術の流れを、世界・日本・富山の3つの視点から展示
富山県水墨美術館	水墨画などの特色のある日本文化の美を広く紹介
大沢野植物園	高山植物、珍しい植物など
猪谷関所館	猪谷関所や民俗資料の常設展示、橋本家史料など
大山歴史民俗資料館	有峰の生活と文化、常願寺川の治水と発電、恐竜化石など
八尾おわら資料館	伝統的な町屋の再現、おわらの歴史など
八尾化石資料館	古生代以前から新生代の地層や化石など
八尾曳山展示館	県指定文化財八尾曳山3基など
富山県中央植物園	屋外展示園、展示温室、サンライトホール、雲南温室など
森家	国指定重要文化財で北前船廻船問屋の代表的な建物
浮田家	国指定重要文化財で豪農住宅の代表的な建物
北代縄文広場	縄文中期の集落跡を復元した史跡公園、北代縄文館など
安田城跡歴史の広場	戦国の平城を復元した史跡公園、安田城跡資料館など

図書館の設置状況（平成 23 年度）

本館	地域館	分館	自動車文庫等
1 箇所	6 箇所	18 箇所	4 台

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
公民館利用者数	利用状況報告書に基づく公民館利用者数	多様な生涯学習などの機会を提供し、年2,000人の利用者増を目指す。	809,642人 (22年度)	820,000人
博物館等の観覧者数	市立博物館等17施設の入館者数	展示内容等の充実を図り、毎年2%程度の増加を目指す。	649,511人 (22年度)	710,000人
市民一人当たり市立図書館の年間図書貸出冊数	市立図書館全体の図書雑誌貸出冊数／富山市人口	図書館本館開館、蔵書の効率的運用を図ることにより、1.4冊増を目指す。	4.6冊 (22年度)	6.0冊

後期基本計画(各論)

I 人が輝き安心して暮らせるまち

施策の方向

①生涯学習活動の充実

生涯学習関係機関・団体との連携・協力により、社会教育団体や指導者の育成に努め、地域の特性を生かし、地域に根ざした学習活動の推進を図ります。

また、市民が身近な場所で学習する機会を享受できるよう、市民大学や公民館での講座など各種講座の充実に努めるとともに、大学などの関係機関との学習講座のネットワーク化や市民の学習活動への支援に向けた取り組みの推進に努めます。

②生涯学習拠点の充実

・公民館の充実

市立公民館等については、耐震性や老朽化等、各施設の状況を総合的に判断しながら、順次整備を進めます。

また、自治公民館整備に対する支援を行い、市民の学習機会の充実や地域住民のコミュニティ意識の高揚を促すことに努めます。

・博物館等の充実

郷土博物館については、本市全体の歴史・文化を通観できる総合的な展示等が行える、歴史・文化・美術系博物館の中核施設として機能の充実に努めます。

民俗民芸村については、ユニークな施設で構成されているエリアとしての魅力を高めるため、老朽化して

いる施設の改修を進めます。

科学博物館については、建物や設備の機能保全を行うとともに、市民ニーズに沿った良質な展示等に努めます。また、天文台については、最新の天文情報を提供するための施設整備を行います。

また、市民やボランティア、学芸員が協働して行う市民自然調査事業などを行い、市民の環境保護意識の高揚に努めます。

さらに、富山市博物館等年間共通パスポートを発行し、市民などが郷土の自然や歴史、文化などに気軽に触れ・学ぶ機会の創出を促進します。

一方、博物館等全体を通じて、博物館群の整備や管理運営についての基本構想を検討するとともに、市内の博物館等が相互に連携して展示等を行う活動などに努めます。

・図書館の充実

中心市街地に移転改築する図書館本館については、蔵書の拡充や図書館サービス、読書環境等の一層の充実を図り、市民が集い憩える文化情報交流拠点として整備を進めます。

また、地域館及び分館については、業務の効率化を進め、図書館サービス機能の向上に努めます。

市民に期待する役割

- * 地域の特性を生かした学習活動への参画や世代間交流等を通じて生涯学習に努めるとともに、地域の中で緑を育み、地域力を高める。
- * 博物館等の運営や事業に参加する。

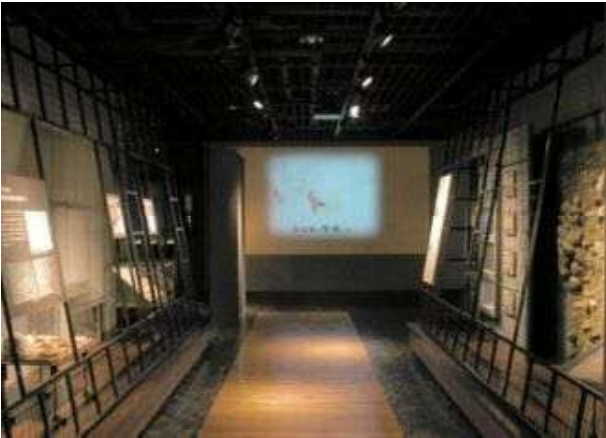
- * 図書館とボランティア団体が連携を図りながら、市民の読書への支援を協働で行う。
- * 郷土の歴史や伝統などを学び、郷土に対する愛着心と誇りを持つ。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
市民自然調査事業	調査方法等の検討	市全域の自然環境調査の実施
市立公民館の整備・充実		9館整備
図書館施設整備事業		図書館本館の移転改築及び蔵書の充実

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち



まちづくり目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	2	いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり
施 策	(1)	個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出

現状と課題

少子・超高齢社会の急速な進展に伴い、労働力人口の減少が予測されています。また、国内の雇用情勢については依然として厳しい状況にあり、今後も厳しい状況が続くと予想されています。

このため、健康で働く意欲のある高齢者や女性が活躍できるよう雇用環境を整えることは、経済社会の活力を維持していくうえでも重要な課題となっており、IJUターン就職希望者や離職された方の雇用促進とともに対応が

必要となっています。

また、障害者等の自立と社会参加の促進のため、障害者の雇用対策の強化が求められています。

一方、ニートやフリーターの増加による税収や社会保障への悪影響が懸念されており、若者の経済的・社会的自立を促すためにも就労の促進と雇用の確保を図る必要があります。

一般労働者雇用状況（各年3月）

(%)

区 分		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
有効求人倍率	全国	1.10	0.99	0.54	0.50	0.65
	富山県	1.31	1.08	0.50	0.63	0.87
	富山市	1.61	1.34	0.55	0.75	0.94
完全失業率	全国	4.2	4.1	5.1	5.3	4.6
	北陸	3.1	3.9	4.2	4.2	4.6
失業者数（万人）	全国	281	268	335	350	304

新規卒者等就職状況（各年3月卒）

(%)

区 分		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大学生等卒業者の内定状況（就職内定率）	全国	96.3	96.8	95.8	91.9	90.8
	富山県	95.1	95.4	95.1	94.7	95.0
	富山市	93.8	94.0	94.7	93.6	94.1
高等学校卒業者の内定状況（就職内定率）	全国	96.7	97.1	95.6	93.9	95.2
	富山県	99.0	98.8	98.2	98.4	98.7
	富山市	98.4	98.3	96.9	97.6	97.6

障害者雇用状況（各年6月1日）

(%)

区 分		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実雇用率	全国	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65
	富山県	1.61	1.66	1.67	1.68	1.65
	富山市	1.54	1.61	1.59	1.59	1.54
障害者雇用率達成企業割合	全国	43.8	44.9	45.5	47.0	45.3
	富山県	57.3	59.4	60.2	58.9	54.7
	富山市	53.5	57.6	57.2	57.7	51.7

※平成22年7月から障害者雇用率制度において、新たに短時間労働者を実雇用率にカウント。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
県内高校出身の大学生のUターン就職率	県内高校出身の県外大学生のUターン就職率	県等と連携を図りながら、60%以上を目指す。	57.4% (22年度)	60%
再就職資格取得支援事業を活用した就職率	資格取得助成金申請者数に占める再就職助成金申請者数の割合	再就職の支援を図り、就職率60%以上を目指す。	50% (22年度)	60%
市内事業所での障害者雇用率達成割合	法定障害者雇用率1.8%を達成した一般の民間企業の割合	障害者雇用の推進を図り、60%以上の確保・維持を目指す。	51.7% (23年度)	60%

施策の方向

①雇用機会の拡大と就労支援

本市での就職希望者に、魅力ある地元企業の概要や採用情報をホームページで紹介するとともに、大学生等を対象に市内企業との就職面談の場を提供するなど、県等とも連携を図りながら本市での就職促進に努めます。

また、離職者の再就職については、就職に必要な能力

の開発や資格取得の支援に努めます。

さらに、障害者や高齢者の就労機会の拡大を図るため、国・県、関係機関と連携しながら、雇用の場の提供について企業に働きかけるとともに、障害者・高齢者雇用奨励金制度等により雇用の促進に努めます。

一方、定職に就かない若年層に対し、県等と連携を図りながら、就労意識の醸成・啓発に努めます。



市民に期待する役割

- * 事業者は若年者、離職者、女性及び障害者など、広く雇用の拡大に努める。
- * 若年層の未就職者は、就労の大切さを認識し、職業訓練や就職活動などに取り組む。

* 離職者は、職業訓練等を通じ、早期の再就職に努める。



まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政策	2	いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり
施策	(2)	勤労者福祉の向上

現状と課題

雇用環境の変化や価値観が多様化する中、勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、勤労者福利厚生事業の充実を図る必要があります。

また、仕事と子育て等の両立を支援し、安心して働くことのできる環境づくりを推進することが求められています。

ファミリー・サポート・センター会員数
(平成 23 年 6 月末現在)

(名)

依頼会員	協力会員	依頼協力会員	計
1,693	454	213	2,360

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
ファミリー・サポート・センター会員の活動回数 (再掲 I-1-(1))	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の利用回数	子育てと仕事の両立を支援するため、会員数の増加を図りながら、各年300回程度の活動回数の増加を目指す。	6,230回 (22年度)	8,000回

施策の方向

①就業環境の向上

企業における就業環境の向上のため、適正な労働管理や有給休暇の取得などについて、関係機関と連携を図りながら啓発活動に努めます。

また、中小企業の勤労者等に対する福利厚生事業を実施する財富山市勤労者福祉サービスセンター（Uサポートとやま）の適正な運営を支援し、勤労者福祉の向上に努めます。

さらに、退職金共済制度への加入促進や未組織勤労者融資保証料補給金制度、勤労者小口資金制度の利用促進による勤労者の生活安定に努めるとともに、呉羽ハイツやとやま自遊館などの勤労者福祉施設の利用促進を図ります。

②仕事と家庭が両立できる職場環境づくり

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、育児・介護休業制度の普及・啓発に努め、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりを促進します。



また、仕事と子育てとの両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた広報・啓発活動の推進に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業の充実や、事業者内保育施設の設置を促進するなど、子育てをする勤労者の支援に努めます。

市民に期待する役割

* 事業者は、職場の就業環境の向上に努める。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
ファミリー・サポート・センター事業 （再掲 I -1-(1)）	会員数2,550人 活動回数6,500回（23年度予定）	会員数1,100人（累計3,650人） 活動回数1,500回（累計8,000回）

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	3	健康で健全に暮らす元気なまちづくり
施 策	(1)	スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

スポーツは、健康の保持増進、体力の維持向上、仲間づくりや生きがいづくりなど、私たちの心身の健全な発達を促すとともに、爽快感や達成感、楽しさ、喜び等の精神的充足をもたらします。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域の一体感の醸成など、社会的に多様な意義を有しており、従前

にも増して、スポーツの果たす役割は大きなものとなってきています。

このため、市民一人ひとりの興味・関心、適性等に応じて現状よりさらに多くの人々がさまざまな形態でスポーツに積極的に参画できる環境の整備が必要となっています。



各地域の主なスポーツ施設

富山地域	総合体育館、体育文化センター、東富山体育館 2000年体育館、市民球場、市民プール 東富山温水プール、屋内ゲートボール場 パークゴルフ場、富山県総合体育センター 富山県総合運動公園、富山県五福公園 富山県岩瀬スポーツ公園、県営富山武道館
大沢野地域	屋内競技場（アイザック スポーツドーム） 大沢野武道館、大沢野総合運動公園（陸上競技場、野球場） 大沢野プール
大山地域	大山総合体育センター、大山社会体育館 大山 B&G 海洋センタープール 大山テニスコート
八尾地域	八尾スポーツアリーナ、八尾 B&G 海洋センタープール 八尾ゆめの森テニスコート
婦中地域	婦中体育館、婦中武道館 婦中スポーツプラザ（プール、テニスコート、グラウンド）
山田地域	山田総合体育センター、山田総合グラウンド
細入地域	楡原プール、猪谷プール、富山県漕艇場



富山市の主なスポーツ推進事業
生涯スポーツ関連事業

事業名	内 容
スポーツ教室	富山市体育協会の各種教室 総合型スポーツクラブの各種教室
ウォーク開催事業	四季のウォーク（春、夏、秋、冬） 旧立山道ウォーク
遊悠元気運動普及事業	元気な高齢期を迎えるため、現在の体力・身体機能を維持・向上させるための運動・スポーツプログラムとして「遊悠元気運動」の普及啓発を図る。
いきいきスポーツの日事業	「体育の日」に市営施設を無料開放し、スポーツ教室やイベントを開催することにより、市民の健康増進を図る。

競技スポーツ関連事業

事業名	内 容
指導者招聘事業	国内トップレベルの指導者を招聘し、選手の競技力向上と指導者の指導力の向上を図る。
ジュニア特別強化事業	全国的・国際的に活躍するジュニア選手の育成と、富山市の顔となるスポーツの育成を目指す。 平成23年度9競技（陸上、水球、相撲、フェンシング、剣道、バトミントン、体操、スキー、ボート）
スポーツ大会派遣事業	富山市を代表して選出された選手等に対し、その栄誉を称えるために激励費を支給する。
市民体育大会の開催	夏季41種目 冬季3種目
国際競技大会の招致・開催支援	国際競技大会の招致・開催支援や、国内外のトップアスリート等の合宿誘致。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
成人のスポーツ実施率	成人における週1回以上のスポーツ実施者数の割合	ライフステージごとの具体的な事業を展開し、成人における週1回以上のスポーツ実施率が50%以上になることを目指す。	28.5% (21年度)	50%
スポーツ・レクリエーション施設年間利用者数	スポーツ・レクリエーション施設の年間利用延べ人数	屋内競技場の開館や休館日の廃止等によるスポーツ・学校体育施設の充実やこれまでの実績をもとに11万人程度の増加を目指す。	279万人 (22年度)	290万人

施策の方向

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツと競技スポーツを両輪とした、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるスポーツ社会の実現を目指し、体育協会や関係団体、学校、地域、家庭等が連携したスポーツ振興を図ります。

特に、成人のスポーツ実施率の向上を図るため、ライフステージごとの具体的な施策を推進するとともに、子どもの基礎体力の向上を図るため、子どもの発育・発達に応じた体力づくり活動を積極的に推進します。

また、全国や世界レベルで活躍できるトップアスリートの育成・強化を図るとともに、国際競技大会等を積極的に招致・開催するなど、競技力向上と競技スポーツの



振興に努めます。

さらに、将来有望な人材の発掘・育成や指導者の養成

により、競技スポーツの推進を図ります。

②スポーツ・レクリエーション拠点の整備・充実

社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえながら、施設の整備・改修や通年開館化などによる利便性の向上を図るとともに、施設の効率的な管理・運営に努めます。

また、地域住民の身近なスポーツ活動拠点として定着している、小・中学校体育施設の活用を一層促進します。



市民に期待する役割

- * 健康の保持増進、体力の維持向上のため、スポーツ活動を習慣として行うとともに、スポーツ施設の利用やスポーツ事業への参加など、スポーツ・レクリエーション活動を実践する。
- * トップレベルの競技大会やプロスポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポー

ツを「支える（育てる）人」としてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ。

- * スポーツ施設を利用することで健康増進を図る。
- * 学校施設を活用した地域住民による、身近なスポーツ活動への参加を促進し、地域との関わりを深める。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
体育施設整備事業	屋内競技場建設	プール2箇所 スポーツパーク建設 スポーツ施設整備・耐震改修



まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	3	健康で健全に暮らす元気なまちづくり
施 策	(2)	健康づくり活動の充実

現状と課題

近年、生活習慣に起因した脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病が増加しており、これに伴って市民の健康に対する関心も高まっています。

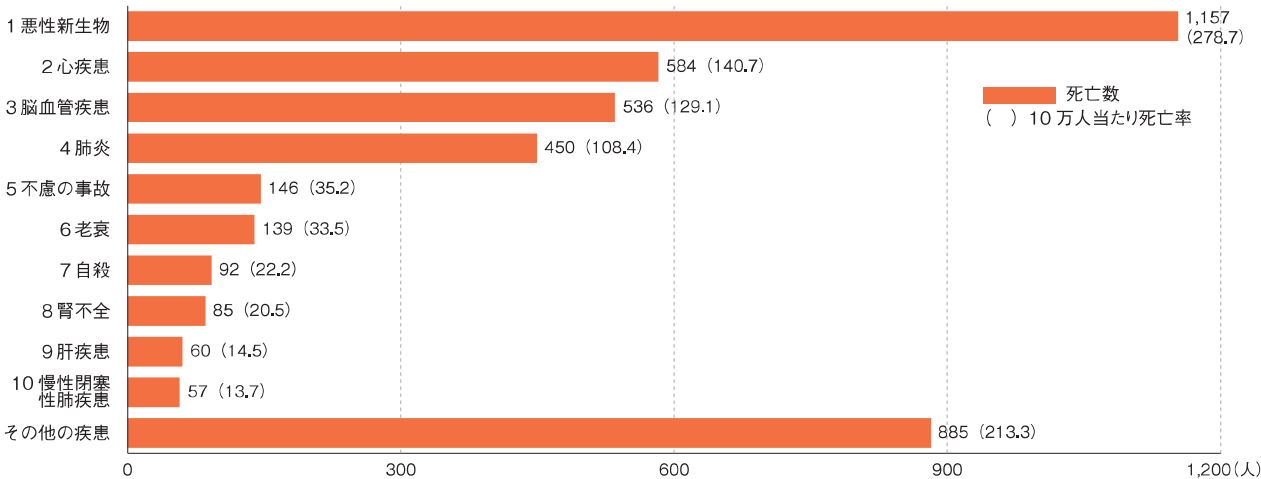
このため、それぞれの地域において、保健・医療・福祉のさまざまな相談に対応できる体制を整備し、健康の保持増進や疾病予防のための健康管理指導に努め、一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり活動を促進することが重要となっています。

また、子どものむし歯罹患率が依然として高い状況にあることから、今後、むし歯予防対策の充実が必要であ

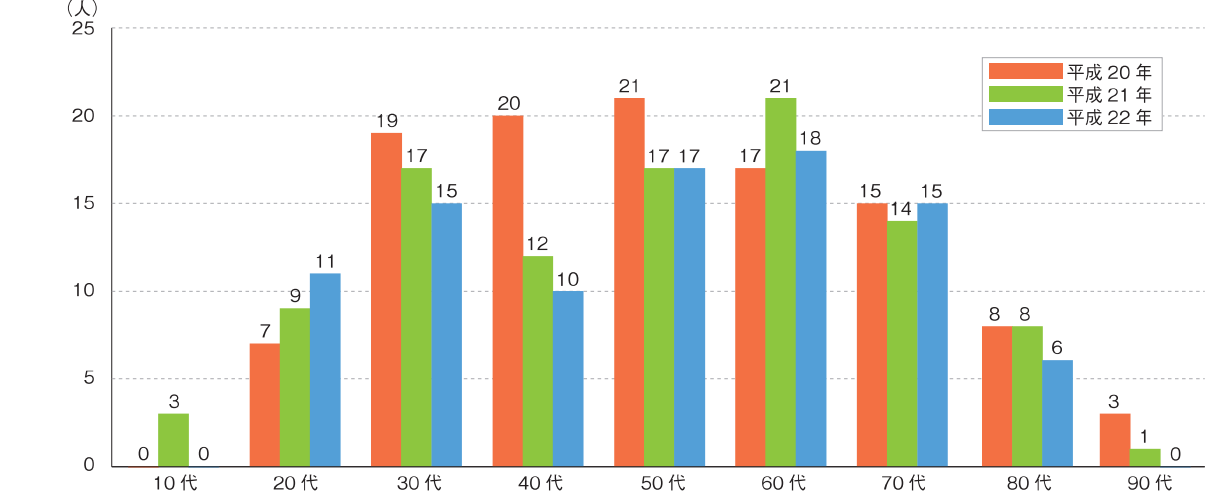
るほか、成人に対しては、歯周病対策等、口腔と全身との関わりについての啓発活動などを推進する必要があります。

一方、社会情勢の変化によるストレス等により、心の病気になる人や自殺者の増加が見られたり、自然災害の被災者や犯罪・事故などの被害者に対する心のケア対策の重要性が叫ばれていることから、専門職による相談・支援体制の充実を図るなど、心の健康づくり対策の推進が必要になっています。

死因順位（平成 22 年）



年代別自殺者数



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
健康であると感じる市民の割合	健康づくりに関する市民意識調査において、健康である・まあまあ健康であると回答した市民（満20歳～79歳）の割合	健康づくり活動を推進し、これまでの実績をもとに5%程度の増加を目指す。	81.4% (23年度)	86%
意識的にからだを動かす市民の割合	健康づくりに関する市民意識調査において、いつもしている・時々していると回答した市民（満20歳～79歳）の割合	健康づくり活動を推進し、これまでの実績をもとに5%程度の増加を目指す。	64.0% (23年度)	70%
壮年期者（40～64歳）の悪性新生物による死亡率	壮年期40歳～64歳の悪性新生物による死亡率（人口10万対）	各種がん検診の充実を図り、これまでの人口動態統計をもとに、10%減を目指す。	148.9 (22年)	135.0
むし歯のない幼児の割合	富山市の3歳児歯科健診でむし歯（未処置歯＋処置歯）がない幼児の割合	むし歯予防の啓発や口腔衛生指導を実施し、これまでの実績をもとに10%程度の増加を目指す。	73.7% (22年度)	80%
精神障害者等を支援するネットワーク数	精神障害者の地域定着を支援するための関係機関やボランティア等で支えるネットワーク数	精神保健福祉相談体制の強化やボランティアの養成により、地域で見守るネットワーク数の増加を目指す。	30 (22年度)	160
自殺死者数の割合	自殺死亡率（人口10万対）	地域や職場のメンタルヘルスを推進し、自殺者の減少を目指す。	人口10万対 22.2（92人） (22年)	人口10万対 19.1 (80人)

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

施策の方向

①からだの健康づくりの推進

・健康管理意識の向上

市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善や健康の保持増進に取り組めるよう、さまざまな健康情報の提供や健康相談の充実を図るとともに、地域、家庭、企業が連携した健康づくり活動の推進に努めます。

特に、三大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）の発生予防に重点的に取り組むため、喫煙対策やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策の強化に努めます。また、運動不足の人などが日常生活の中で意識的に歩くことに取り組むプラス1,000歩富山市民運動の推進に努めます。

・がん対策の充実

がん予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、がん検診の受診率向上や受診後のフォロー（精密検査未受診者の追跡等）を強化し、がんの早期発見に努めます。

・歯と口の健康づくりの推進

市民一人ひとりが歯と口腔の健康状態を把握し、自ら進んで健康づくりに取り組めるよう、歯科検診の受診を促すとともに口腔衛生の普及啓発に努めます。

また、乳幼児のむし歯などを予防するため、家庭での食生活をはじめとした生活習慣の指導や健康相談の充実に努めます。



②心の健康づくりの推進

・精神保健福祉対策の推進

専門職による相談を利用することができるよう相談窓口の充実を図り、精神障害者等が安心して在宅生活が送られるよう、地域生活を温かく見守る身近な支援者によるネットワークを構築するとともに、精神疾患を理解し、心の問題を気軽に話し合える地域づくりを推進します。

・自殺対策の推進

専門職の確保などの相談体制の強化や周知を行い、早期の相談利用の促進を図るとともに、ストレスやうつ病等についての正しい知識の普及啓発、地域や職場のメンタルヘルスの推進、自然災害の被災者や犯罪・

事故などの被害者に対する心のケアを行います。

③難病対策の充実

富山県難病相談・支援センターなどの関係機関と連携し、難病患者個々のニーズに対応した保健・医療・福祉サービスが効果的に提供できるよう努めます。

また、患者やその家族の交流を図り、相互に話し合い、支援し合えるようなグループの育成に努めます。

④感染症対策の充実

結核・エイズをはじめとした感染症の発生と蔓延を防止するため、感染症予防に関する知識の啓発を行うとともに、定期健康診断の受診率向上やHIVの相談・検査体制の充実などに努めます。

■市民に期待する役割

- *健康づくりは自らが主役であることを認識し、健康情報の収集に努め、健康づくり活動を実践する。
- *定期的に各種健康診断を受け、疾患の早期発見に努めるとともに、地域で取り組む健康づくりを推進する。
- *精神障害者等が安心して在宅生活が送られるよう、地

域生活を温かく見守る身近な支援者によるネットワークを構築する。

- *精神疾患を理解し、心の問題を気軽に話し合える地域づくりをする。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
健康づくり推進事業	富山市健康プラン21の推進 地域健康づくり展の開催 ライフスタイルいきいき大作戦事業 プラス1,000歩富山市民運動 健康づくり意識調査	事業の継続実施
がん検診事業	各種がん検診の充実及び受診率の向上 がん予防の啓発 健診事後管理の徹底 がん予防の充実及び強化	各種がん検診の充実及び受診率の向上 がん予防の啓発 健診事後管理の徹底 がん検診の推進
口腔衛生予防対策事業	むし歯予防事業 各種健診での成人へのむし歯・歯周病予防 ライフスタイルの向上を踏まえた歯と口の健康づくり	事業の継続実施



後期基本計画（各論）
I 人が輝き安心して暮らせるまち

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	3	健康で健全に暮らす元気なまちづくり
施 策	(3)	介護予防活動の充実

現状と課題

高齢化の急速な進展に伴い、要介護者が今後さらに増加することが見込まれています。

このため、多くの高齢者が介護を必要とせず、健康に暮らしていけるよう、介護予防活動を効果的に推進していくことが重要となっています。

本市では、これまでもパワーリハビリテーションや介

護予防推進リーダーによる簡単チェックリスト・水のみ運動などに取り組んできました。

今後は、介護予防事業をより一層推進するため、高齢者自らが介護予防に積極的に取り組むことができる体制の整備を推進する必要があります。

第1号被保険者数

(人)

区分		平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
総数		98,675	101,031	101,477
内 訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	50,518	51,594	50,264
	後期高齢者 (75歳以上)	48,157	49,437	51,213

要介護認定者数等推移

(人)

区分		平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
第1号被保険者数		16,472	17,096	17,877
内 訳	前期高齢者	1,960	2,022	2,001
	後期高齢者	14,512	15,074	15,876
	要介護高齢者出現率(%)	16.7	16.9	17.6
第2号被保険者数		495	490	532
計		16,967	17,586	18,409

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
介護予防事業の改善効果のあった人数	介護予防事業の実施により、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは重度化を防止できる人数	介護予防事業を実施しない場合の要介護予測人数14,700人から、同事業を実施した場合の要介護予測人数13,900人を差し引いた人数を目標として設定する。(要介護予想人数は要介護度2～5)	708人 (22年度)	800人 (26年度)

施策の方向

①介護予防活動の推進

高齢者一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防サービスを提供することにより、状態の改善・悪化防止に努め、自分らしい自立した生活を送ることができるよう支援します。

また、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、介護予防運動指導者や介護予防ボランティア等の育成に努めます。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で元気に生活できる

よう、保健・医療・福祉の関係者及び老人クラブ等の高齢者が一体となって、市民ぐるみで介護予防を推進します。

②介護予防サービス基盤の充実

介護予防の拠点施設として整備した、角川介護予防センターにおいて、温泉水を活用した運動療法等を行う基本事業を実施し、終了後も参加された方が日常生活圏内において介護予防に取り組めるよう支援を行います。

また、介護予防の一層の推進を図るため、介護予防事業の研究・試行・評価、啓発などに努めます。



市民に期待する役割

*いつまでも元気に生活できるよう、介護予防活動に積極的に取り組む。

*地域の高齢者を気遣い、思いやりが感じられる地域社会の実現を目指す。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
パワーリハビリテーション事業	4箇所×1クール	事業の継続実施
介護予防運動（楽しいいきいき運動）推進事業	指導者の育成 「楽しいいきいき運動」の普及啓発 (30単位老人クラブで実施)	事業の継続実施 小学校区単位に指導者、実践団体を確保



まちづくり目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政策	4	誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
施策	(1)	高齢者・障害者への支援

現状と課題

本市では、急速な高齢化の進展や核家族化の進行などにより、単身の高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、在宅福祉・介護サービスの充実や、要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備などが求められています。

また、障害者手帳を所持している人は年々増加してきており、平成22年度末で23,899人ですが、障害のある人それぞれの心身の状況に応じた支援サービスの提供が求められるとともに、障害者が地域で暮らせるよう社会資源の整備や障害福祉サービスの充実が求められています。

こうしたことから、高齢者や障害のある人が、住み慣

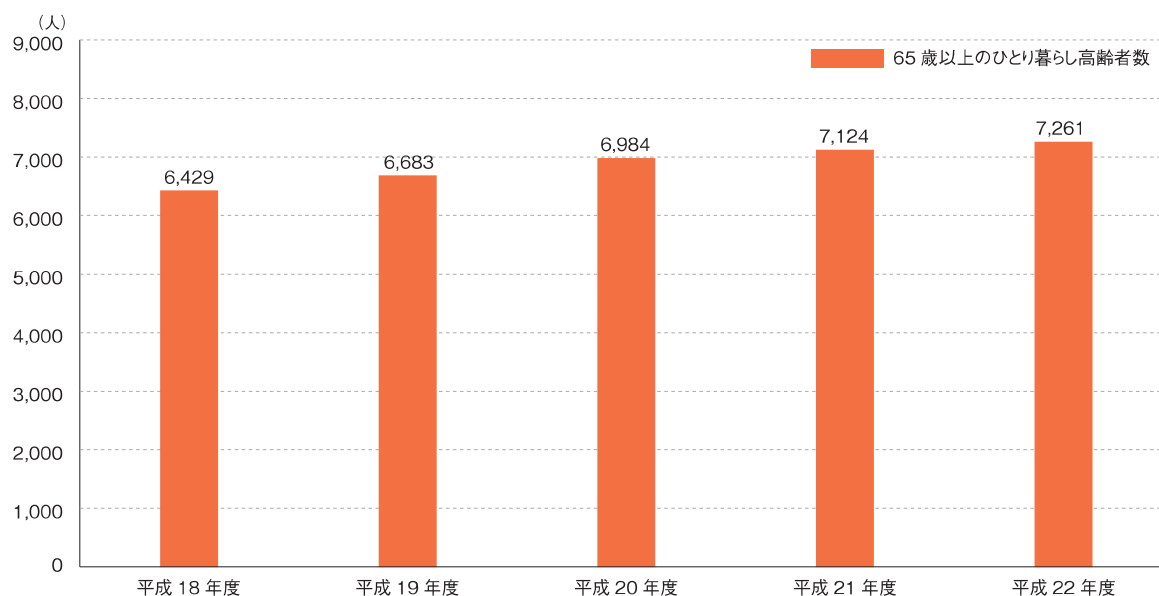


れた地域で、その人らしい自立した生活ができる生活環境の整備が重要となっています。

後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

ひとり暮らし高齢者人口の推移（各年度末）



（注）65歳以上のひとり暮らし高齢者数については、ひとり暮らし高齢者台帳登載者数

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
地域優良賃貸住宅供給戸数	都心地区及び公共交通沿線居住推進地区における地域優良賃貸住宅の供給戸数	高齢化の進展に伴い、高齢者が安心して暮らせる住宅の需要が見込まれることから、供給戸数の増加(年間50戸程度)を目指す。	120戸 (22年度)	370戸
障害者グループホーム・ケアホームの定員数	市内における障害者グループホーム・ケアホームの定員数	障害福祉計画に基づき、利用見込量に応じ、障害者グループホーム・ケアホームの定員数を増やすことを目指す。	定員219人 (22年度)	定員370人
介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の割合	要介護認定者のうち介護保険の居宅サービスを利用する人の割合	在宅サービス等の充実を図り、高齢者が介護が必要になっても、出来る限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活が継続できることを目指す。	59.5% (22年度)	65%

施策の方向

①高齢者・障害者にやさしい環境づくり

高齢者や障害のある人が安全に暮らせるよう住宅改修への支援や、市営住宅・歩道などの公共施設のバリアフリー化などを推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など優良な賃貸住宅の供給を促進し、高齢者や障害のある人にやさしい住環境の整備に努めます。

②高齢者の自立を支える地域づくり

・地域の総合的なケア体制の整備

要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等が、安心して在宅生活が送れるよう、地域包括支援センターが中心となって地域住民同士が支え合うネットワークを構築するなど、市民と一体となった地域のケア体制の整備に努めます。

また、公共交通を利用して外出することが困難な高齢者に対する外出支援サービスを推進するとともに、食の自立支援や日常生活援助等をはじめとした、きめ

細かな在宅福祉サービスを提供することにより、自立支援が必要な高齢者等の生活の質の確保・向上に努めます。

・認知症ケア、権利擁護の充実

認知症高齢者が、安心して生活できる地域環境を整備するとともに、認知症ケアの充実を図ります。

また、高齢者虐待への対応や成年後見制度、権利擁護事業等の円滑な活用を図ることにより、高齢者等の尊厳と自立を支える体制の整備に努めます。

③障害者の自立支援の充実

障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活介護や自立訓練などの「日中活動の場」やグループホーム・ケアホームなどの「住まいの場」の整備など、専門的な介護や訓練が必要な障害のある人のためのサービス提供基盤の充実を図ります。なお、基盤整備にあたっては、事業者の近隣住民の理解を得るため



の取り組みを可能な限り支援していきます。また、居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスや移動支援などの地域生活支援事業の充実を図り、一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

④介護サービス基盤の整備

・地域密着型サービスの充実

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所を核とし、複数のサービスを一体的に提供できるよう複合型施設の整備を促進します。

・在宅介護サービスの充実

在宅で生活している要介護高齢者等の多様なニーズ

に対応し、介護度に応じた適切な居宅サービスの充実に努めます。

また、単身・重度の要介護高齢者等ができる限り在宅生活を継続できるよう24時間対応のケアを可能とする体制の整備に努めます。

・施設介護サービスの充実

在宅生活が困難な要介護者に対する介護サービスの充実を図るため、特別養護老人ホームにおいては、一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの実現に向け、既存施設の個室・ユニット化への改修などを促進します。

また、療養型病床の介護保険施設等への円滑な転換が図られるよう、支援に努めます。

■市民に期待する役割

- *すべての人が互いを思いやることで、ノーマライゼーションの考えが実現される社会を目指す。
- *高齢者などさまざまな人たちの生活を相互に理解する

とともに、地域でささえあう良好な生活環境を創出する。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
地域優良賃貸住宅の整備	完成戸数120戸	250戸増（累計370戸）
外出支援タクシー券交付事業	利用者数280人（23年度予定）	事業の継続実施
障害者グループホーム・ケアホームの整備	定員219人（22年度末）	利用見込量に応じた定員の増
特別養護老人ホーム建設助成事業	床数（従来型）1,770床 //（ユニット型）165床 個室・ユニット化率31.9%	在宅での生活継続が困難な要介護者の状況に応じ整備 個室・ユニット化率40%
地域密着型サービス等拠点整備事業	小規模多機能型居宅介護事業所26箇所 小規模特別養護老人ホーム8箇所 認知症高齢者グループホーム39箇所 認知症対応型デイサービス事業所22箇所 夜間対応型訪問介護事業所1箇所	地域バランス等に配慮しながら整備を実施 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新設） 複合型サービス（新設）

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	4	誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
施 策	(2)	社会参加と生きがいのづくり活動への支援

現状と課題

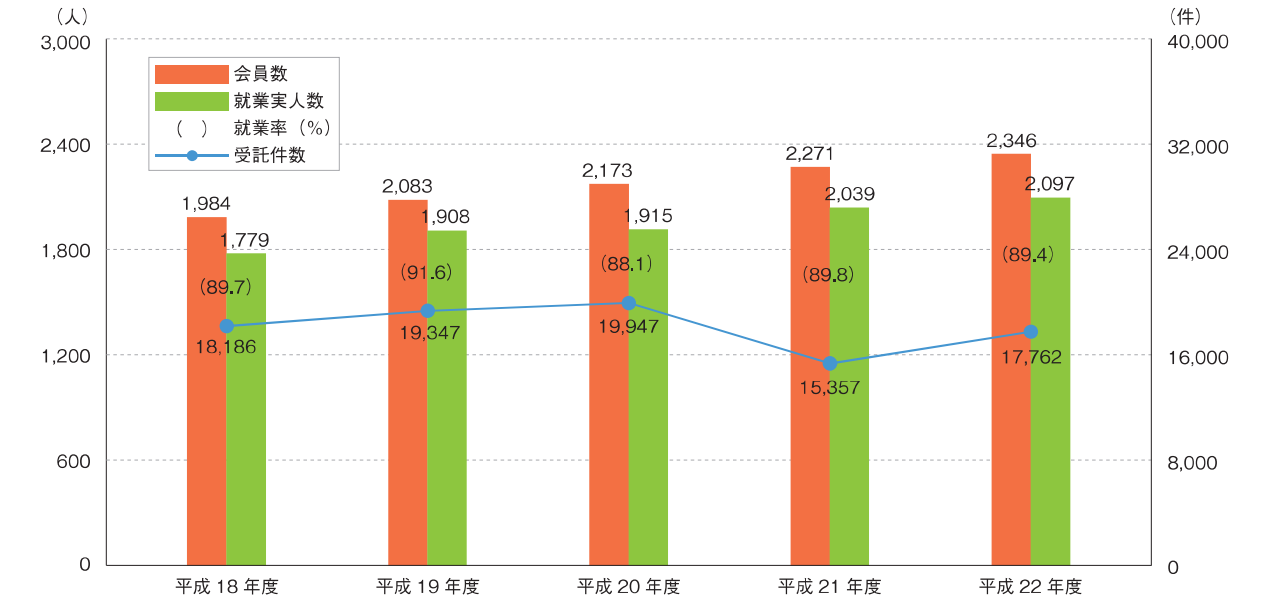
団塊の世代が定年退職を迎え、元気で意欲のある多くの高齢者の増加が予想されることから、就労や社会参加、健康づくりなどのさまざまな活動の場や機会の拡大・充実に努め、活力ある社会を築いていく必要があります。

また、障害のある人がその意欲等に応じて就労や社会参加ができるよう、障害者の社会的自立を支援していく必要があります。

老人クラブの結成状況

年度	単位クラブ数	会員数（人）
平成 19 年度	712	55,056
平成 20 年度	705	54,819
平成 21 年度	698	54,310
平成 22 年度	695	53,830
平成 23 年度	689	53,310

シルバー人材センター年間事業実績



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
健康な高齢者の割合	65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合	高齢化の進展に伴い、要介護認定者率も増加すると見込まれるが、その増加率を最小限に抑え、健康な高齢者の割合の維持を目指す。	82.6% (22年度)	80%以上 (26年度)

■施策の方向

①高齢者の社会参加と生きがいの推進

高齢者が豊富な経験と知識を生かし、地域社会の一員として多様な活動ができるよう、シルバー人材センターの充実を図るとともに、さまざまな就労や活動の場の確保に努めます。

また、生涯学習活動や世代間の交流事業を推進するとともに、老人クラブなどの関係団体が主体となった生きがいのづくり活動を支援します。

さらに、高齢者が自主的に交流活動を行えるような環境の整備に努めるとともに、老朽化が著しい老人福祉センターや老人憩いの家の改修について検討します。

②障害者の自立と社会参加の推進

障害のある人それぞれの意欲等に応じ、就労に向けた支援や生産活動その他の活動機会を提供することにより、雇用・就労機会の拡大に努めます。

また、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援を充実させるとともに障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

■市民に期待する役割

* シルバー人材センターを積極的に活用する。

* 高齢者や障害者が、より安心で安全に生活できる住みよい地域づくりを心がける。



さらに、障害のある人となない人とがふれあい、お互いの理解を深める交流事業を継続して実施するとともに、文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大を図ります。

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	5	共に生き共に支えるふれあいのまちづくり
施 策	(1)	保健・医療・福祉の連携、充実

現状と課題

生涯を通して安心して暮らしていくため、身近なところで質の高い保健サービスや医療サービスを受けられることが求められています。

保健福祉センターは、市内に7センターを配し、地域の保健福祉サービス提供の活動拠点となっていますが、各センターの所管人口に不均衡があることや施設の老朽化などから、今後、所管区域の見直しを含めたセンターの再編や施設の改修等について検討していく必要があります。

市民病院は、平成19年1月に地域がん診療連携拠点病院に、平成20年10月には県内初の地域医療支援病院に指定されており、開放型病床の開設や地域医療連携室の設置を行うなど、地域医療機関との連携のもとで地域完結型の医療を提供し、地域医療の中核病院としての役割を果たしてきました。

また、平成8年から災害拠点病院の地域災害医療センターとして、災害発生時に速やかに初期救急医療体制をとるための整備を進めるとともに、平成22年には災害時



に被災地に派遣して救急治療を行う災害派遣医療チーム（DMAT）を編成しています。

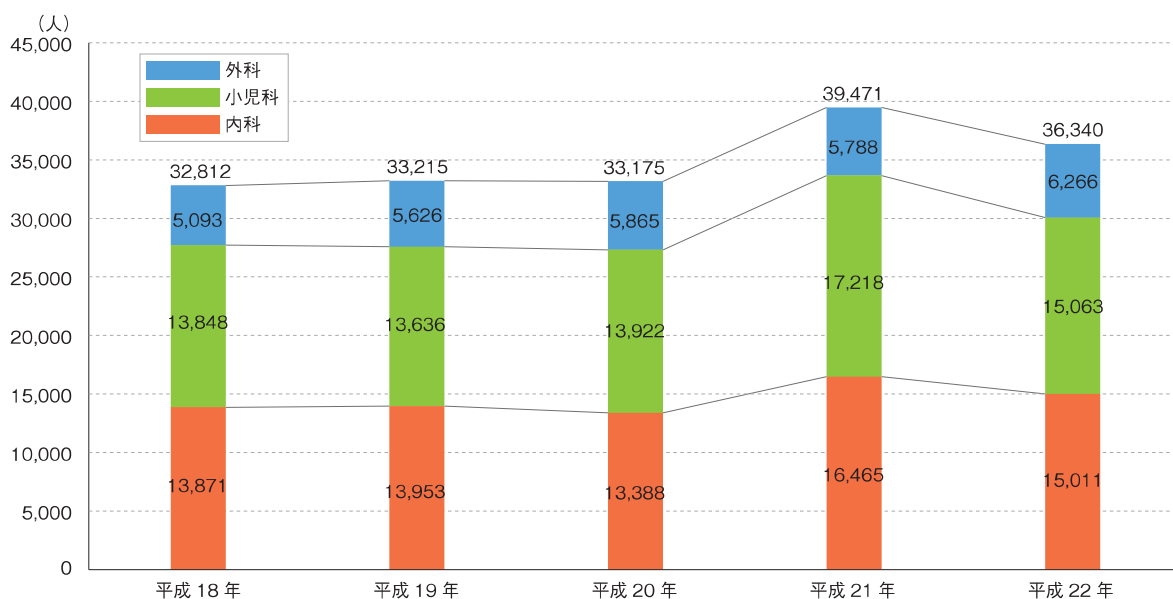
今後は、地域連携をさらに推進するとともに、市民から信頼される病院となるよう、医療の質や療養環境の向上を図りながら、安心で安全な医療の提供に努める必要があります。

市内の病院で取り扱った患者数及び富山市民病院の状況 (人)

年度	市内の病院で取り扱った患者数		左記のうち富山市民病院の状況	
	入院患者	外来患者	入院患者	外来患者
平成 17 年度	2,770,282	2,478,549	205,127	293,224
平成 18 年度	2,763,714	2,421,343	180,703	263,825
平成 19 年度	2,679,022	2,350,518	176,561	258,961
平成 20 年度	2,649,923	2,279,312	159,773	244,275
平成 21 年度	2,612,752	2,254,141	167,106	245,745



富山市救急医療センター（現 富山市・医師会急患センター）の利用状況



後期基本計画（各論）

I 人が輝き安心して暮らせるまち

■ 施策の方向

① 保健・医療・福祉の一体的なサービスの実現

保健・医療・福祉の一体的なサービスの実現を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

また、保健と福祉の拠点施設である保健福祉センターについては、その機能や利便性など地域ニーズを踏まえながら再編、施設の改修について検討します。

② 市民病院の充実

医療の高度化に対応するため、認定看護師の養成など、医療スタッフの資質の向上に努めます。

また、施設面については、既存施設の改修を進めながら、さらなる病院機能の充実を図るため、外来診療部門の整備など、多様な医療サービスを提供できる施設の整備に努めます。

③ 救急医療体制の充実

市民病院敷地内に設置した富山市・医師会急患センターにおいて、広域的な医療ニーズ等も踏まえ、富山市医師会と連携しながら、初期救急医療の充実に努めます。

■ 市民に期待する役割

* かかりつけ医や保健福祉センターの活用などによって、自主的、継続的な健康管理に努める。

■ 総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
市民病院外来診療部門等整備事業		西病棟8階改修工事 外来診療部門改修工事

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	5	共に生き共に支えるふれあいのまちづくり
施 策	(2)	コミュニティの再生

現状と課題

本市では、これまで主に小学校区を単位としてコミュニティが形成されてきましたが、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、従来の地域社会における連帯意識や地域への愛着心が希薄化しつつあります。

コミュニティの再生には、市民が自らのまちを魅力ある地域にしようと行動したり、福祉をはじめとするさまざまな分野で積極的に活動を行うことが重要であることから、コミュニティ意識の高揚や、市民のまちづくりに対する積極的な参画意識を育むことに努めるとともに、地域におけるさまざまな活動を支援していくことが必要となっています。



市立公民館利用状況

(人)

区分	主催事業	その他の事業	計
平成 21 年度	177,807	660,057	837,864
平成 22 年度	160,044	649,598	809,642

※主催事業とは、公民館及び市・県が主催する事業をいう。
その他の事業とは、クラブ・サークル・各種団体が自主的に行う事業をいう。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
公民館利用者数 (再掲 I-1-(4))	利用状況報告書に基づく公民館利用者数	多様な生涯学習などの機会を提供し、年2,000人の利用者増を目指す。	809,642人 (22年度)	820,000人

施策の方向



①地域活動の推進

市民と行政が一体となって、地域の特性を生かした学習活動や住民のふれあい活動、郷土に根ざした伝統の継承などの事業の充実に努め、住民自らが地域づくりに参画することや世代間交流等を通じて地域力を育み、住民相互の連帯意識を高めることができるよう積極的に支援します。

また、地域における防犯、防災、福祉、教育などの活動を担う各種団体の支援と連携強化に努め、地域活動の活性化を促進します。

②ボランティア活動の推進

ボランティア情報を積極的に提供するとともに、各種ボランティア団体などの活動例を広く市民に周知し、男女・年代を問わず、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。

③地域の活動拠点の整備

それぞれの地域における学習やコミュニティ活動、交流活動の拠点となる市立公民館の整備を進めるとともに、より身近な地域活動の拠点となる自治公民館の建設支援に努めます。

■市民に期待する役割

* 防犯、防災、福祉、教育のさまざまな地域活動やボランティア活動に積極的に参加する。

* コミュニティの役割を身近に感じ、地域の絆や連帯意識を育む。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
市立公民館の整備・充実（再掲 I-1-(4)）		9 館整備

まちづくりの目標	I	人が輝き安心して暮らせるまち
政 策	5	共に生き共に支えるふれあいのまちづくり
施 策	(3)	家庭・地域における教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、倫理観、自立心や自制心などを身に付けるうえで重要な役割を果たすものであり、すべての教育の出発点です。

しかし、近年の少子化、核家族化、地域の絆や連帯意識の希薄化などにより、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中であって、育児不安や児童虐待、不登校などのさまざまで深刻な問題が発生しており、家庭の教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、本来、保護者の主体性と責任において行われるものですが、子どもは将来の担い手であるという観点から、個々の家庭の意思を尊重しながら、子育てを



社会全体で積極的に支援していくことが必要となります。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
朝食をとる子どもの割合	朝食をとる児童・生徒の割合	家庭での健全な食習慣の確立を図り、富山県の目標数値を参考に小学生100%、中学生98%を目指す。	小学生98.5% 中学生94.5% (22年度)	小学生100% 中学生98%

施策の方向



①家庭における教育力の向上

各種講座や家庭教育相談などを通して、子育てやしつけなど家庭教育に関する情報提供に努めるとともに、親

子の共同体験の機会の提供など、親子のふれあいの場づくりに努めます。

また、情操教育として効果が期待されている子どもの読書活動を推進するため、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりの大切さを啓発します。

②家庭・学校・地域との連携

子どもたちが健全に育ち安心して活動できるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくりに努めるとともに、開かれた学校づくりの推進を通して、学校と地域との連携の拡充を図ります。

また、家庭での健全な食習慣の確立を図るため、家庭・学校・地域の連携のもと、食育を推進します。

■市民に期待する役割

- * 地域の子どもを見守り、子どもにとって安全な環境づくりに努める。
- * 学校や地域と連携しながら、基本的な学習習慣や生活習慣の定着を図るための家庭教育を行う。
- * 「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、教育活動や体験活動などに積極的に参画する。
- * 開かれた学校づくりに参画する。

